

九八 かり講つゞけて夜半に至れり 彼等が集れる櫃に多の燈あり 九
 九 名する一人の少年窓に倚て坐し熟睡り居しがパウロの道を講れること久
 十 かりければ彼匪に因て三階より墮これを決起しに既に死りパウロ下
 十一 て其上に伏これを抱て曰けるハ爾曹愛咷ぐ勿れ此人の生命の中にあり
 十二 斯てパウロ復上りパンを擧て食ひ久しく彼等と語り天明に及て出立り
 十三 人々この少年を携へ其活るを見て甚だ慰めり 借われら舟にのり先ちて
 十四 アソスに濟ちの處にてパウロを登んとせり蓋われ陸より往ん自ら如此
 十五 ハ定しなり 彼アソスに於て我儕に遇ければ彼を登てミテレチに至り
 十六 彼處より舟出して次日キオスの對に至り又次日サモスに着トロケリチム
 十七 に泊り次日ミレトスに至れり 蓋パウロアシアに時を費さざる爲に舟に
 十八 てエペソを過んと意を定むがゆる也かく定むハ彼なるべくハベンテコ
 十九 ステの日エルサレムに在ることを得んと急たるに因て 斯て彼ハミレトス
 二十 よりエペソに使を遣して教會の長老たちを召り 彼等が來し時パウロ之

十五上十七〇廿
 一 王十四〇
 一 王十四〇
 一 王十四〇
 一 王十四〇
 一 王十四〇

十五上十七〇廿
 一 王十四〇
 一 王十四〇
 一 王十四〇
 一 王十四〇

十九 二 曰けるハ我アシアに來りし初の日より常に爾曹の中に在て行ひし事ハ
 二十 爾曹が知るところ也 即ち我すべての事に謙遜また涙を流しユダヤ人の
 二十一 謀により艱難に遇て主に事へ 益ある事ハ残す所なく之を宣て或ハ人々
 二十二 の前或ハ家々に於て爾曹に教へ 神に對てハ悔改め主イエスキリストに
 二十三 對てハ信仰すべき事をユダヤ人またギリシヤ人に示せり 今ハ我心切り
 二十四 てエルサレムに往かしにて遇さる如何を知ら 今ハ聖靈毎邑に我に示
 二十五 していふ縲紲と思維われを俟り 然どもわれハ我往べき路程と主イエ
 二十六 シより受し職すなハち神の恩の福音を證する事を送ん爲にハ我生命をも
 二十七 重ぜざる也 今われ知なんぢらの中を遊行て神の國を傳へし我面を此後
 二十八 なんぢら復び見ざるべし 是故に我今日なんぢらに設す凡の人の血に於
 二十九 て我ハ潔くして與ることなし 蓋われ神の旨を殘す所なく悉く爾曹に宣
 三十 たらバ也 故に爾曹みづから慎み且なんぢらが聖靈に立られて監督とな
 三十一 れる其全群を慎み主の己が血をもて買給ひし所の教會を牧ふべし 蓋わ

十五上十七〇廿
 一 王十四〇
 一 王十四〇
 一 王十四〇
 一 王十四〇

十五上十七〇廿
 一 王十四〇
 一 王十四〇
 一 王十四〇
 一 王十四〇

十五上十七〇廿
 一 王十四〇
 一 王十四〇
 一 王十四〇
 一 王十四〇

十五上十七〇廿
 一 王十四〇
 一 王十四〇
 一 王十四〇
 一 王十四〇

十五上十七〇廿
 一 王十四〇
 一 王十四〇
 一 王十四〇
 一 王十四〇

十五上十七〇廿
 一 王十四〇
 一 王十四〇
 一 王十四〇
 一 王十四〇

十五上十七〇廿
 一 王十四〇
 一 王十四〇
 一 王十四〇
 一 王十四〇

七本七〇十五
ス約書二〇十
八十九
イ歴十九〇十
口西一〇廿八

一四二〇十二
後前一〇四
母前十二〇三
母前九〇十
一十二
使十八〇三
野前四〇十二
使三〇八

三十 去ん後この群を惜ざる暴き狼なんぢらの中に入んことを知べなり亦
 三十一 なんぢらの中より弟子等を己に従へせんさて悖理なる言を言出す者も
 三十二 此故に爾曹徹醒せよ我三年のあひだ夜も晝も断す涙を流して各
 三十三 人を勸しこころを憶ふべし 兄弟よ爾曹の徳を建かつ凡の聖られし者の中
 三十四 に於て業を爾曹に与る能ある神もよび其恩恵の道に今われ爾曹を委ぬ
 三十五 われ人の金銀衣服を食りしことなし 我この手へ我および我と偕に在し
 三十五 者の需用に供し事へ爾曹が知こころ也 われ爾曹も如此勤勞て柔弱者を
 三十六 扶け且主イエスの日給へる受るよりも與るの福也との言を心に記べきを
 三十七 凡の事に於て示せる也 パウロかく語て跪つき衆人と共に祈れり 彼
 三十八 等みな大に哭きパウロの頸を抱て之を接吻し其再び我面を見まじこいひ
 三十九 し言に因て別ても憂をなし彼を舟まで伴へり
 四十 **三十一** われら強て彼等に離れ舟にて眞直にコスに至り次日ロドスに
 四十一 ゆき彼處よりパメラに至り **三十二** ビニケに濟る舟に遇これに登て出 **三十三** クプロ

一四二〇十二
廿三

一四二〇十二
廿三

一四二〇十二
廿三

一四二〇十二
廿三

一四二〇十二
廿三

四 去ん後この群を惜ざる暴き狼なんぢらの中に入んことを知べなり亦
 五 去ん後この群を惜ざる暴き狼なんぢらの中に入んことを知べなり亦
 六 去ん後この群を惜ざる暴き狼なんぢらの中に入んことを知べなり亦
 七 去ん後この群を惜ざる暴き狼なんぢらの中に入んことを知べなり亦
 八 去ん後この群を惜ざる暴き狼なんぢらの中に入んことを知べなり亦
 九 去ん後この群を惜ざる暴き狼なんぢらの中に入んことを知べなり亦
 十 去ん後この群を惜ざる暴き狼なんぢらの中に入んことを知べなり亦
 十一 去ん後この群を惜ざる暴き狼なんぢらの中に入んことを知べなり亦
 十二 去ん後この群を惜ざる暴き狼なんぢらの中に入んことを知べなり亦
 十三 去ん後この群を惜ざる暴き狼なんぢらの中に入んことを知べなり亦

子徒廿〇廿四
 リ得前三〇十八
 路廿二〇四十八
 二
 カ得前十七〇廿
 二
 六
 徒十五〇四
 六
 徒十五〇十二
 八十九
 八十九
 徒十六〇一
 三
 徒三前九
 〇十九聖廿一
 三
 加二〇三聖五
 三
 子徒十八〇十八
 民六〇三十八
 三十八

十四 子徒廿〇廿四
 十五 路廿二〇四十八
 十六 二
 十七 徒十五〇四
 十八 六
 十九 徒十五〇十二
 二十 八十九
 二十一 八十九
 二十二 徒十六〇一
 二十三 三
 二十四 徒三前九
 二十五 〇十九聖廿一
 二十六 三
 二十七 加二〇三聖五
 二十八 三
 二十九 子徒十八〇十八
 三十 民六〇三十八
 三十一 三十八

が哭て我心を摧くや我主イエスの名の爲にハ第に縛るゝ耳ならずエルサレムに死るも亦甘する所なり
 成と曰て止 既に數日を控て我儕行装をなしエルサレムに上れり
 イザリヤの弟子等も數人われらと偕に行て我儕をクプロのナソンと云る
 老弟子の所にいらせんとて其家に携ひ入ぬ
 兄弟たち欣て我儕を迎ふ
 老等みな集居れり
 行ひ給し事を一々告げれば
 弟も爾ユダヤ人の信ぜしもの幾萬なるを知かれらハ皆律法に熱心なる者なり
 對禮を行ふ勿れ例に従ふ勿れと言り告る者あり彼等これを聞たり
 いかん爲べき多の人々爾の來れるを聞て必ず集らん
 爾この人々を携へ之と偕

子徒十五〇廿四
 廿九
 三十七
 徒十九〇一
 八至十
 〇十八
 徒廿六〇廿一
 廿四
 〇五
 六
 徒十六〇一
 三
 徒三前九
 〇十九聖廿一
 三
 加二〇三聖五
 三
 子徒十八〇十八
 民六〇三十八
 三十八

二五 子徒十五〇廿四
 二六 廿九
 二七 三十七
 二八 徒十九〇一
 二九 八至十
 三〇 〇十八
 三一 徒廿六〇廿一
 三二 廿四
 三三 〇五
 三四 六
 三五 徒十六〇一
 三六 三
 三七 徒三前九
 三八 〇十九聖廿一
 三九 三
 四〇 加二〇三聖五
 四一 三
 四二 子徒十八〇十八
 四三 民六〇三十八
 四四 三十八

に潔事をなし代て其費を贖ひ彼等に髪を薙こさを得しめよ然バ人々なんぢに就て聞し所みな虚にして爾が律法を守て行へる事を知べし
 異邦人ハ我儕すてに書をかき遺て斯る類の事ハ守るに及すたト偶像に獻し物と血と勒殺し者および姦淫とを慎む可と定たり
 次日この人々を携へて之と偕に潔事をなし且かれら各人の爲に供物を獻へき事と其期までに潔事の日を盡さん事を殿に入て告
 爲さきアシアより來しユダヤ人パウロの殿に居を見て凡の民を豫動しめ彼を執へ 喊叫けるハインラエルの人々我儕を助よ此人ハ遠く教を傳この民と律法と此處に逆ふ者なり又ギリシヤ人をも引て殿に入この聖所を汚たり 蓋かれら藝にエヘソ人トロピモと云る者のパウロと共に城下に在しを見てパウロ之を殿に引入しと意へる也 是に於て聲色さわぎたち人々趨集りてパウロを執へ之を殿より曳出しければ直に其門を閉たり 彼等すてにパウロを殺さんさせし時あまれくエルサレム紛亂たりとの

三三 風聲千夫の隊の長に聞えければ、彼たゞちに兵卒と百夫の長等を率ゐ彼
 三三 等の所に趨下れり。彼等千夫の長と兵卒を見て、パウロを打つことを止。其
 三三 千夫の長近りて、パウロを執へ命じて二の鏈にて之を繋せうの誰たる又
 三四 何事を行ひかを問たり。衆の人々のうち或は彼事をいひ或は此事を言さ
 三四 けび亂に因て千夫の長等の實情を知ること能はず。是故に命じて彼を陣營に
 三五 曳往しめたり。衆の人々後に從ひて彼を殺せよと叫び、擁迫るに因て階
 三六 及び及るるとき、兵卒パウロを預り、パウロ曳れて陣營に入んさせし時、千夫の
 三七 長に曰ける、我なんぢに語て可や否かれ答ける、爾ギリシヤの方言を説
 三八 や、爾の聲に亂を起し、四千人の凶徒を率て野に出し、エジプト人ならず乎
 三九 パウロ曰ける、我ハキリキヤのタルソに生じ、エマヤ人にて、郿邑の民
 四十 に非ず、願くハ民に語ることを我に許せ。千夫の長これを許ければ、パウロ
 四十 階の上になち民に向て手を掲ぎ、其大に靜れるとき、ヘブルの方言をもて彼
 等に語れり。

一 彼等うちのヘブルの方言にて語るを聞いていよく靜れり。パウロ曰ける
 二 我ハキリキヤのタルソに生れ而して此邑のガマリエルの
 三 足下にて長られ先祖の嚴なる律法に由て教られ、神に熱心なりし事ハ今日
 四 の爾曹すべての者の如なりき。われ靈に斯道の人を男女とも縛かつ獄に
 五 解し死に至るまでに之を嘗たり。即ち祭司の長と長老會の人の我に就て
 六 みな證をなすが如し。我彼等より兄弟等に遺る文を受メ、マスコに在る者を
 七 縛てエルサレムに引來り刑を受しめんとて、彼處に赴けり。然る我ゆきて
 八 マスコに近けるに時、ある日中たちまち天より大なる光ありて我を
 九 環照せり。われ地に仆る其時、パウロ、パウロ何故われを嘗るや、さいふ聲を
 十 聞き、われ答ける、主よ、爾誰ぞや、我に曰ける、我ハ爾が嘗る所のナザレ
 十一 のイエスなり。我と偕に在しもの光を見て懼たり。然る我に語し者の聲を
 十二 聞き、我いひける、主よ、我なにを爲すべきか。主われに曰給ひける、

一 彼等うちのヘブルの方言にて語るを聞いていよく靜れり。パウロ曰ける
 二 我ハキリキヤのタルソに生れ而して此邑のガマリエルの
 三 足下にて長られ先祖の嚴なる律法に由て教られ、神に熱心なりし事ハ今日
 四 の爾曹すべての者の如なりき。われ靈に斯道の人を男女とも縛かつ獄に
 五 解し死に至るまでに之を嘗たり。即ち祭司の長と長老會の人の我に就て
 六 みな證をなすが如し。我彼等より兄弟等に遺る文を受メ、マスコに在る者を
 七 縛てエルサレムに引來り刑を受しめんとて、彼處に赴けり。然る我ゆきて
 八 マスコに近けるに時、ある日中たちまち天より大なる光ありて我を
 九 環照せり。われ地に仆る其時、パウロ、パウロ何故われを嘗るや、さいふ聲を
 十 聞き、われ答ける、主よ、爾誰ぞや、我に曰ける、我ハ爾が嘗る所のナザレ
 十一 のイエスなり。我と偕に在しもの光を見て懼たり。然る我に語し者の聲を
 十二 聞き、我いひける、主よ、我なにを爲すべきか。主われに曰給ひける、

十一 起てダマスコに往すてに定りし爾が爲べき事ハ彼處に於て爾に告べし
 十二 爾の光の耀に縁て我みることを得す成ければ我も偕に在し者の手に授ら
 十三 れてダマスコに至れり 十二の邑に住る凡のユダヤ人の中に譽あるアナニ
 十四 アといふ律法に循へる神を敬ふ人 我もここに來り側に立て曰けるハ兄弟
 十五 サウロ復び見ごころを得よ我たごちに目を擧て彼を見たり 彼また曰われ
 十六 らの列祖の神ハ爾に神の旨を知らしめ彼の義者を見させ其口より出る聲を
 十七 聞しめん事を定め給へり 蓋なんぢ彼が爲に其見聞せし事を以て凡の人
 十八 に向ひ證人と爲べければ也 今なんぢ如何で緩ふ可んや起て主の名を証
 十九 パテスマを受て其罪を滌去べしと 我エルサレムに返り聖殿に於て新
 二十 立る證を納ざるが故に速にエルサレムを出よと曰たまへり 我いひける
 二十一 ハ主よ我も爾を信する者を執へ或ハ諸會堂にて之を鞭らししことを彼等
 二十二 ハ知 又爾の證人ステパノの其血を流さるる時われ傍に立て其殺さる

一 徒七〇五十八
 二 徒八〇三九
 三 徒十〇十七
 四 徒一〇十八

十一
 十二
 十三
 十四
 十五
 十六
 十七
 十八
 十九
 二十

二十一 爾を好し彼を殺す者の衣を守れり 主われに曰けるハ往われ爾を遣く
 二十二 異邦人に遺すべし 彼等さして此言に至みな聲を擧て曰けるハ此の如き
 二十三 者を地より去かれハ先に生命の有べき者ならざりや かれら喧呼て其衣
 二十四 をぬぎ塵を空中に揚ければ 千夫の長命じてパウロを陣營に引入しめ何
 二十五 故かく彼等がパウロに向て喧呼かを知んがため鞭ちて彼に訊べしと言り
 二十六 曰けるハ罪を定すして羅馬人たる者を鞭つハ律法に當ふや 百夫の長こ
 二十七 れを聞ゆきて千夫の長に告て曰けるハ爾なすことを慎めよ此人ハ羅馬人
 二十八 なり 千夫の長ゆきてパウロに曰けるハ爾ハ羅馬人なるや我に告よパウ
 二十九 ロ曰けるハ然り 千夫の長こたへけるは我ハ多の金を以て此民籍を得た
 三十 リパウロ曰けるハ我ハ生來なり 是に於てパウロを拷問せんさせし者等
 三十一 たごちに退けり千人の長ちの羅馬人なるを知かれを縛ししことを懼る
 三十二 斯て明日ユダヤ人の彼を訴たる故を確に知んご欲ひパウロの縛をとき祭

一 徒七〇六十六
 二 徒七〇六十七
 三 徒七〇六十八
 四 徒七〇六十九
 五 徒七〇七十
 六 徒七〇七十一

二十一
 二十二
 二十三
 二十四
 二十五
 二十六
 二十七
 二十八
 二十九
 三十

一 司の長等および全議會に命じて集らしめパウロを携往て其前に立たせたり
 二 至るまで凡のこゝ真心に由て神に事たり 祭司の長アナニア側立る
 三 者に命じて彼の口を撃しむ 是に於てパウロ彼に曰けるハ粉聖たる壁よ
 四 神ハ爾を撃ん爾が坐せるハ律法に循ひて我を審ん爲なるに律法に違ひ命
 五 じて我を撃しむる乎 側に立る者ども曰けるハ爾神の祭司の長を誦るや
 六 パウロ曰けるハ兄弟よ我等の祭司の長なるを識さりき識ば然ハ言さり
 七 し也ウハ爾の民の有司を誦る勿れと辭されたり パウロ彼等の其中ハサ
 八 ドカイの人半ハパリサイの人なるを知て議會の中に呼り曰けるハ人々兄
 九 弟よ交ハマリサイの人またパリサイ人の子なり死たる者の甦ることを望
 十 に因て我いま審むる 七 パウロ如此いひしかハマリサイの人とサドカイの人
 十一 の間に爭論おこりて集りたる多の人々相分れたり 蓋サドカイ人ハ復生
 十二 また天使および靈を無と言ハパリサイ人ハ之をみな有と言バ也 遂に大な

一 徒廿四〇十六
 二 徒廿四〇七
 三 徒廿四〇八
 四 徒廿四〇九
 五 徒廿四一〇
 六 徒廿四一一
 七 徒廿四一二
 八 徒廿四一三
 九 徒廿四一四
 十 徒廿四一五
 十一 徒廿四一六
 十二 徒廿四一七
 十三 徒廿四一八
 十四 徒廿四一九
 十五 徒廿四二〇
 十六 徒廿四二一
 十七 徒廿四二二

一 喧嘩となりぬマリサイ人の學者たち立て争ひ曰けるハ我儕この人の惡
 二 ことを見ずしと豈あるひハ天使の彼に語し事あらんにハ我儕神に敵す可
 三 らざる也 斯て大なる争ひ起けれバ千夫の長パウロが彼等に引裂れん事
 四 を恐て兵隊に命じ彼等の中に下らせ之を奪り陣營に引入しめたり
 五 主の夜パウロの側に立て日給ひけるハパウロよ勇うハ爾われに就てエ
 六 ルサレムに設せし如く必ずロマにも證すべけれバ也 明日に及てエダヤ
 七 人黨を結び共に誓て曰けるハパウロを殺すまでハ食飲をも爲まじ 十三
 八 醫を爲る者ハ四十人餘なり かれら祭司の長および長老たちの所に來て
 九 曰けるハ我儕パウロを殺すまでハ何をも食じと誓を立たり 是故に請な
 十 んぢら議會と偕にパウロの事をなほ詳く訊る狀を作て千夫の長に告かれ
 十一 爾曹に曳下らしめ彼が近ひざる前に之を殺さんと我儕すでに備を爲
 十二 然るにパウロの姉妹の子この謀なき即ち往て陣營に入パウロに告
 十三 ハウロ請て百夫の長一人をまねき曰けるハ此少者を千夫の長に携往こ

一 徒廿五〇一
 二 徒廿五〇二
 三 徒廿五〇三
 四 徒廿五〇四
 五 徒廿五〇五
 六 徒廿五〇六
 七 徒廿五〇七
 八 徒廿五〇八
 九 徒廿五〇九
 十 徒廿五一〇
 十一 徒廿五一一
 十二 徒廿五一二
 十三 徒廿五一三
 十四 徒廿五一四
 十五 徒廿五一五
 十六 徒廿五一六
 十七 徒廿五一七

十八の者かれに告べき事あれバ也。是に於て百夫の長かれを千夫の長に携往て曰けるハ囚者パウロ我を託て此少者なんちに背べき事あれバ之を爾に携往ん事を求へり。千夫の長の手をひき解解なる處に退きて問けるハ爾我に告んとする事何や。彼いひけるハユダヤ人パウロの事をなほ詳しく問る狀を作て爾にこひ明日かれを議會に曳下さんことを約せり。然るに爾かれらが言に従ふ勿れ蓋うのうち四十八餘の者パウロを殺すまでハ食す又飲じと共に誓て伏伏し今すでに其預備をなして爾の許を俟り。千夫の長少者に爾我に此事を告し人に語る勿れと囑付て之を去しめ。又百夫の長の二人を召て兵卒二百人騎兵七十人矛を持つもの二百人を備へ今夜第九時にカイザリヤに往。かつ番を備てパウロを乗しめ之を護て方伯ヘリノスの所に送るべしと曰。また左の如き番をかき添たり。云クララデナルシアス最も尊き方伯ヘリクスの安を問。この人ユダヤ人に執られ將に殺されんとせしを我らのローマ人なるを聞きにより兵隊を率ゐ往て之

ラ 四一〇
三二〇七
八

二〇九
二〇九
二〇九

二八 彼等が託る故を知らざりしを其議會に引下しが 彼が託られしハ惟かれらの律法の論に由るのみにて其死に當るべく亦察るべきの故を見ざる也。然るにユダヤ人これを害せん計よし其事われに現れしにより直に之を爾の所に遣れり又かれを託し者等に命じて其託る所を爾に告しめんとす。是に於て兵卒ハ命に遵ひてパウロを携へ夜の中にアンテパトリスに至り。明日騎兵をしてパウロと共に往しめ其餘の者ハ陣營に歸れり。騎兵ハカイザリヤに至り書を方伯に呈しパウロを其前に立しむ。方伯書を讀畢りて彼に其國を問キリキヤの者なるを知て。曰けるハ爾を託る者の此に來らん時われ爾に聽べし遂に命じて之をヘロデの公府に於て守らしめたり。

一 五日を経てのち祭司の長アナニアハ長老等もよび一人の辯士テルトルスを共に下てパウロを方伯に託ふ。パウロ召出されし時テルトルス訟の端を發て曰けるハ。最も尊きヘリクスよ我儕なんちに由て太平

二〇九
二〇九
二〇九

二〇九
二〇九
二〇九

一 獲せしむるなり 今われ敢て爾を礙ぐる事をせし詰まばらく忍て我が片言
 二 を聴たまへ 蓋われら此人を見に疫病の如し天下のユダヤ人を擾せり且
 三 かれハナザレ宗の首にて また殿をも犯んさせり我儕これを執わが律法
 四 に循ひて審を爲んご欲ひしに 千夫の長ルシアス來て我儕の手より強て
 五 之を奪せり 彼を訟る者をして命じて爾の所に来しめたり爾かれを訊バ
 六 我儕が訟る所を悉く知べし 九 ユダヤ人も共に訟へ曰けるハ此等のこと誠
 七 に然り 十 方伯首をもて示シパウロに言しめければ彼こたへけるハ爾が
 八 多の年この民の審官たるを我志るが故に自らの事情を訟ることを喜べり
 九 爾ららん我崇拜の爲にエルサレムに上しより僅に十二日のみ 十二 彼等ハ
 十 我が殿に於て人と争論をなし又會堂あるひハ城下に於て人々を擾し事
 十一 を未だ見ざるべし 十三 且かれらが今われを訟る所の事ハ證據を立て之を確
 十二 するに能はじ 然る我この事を爾に認さん夫われハ彼等が異端と稱る

一 獲せしむるなり
 二 獲せしむるなり
 三 獲せしむるなり
 四 獲せしむるなり
 五 獲せしむるなり
 六 獲せしむるなり
 七 獲せしむるなり
 八 獲せしむるなり
 九 獲せしむるなり
 十 獲せしむるなり
 十一 獲せしむるなり
 十二 獲せしむるなり
 十三 獲せしむるなり
 十四 獲せしむるなり

一 道に循ひ我が列祖の神に事へ悉く律法と預言者の書に録されし言を信じ
 二 かつ義し不義も死し者の懸らんことを神に頼て我ハ望り即ち彼等が
 三 望む所と異なるなし 此に因て我つれに自ら勵み神に對ひ人に對て真心
 四 の責なからんことを務るなり 七 われ數年を歴たりしのち施濟を我民にな
 五 し又獻物をせんが爲に歸たり 我すでに清潔て此等の事を行る時アシア
 六 より來しユダヤ人等ハ殿に於て我が人を集ることをせず亂をも爲ざるを
 七 見たり 十九 もし我を訟へき事あらば彼等なんぢの前に訟ふべし 二十 或ハ又わが
 八 議會の前に立るとき呼りて死たる者の復生の事に就われ今日爾曹に審判
 九 るさいへる此一言の外に此人々もし我が不義ありしを見言べし 〇 是
 十 に於てヘリクス詳細に其道を知れば彼等を運しめんとして曰けるハ千
 十一 夫の長ルシアスの下らん其時われ悉く爾曹の事を究べんと 百夫の長に
 十二 命してパウロを守しめ且これを寛容にして其友の彼を供給すること有を禁ぜ
 十三 ざらしむ 〇 數日の後ヘリクス其妻ユダヤ人なるテルシフと共に來リハ

一 獲せしむるなり
 二 獲せしむるなり
 三 獲せしむるなり
 四 獲せしむるなり
 五 獲せしむるなり
 六 獲せしむるなり
 七 獲せしむるなり
 八 獲せしむるなり
 九 獲せしむるなり
 十 獲せしむるなり
 十一 獲せしむるなり
 十二 獲せしむるなり
 十三 獲せしむるなり
 十四 獲せしむるなり

第廿五章
第廿五章

三 ヲ口を召て其キリストを信する道を語るを聽クパウロ公義と辯節と來ん
 二五 さする審判を論ぜしハバベリクン懼て答けるハ爾姑く退け我使時を得
 二六 バ再なんぢを召ん へリクスパウロより金を得んことを望が故に屢次
 二七 れを召て偕に語れり 斯て二年を経て後ボルキスベストムと云る者ヘリ
 クスの職に代たりベリクス 悦をエダヤ人に取んと欲ひてパウロを獄に繋
 おけり

第廿五章
第廿五章

一 借ベストムハ任國に至て三日の後カイザリヤよりエルサレム
 二 以上れり三時に祭司の長等とエダヤの尊重たる者等パウロを彼に訴へ且
 三 これを途にて謀殺さん欲ひ彼に勸ちの恩を我儕に賜てパウロをエルサ
 四 レムに召給へんことを請 べストム答て曰けるハパウロハ守られてカイ
 五 ザリヤにあり我も遠からず彼處に赴くべし 是故に爾曹のうち權威ある
 六 者ども我と共に下り彼について訟べきこと有バ訟へよ べストム彼等の
 中十日餘とまりてカイザリヤに下り明日審判の座に坐り命じてパウ

第廿五章
第廿五章

七 口を曳出しむ バウロの來れる時エルサレムより下しエダヤ人等かれを
 八 立圍み證據を立ること能はざる多端の重罪をもて訟をなせり パウロ辯
 九 訴けるハ我いまだエダヤ人の律法および峻またカイザルにも皆犯せる所な
 十 し べストム悦をエダヤ人に取んとしてパウロに答て曰けるハ爾エルサ
 十一 レムに上り彼處に於て此事につき審判を我前に受んことを望むや否 十
 十二 ヲ口曰けるハ我今カイザルの審判の場に立この處に於て審を受るハ當然
 十三 なり我ハ爾が明かに知る如くエダヤ人に不義を爲しことなし 十二
 十四 を行ひて死に當るべき罪を犯さバ我ハ死を免るること欲はじ若われを
 十五 訟る所のこと虚きこと其望に任せて我を彼等にわたし得る者なし我ハ
 十六 カイザルに上告せん 是に於てべストム 議事官と相議したてて曰けるハ
 十七 爾カイザルに上告せん欲へリカイザルに往べし 十三
 十八 ヲ口曰けるハ王およびヘルニケベストムの安否を問ふ爲にカイザリヤに來り
 十九 彼處に留れること久かりしハベストムパウロの事を王に告て曰けるハ

十五 此に一人の囚者あり即ちペリクスの遺囑し所なり 我エルサレムに居し
 十六 さき祭司の長老ユダヤ人の長老たち之を訟へて罪に擬んことを求へり
 十七 われ彼等に答けるハ訟られしもの己を訟し者に對て其訟る所を分理へ
 十八 き機を未だ得ざる先に之を死に付るハローマ人の例に非ず 是に於て彼等
 十九 この處に來集れり我も日を延こさせず次日審判の座に坐り命じて其人
 二十 を曳出さしめたるに 訟者ども立て之を訟しが其事わが逆料りし所に違
 二十一 へり 惟われらは鬼神を敬ふ己が道とパウロが生りさいふ既に死し一人
 二十二 のイエスとに就て爭論をなし彼を訟しのみ 我これらの實証に感けれバ
 二十三 パウロに對ひ爾エルサレムに往此事につきて彼處に於て審判を受ること
 二十四 を欲ふや否と問しに 彼アウグストの實証を受んとして贖れんことを求
 二十五 めしに因われ命じて之をカイザルに送るまで守らせ置り アグリッパヘス
 二十六 トスに曰けるハわれも亦うのの人に聽んことを欲なり彼いひけるハ明日な
 二十七 んぢ之に聽べし 是に於て明日アグリッパとベルニク大に威儀を備きた

一 是に於てパウロ手を伸ひれらが訟を禦んとして曰けるハ
 二 我エダヤ人に訟られし事につき今日なんぢの前にて悉く辯訴ことを得
 三 が故に我を幸なる者とす 殊に幸なるハ爾ユダヤ人の例と彼等が論する
 四 命に由て曳出さる 二四
 五 偕にある人々ハ爾曹この人を觀なるべしユダヤの多の人々エルサレムに
 六 於ても亦この所に於ても彼について我に訟彼ハ此のち生べき者に非ずと
 七 呼叫べり 然ぞ我これを查看て其死べき事を爲ざりしを知り且われ自ら
 八 アウグストに上告せんを爲によりわれこれを解らんことを定たり 我こ
 九 れに就て我が主上に奏すべき實情を得ず故に我これを實証て奏すべき事
 十 を得んがため爾曹の前また殊更にアグリッパ王なんぢの前に曳出せり
 十一 一ハ囚者を解るに其罪案を書ろへざるハ理に合はずと意へバ也
 十二 是に於てパウロ手を伸ひれらが訟を禦んとして曰けるハ
 十三 我エダヤ人に訟られし事につき今日なんぢの前にて悉く辯訴ことを得
 十四 が故に我を幸なる者とす 殊に幸なるハ爾ユダヤ人の例と彼等が論する

所の端緒を悉く知たまふ事なり是故に願くハ耐心て我に聽たまへ 夫わ
 が始よりエルサレムに在て我民の中にをり幼稚さきより如何に世を過し
 かをユダヤ人ハみな知なるべし 五 もし證を爲んさせば彼等ハ素より我が
 黨に我儕の教の中にて最も嚴き所に選びたるバリサイ人なりし事を知り
 今われ立て我儕の先祖等に神の約束し給し其望につきて鞠かるゝ也
 この望ハ即ち我儕の十二の支派の夜も盡し専ら神に事て得んとする者な
 リアグリッパ王此望の爲に我ハユダヤ人に認られたり 神すてに死し
 者を逃らせ給りと云とも爾曹なんが信じ難しとする乎 我も亦黨にハナ
 ザレのイエスの名に逆ハ人がため多の事を行ハ宜ことゝ自ら意ハ エルサ
 レムにて此事を行リ即ち祭司の長等より權威を受て多の聖徒を獄に入
 した彼等の殺さるゝ時ハ其を宜とし 諸會堂に於て屢次これを罰し強て之
 に發瀆を言しめ且狂ること甚しく之に由て外國の邑にまで攻及べり 此
 さき祭司の長等より權威と命令を受てダマスコへ往しに 王ハ其途にて

徒廿三〇三
 徒廿三〇六
 徒廿三〇七
 徒廿三〇八
 徒廿三〇九
 徒廿三〇一〇
 徒廿三〇一一
 徒廿三〇一二
 徒廿三〇一三
 徒廿三〇一四
 徒廿三〇一五
 徒廿三〇一六
 徒廿三〇一七
 徒廿三〇一八
 徒廿三〇一九
 徒廿三〇二〇
 徒廿三〇二一
 徒廿三〇二二
 徒廿三〇二三
 徒廿三〇二四
 徒廿三〇二五

正午われ天より光あるを見たり日よりも耀きて我および同行る者も
 照せり 我儕みな地に仆る其時ヘブルの方言にてサウロサウロ何ぞ我を
 害する乎なんぢ爾ある鞭を賦こさ難しと我に語れる聲を我きけり 我いひ
 けるハ主よ爾ハ誰ぞや彼こたへけるハ我ハ爾が害する所のイエスなり 爾
 起て立ち我なんぢに現るゝハ爾を立て役者とし又なんぢが既に見し事と
 我が爾に現れて示さん其事の證人とし爲んがため也 我なんぢを守て此民
 および異邦人の手より拯ふべし今なんぢを彼等に遣すハ 彼等の目を啓
 き暗を離れて光に就リタンの權を離れて神に歸せしめ又彼等をして我を
 信するに因て罪の赦と聖られし者の中に於て業を受ることを得させんが
 爲なり 是故にアグリッパ王よ我この天の現示に背すして 先ダマスコ
 エルサレムの人々次にユダヤの全地および異邦人にまで恒に悔改に符ふ
 行をなして罪を悔へき事と神に歸すべき事とを宣傳へたり 此等の事に
 由てユダヤ人われを殿にて執かつ我を殺さんさせり 然して我ハ神の佑

徒廿二〇九
 徒廿二一〇
 徒廿二一一
 徒廿二一二
 徒廿二一三
 徒廿二一四
 徒廿二一五
 徒廿二一六
 徒廿二一七
 徒廿二一八
 徒廿二一九
 徒廿二二〇
 徒廿二二一
 徒廿二二二
 徒廿二二三
 徒廿二二四
 徒廿二二五
 徒廿二二六
 徒廿二二七
 徒廿二二八
 徒廿二二九
 徒廿二三〇
 徒廿二三一
 徒廿二三二
 徒廿二三三
 徒廿二三四
 徒廿二三五
 徒廿二三六
 徒廿二三七
 徒廿二三八
 徒廿二三九
 徒廿三〇
 徒廿三〇一
 徒廿三〇二
 徒廿三〇三
 徒廿三〇四
 徒廿三〇五
 徒廿三〇六
 徒廿三〇七
 徒廿三〇八
 徒廿三〇九
 徒廿三一〇
 徒廿三一〇一
 徒廿三一〇二
 徒廿三一〇三
 徒廿三一〇四
 徒廿三一〇五
 徒廿三一〇六
 徒廿三一〇七
 徒廿三一〇八
 徒廿三一〇九
 徒廿三一一〇
 徒廿三一一〇一
 徒廿三一一〇二
 徒廿三一一〇三
 徒廿三一一〇四
 徒廿三一一〇五
 徒廿三一一〇六
 徒廿三一一〇七
 徒廿三一一〇八
 徒廿三一一〇九
 徒廿三一一一〇
 徒廿三一一〇一
 徒廿三一一〇二
 徒廿三一一〇三
 徒廿三一一〇四
 徒廿三一一〇五
 徒廿三一一〇六
 徒廿三一一〇七
 徒廿三一一〇八
 徒廿三一一〇九
 徒廿三一一一〇
 徒廿三一一〇一
 徒廿三一一〇二
 徒廿三一一〇三
 徒廿三一一〇四
 徒廿三一一〇五
 徒廿三一一〇六
 徒廿三一一〇七
 徒廿三一一〇八
 徒廿三一一〇九
 徒廿三一一一〇
 徒廿三一一〇一
 徒廿三一一〇二
 徒廿三一一〇三
 徒廿三一一〇四
 徒廿三一一〇五
 徒廿三一一〇六
 徒廿三一一〇七
 徒廿三一一〇八
 徒廿三一一〇九
 徒廿三一一一〇
 徒廿三一一〇一
 徒廿三一一〇二
 徒廿三一一〇三
 徒廿三一一〇四
 徒廿三一一〇五
 徒廿三一一〇六
 徒廿三一一〇七
 徒廿三一一〇八
 徒廿三一一〇九
 徒廿三一一一〇
 徒廿三一一〇一
 徒廿三一一〇二
 徒廿三一一〇三
 徒廿三一一〇四
 徒廿三一一〇五
 徒廿三一一〇六
 徒廿三一一〇七
 徒廿三一一〇八
 徒廿三一一〇九
 徒廿三一一一〇
 徒廿三一一〇一
 徒廿三一一〇二
 徒廿三一一〇三
 徒廿三一一〇四
 徒廿三一一〇五
 徒廿三一一〇六
 徒廿三一一〇七
 徒廿三一一〇八
 徒廿三一一〇九
 徒廿三一一一〇
 徒廿三一一〇一
 徒廿三一一〇二
 徒廿三一一〇三
 徒廿三一一〇四
 徒廿三一一〇五
 徒廿三一一〇六
 徒廿三一一〇七
 徒廿三一一〇八
 徒廿三一一〇九
 徒廿三一一一〇
 徒廿三一一〇一
 徒廿三一一〇二
 徒廿三一一〇三
 徒廿三一一〇四
 徒廿三一一〇五
 徒廿三一一〇六
 徒廿三一一〇七
 徒廿三一一〇八
 徒廿三一一〇九
 徒廿三一一一〇
 徒廿三一一〇一
 徒廿三一一〇二
 徒廿三一一〇三
 徒廿三一一〇四
 徒廿三一一〇五
 徒廿三一一〇六
 徒廿三一一〇七
 徒廿三一一〇八
 徒廿三一一〇九
 徒廿三一一一〇
 徒廿三一一〇一
 徒廿三一一〇二
 徒廿三一一〇三
 徒廿三一一〇四
 徒廿三一一〇五
 徒廿三一一〇六
 徒廿三一一〇七
 徒廿三一一〇八
 徒廿三一一〇九
 徒廿三一一一〇
 徒廿三一一〇一
 徒廿三一一〇二
 徒廿三一一〇三
 徒廿三一一〇四
 徒廿三一一〇五
 徒廿三一一〇六
 徒廿三一一〇七
 徒廿三一一〇八
 徒廿三一一〇九
 徒廿三一一一〇
 徒廿三一一〇一
 徒廿三一一〇二
 徒廿三一一〇三
 徒廿三一一〇四
 徒廿三一一〇五
 徒廿三一一〇六
 徒廿三一一〇七
 徒廿三一一〇八
 徒廿三一一〇九
 徒廿三一一一〇
 徒廿三一一〇一
 徒廿三一一〇二
 徒廿三一一〇三
 徒廿三一一〇四
 徒廿三一一〇五
 徒廿三一一〇六
 徒廿三一一〇七
 徒廿三一一〇八
 徒廿三一一〇九
 徒廿三一一一〇

三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一

をえ今日に至るまで驚るゝことなく小き者にも大なる者にも證をなせり
我言さころハ預言者およびモーセが將來のならず成んと言しことに非ざ
るハなし 即ちキリストの苦難を受死し者の復生の始となり光を此民
と異邦人に傳ふることも也 パウロが如此うつたへける時バネスト大聲に
曰けるハパウロハ爾ハ狂氣せり博學爾をして狂氣せしめたり
けるハ最も尊きバネストスハ我ハ狂氣せるに非ず我言さころハ眞實にして
隨なる心より出るなり 爾此等の事情ハ王よく知たまへバ我はよから
すして王の前に詔れり蓋これらの事ハ方隅に行ハれたるに非されバ王に應
るゝ所なしと信すれば也 アグリッパ王ハ爾預言者の書を信する乎われ
爾の信するを知 アグリッパパウロに曰けるハ爾われを勸て容易キリス
テアンと爲んさす パウロ曰けるハ容易にもせよ容易からざるにもせよ
我ハ惟なんぢ耳ならず今日われに聽さころの者みな此縲纒なくして我
さき者ならんことを神に願ふなり 如此かたり畢しき王と方伯及び

三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一

ヘルニケ又ともに坐せし人々起て退き 相語て曰けるハ此人ハ死べき事
さ縲纒にかゝる可ことを爲さる也 アグリッパバネストに對ひ曰けるハ
此人もしカイザルに上告せんと言ざりしならバ既釋すべき者なり
われら曰にイタリヤへ航ることに定りければ彼等パウロ及び
他の囚者等をアウグスト隊の百夫の長なるユウリアスと名る者に付せり
是に於て我儕アシアに浴て駛んとするアドラミテオムの舟に登て出
ケドニヤのテサロニク人アリスタルコ我儕と偕に在き 次日シドンに着
リユウリアス懇勸にパウロを待ひ彼に朋友の所へ往て其供應を受ること
を許せり 我儕また彼處より舟出せしが風の逆ふに因てクプロの風下の
方に走り キリキヤとバムフリアの海を過てルキヤのムラと云る港に至
れり 此處にて百夫の長イタリヤへ濟るアレキサンテリアの舟に遇て我
儕を之に登たり 多日のあひだ舟の行こと遅く僅にしてクニドスに對
へる處に至り風の順ならざるに因てサルモ子を過クシテの風下の方を走

ア利十六〇廿九

九八 リ 僅にして其岸に沿ラサイアの邑に近き美港と名る處に至れり 時
 十 な歴こさ既に久しく斷食の期も過ぬれば舟路の危険によりパウロ諫て
 十一 日ける人々よ我意ふに此舟路ハ損害多かるべし第に積荷と舟のみなら
 十二 ず我儕の生命にも及ばん 然ども百夫の長ハパウロの言さるよりも船長
 十三 さ舟主の言を信じたり 且この港ハ冬を過すに便宜らす是故に若ビニク
 十四 スに至り彼處にて冬を過すことを得んかさて此處を出んさ定たる者もほ
 十五 しビニクスハケレテの港にて西南の風と西北の風と其岸に浴て吹ころ
 十六 也 時に南風徐に吹ければ彼等志を得たりと意ひ錨を起クレテに沿て走
 十七 りに 未幾ユーロクルドンと稱る狂風島より卸來り 船を擧去ければ之
 十八 に敵ふこさを得ず我儕の風に任て 遂にクラウダと云る小島の風下の
 十九 方へ駛ゆき僅にして小艇を收む 既に援上しのちかれら備おける物をも
 二十 て大船の綱を縛かつ洲に乗掛んこさを恐れ帆を下して流れたり 風疾き
 二十一 によりて次の日水夫ら貨物を擲つ 第三日に至てハ我儕てづから舟具を

★一〇五

★但六〇十六
 ★徒廿三〇九
 ★來一〇十四
 ★賽四十一〇十
 ★徒廿八〇一

二十 擲つ 斯て多日のあひた日も星も見ずして疾風ふきあてければ我儕つひ
 二十一 に救るべき望たえ果たり 人々久く食せずパウロ彼等の中に立て日ける
 二十二 ハ人々よ爾曹悉に我諫を聽クレテより離るることな爲すして此損害を受
 二十三 ずある可はずなりし 今われ爾曹に勸む勇め爾曹の中一人だに生命を失
 二十四 ふ者なし惟船を失ふこさ有んのみ 蓋わが屬する所わが事る所の神の使
 二十五 者この夜わが側に立て パウロよ懼るる勿れ爾必すカイザルの前に立べ
 二十六 し且神ハ爾曹に船にある者を悉く爾に賜さ日り 是故に人々勇めや如
 二十七 此われに語り給へる如く必ず成んさ我神を信すれば也 われら必ず一島
 二十八 に推上られん 斯て第十四日の夜に至り我儕アテリアの海に飄ふ夜半こ
 二十九 る水夫ら岸に近けりと意ひて 水を測しに二十尋を得たり少し進て又測
 三十 しに十五尋を得たり 石に乗掛んこさを恐れ錨より四の錨を投て天明を
 三十一 待わびぬ 水夫ら船より逃んさして軸より錨を投す状をなし小艇を海に
 三十二 下ければパウロ百夫の長と兵卒に日けるハ此人々もし船に留らすハ爾

十 たり かれら 禮を厚して 我儕を救ひ 又舟出の時に 隨て 我儕が無てかなハ
 十一 ぬ物を贈れり 我儕三ヶ月を経てのち 此島にて 冬を過じテ ナスクリの
 十二 號あるアレキサンデリアの舟に登いでテ 三 トラクサに 着三日とまれり
 十三 彼處より 回レテ レギヤに至リ 一日を経て 南風起けれバ 次日 プテナリに至
 十四 兄弟等に 遇かれらガ 請に任テ 七日とままり 而して ロマに 往
 十五 兄弟等 我儕の事を 聞アツピ 羅馬も び三館と云る處に 來て 我儕
 十六 を迎ふ パウロ之を見て 神に 謝し 其心に力を 得たり ○ 既に 我儕 ロマに至
 十七 しに 百夫の長 衆囚を 王を守る 兵隊の長に 交せり 然レバ パウロハ 一人の守
 十八 兵と共に 別に 自ら居こを 許されたり 三日を経て 後 パウロ ヲ ユダヤ人の
 十九 尊重たる 者等を 召集シ 彼等の 集れる時 これに 曰けるハ 人々 兄弟よ 我いま
 二十 だ 我民また 先祖の例に 違テ 何事をも 爲しこなし 然レニ エルサレムより 囚人
 二十一 となりテ 羅馬人の手に 付されたり 羅馬人す すでに 我を 寄たれ 死へき 罪
 二十二 なきが 故に 我を 釋さんと 欲へり ユダヤ人 これを 拒むにより 我已こを

口 羅七〇三
 一 羅三〇二
 二 羅三〇二
 三 羅三〇二
 四 羅三〇二
 五 羅三〇二
 六 羅三〇二
 七 羅三〇二
 八 羅三〇二
 九 羅三〇二
 十 羅三〇二
 十一 羅三〇二
 十二 羅三〇二
 十三 羅三〇二
 十四 羅三〇二
 十五 羅三〇二
 十六 羅三〇二
 十七 羅三〇二
 十八 羅三〇二
 十九 羅三〇二
 二十 羅三〇二

二十 得すして カイザルに 上告す 然レモ 我が國の民を 訟ん 爲に 非す 斯に 因
 二十一 て 我なんぢらに 會さるに 語んことを 請るなり 蓋われ イスラエルの 爲
 二十二 に 此處に 繋るれば也 彼等い ひけるハ 我儕 ユダヤより 爾について 書信を
 二十三 受す 亦兄弟たちの 來し者も 爾に 就テ 何の 惡事あるを 我儕に 報また 語し者
 二十四 なし 然レ 我儕なんぢの 意ふ所を 聞ん 蓋われ 何處にて 此宗旨の
 二十五 辨らるるを 知バ 既に 定たる日に 及テ 多の人 パウロの 館に 來れり
 二十六 ウロ朝 早より 暮に至まで モーセの 律法と 預言者の 書を ひき 神の國の事を
 二十七 説かつ之を 證し イエスの 事を 語テ 彼等を 勸たり 其言に 感じて 之を 然と
 二十八 する者あり 亦信ぜざる者もありテ 互に 相合ざるにより 遂に 退けり 其退
 二十九 かんさせし時 パウロ一言を 語けるハ 誠なるかな 聖靈預言者 イザヤに 託テ
 三十 我儕の 先祖等に 語し 言の 言に云 なんぢ 此民に 往テ 告ム 爾等ハ 聽ぞし
 三十一 聽らず 視ぞも 見ず 蓋この 民目にて 見耳にて 聽心にて 悟り 悔改テ 我に 歸
 三十二 されん事を 恐れ 其心を 頑じ 耳を 蔽ひ 目を 閉たり 是故に 爾等 知べし 神の

一 羅三〇二
 二 羅三〇二
 三 羅三〇二
 四 羅三〇二
 五 羅三〇二
 六 羅三〇二
 七 羅三〇二
 八 羅三〇二
 九 羅三〇二
 十 羅三〇二
 十一 羅三〇二
 十二 羅三〇二
 十三 羅三〇二
 十四 羅三〇二
 十五 羅三〇二
 十六 羅三〇二
 十七 羅三〇二
 十八 羅三〇二
 十九 羅三〇二
 二十 羅三〇二

リ 卷八〇十二
節六〇十九

二九 救へ異邦人に遣られ彼等への之を聽ん 卅九 パウロが此言を言畢し時ユダヤ人
 三十 退きて互に大なる争論をなせり〇 卅十 斯てパウロの借受し家に居しこと
 三十一 全く二年すべて來り見んとする者を擧て 卅十一 憚らす神の國をのほすイエス
 キリストの事を數て擧げらるること無しき

新約全書使徒行傳終

イ 卷九〇十五
節一〇十五

ハ 卷三〇廿三
節一〇九

ニ 卷三〇廿三
節一〇九

ト 卷三〇廿三
節一〇九

リ 卷三〇廿三
節一〇九

ヲ 卷三〇廿三
節一〇九

ヲ 卷三〇廿三
節一〇九

ヲ 卷三〇廿三
節一〇九

ヲ 卷三〇廿三
節一〇九

ヲ 卷三〇廿三
節一〇九

新約全書使徒行傳

一 新約全書使徒行傳パウロ、ローマ人に贈れる書
 二 この福音の從前より其預言者たちに託て聖書に誓ひ給へるものにて
 三 其子われらの主イエスキリストを指て示せり彼ハ肉體に由バダビテの裔
 四 より生れ 聖善の靈性に由バ誕りし事によりて明かに神の子たること顯
 五 れたり われら彼より恩恵と使徒の職を受これ其名の爲に萬國の人々を
 六 して信仰の道に從はせんと也 爾曹も其人々の中に在てイエスキリストの
 七 召を受し者なり 我すべてローマに在る所の神に愛しまれ召を蒙り使徒
 八 となる者にて 書を贈る爾曹願くハ我等の父なる神および主イエスキリ
 九 ストより恩恵と平康を受よ〇 先なんぢらの信仰を世に傳はりて傳揚たるが
 十 故にイエスキリストに頼て爾曹衆人に就わが神に感謝す 我らの子の福
 音に於て心を以て事する所の神ハ我が不斷なんぢらを憫ふ其證なり われ新
 約全書に終りにハ神の旨意に適ひて平坦なる途をえ速かに爾曹に到んこと

十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一																																													
を求む	われ爾曹を見ん	こゝを深く願	爾曹を堅固せん	爲に惡の賜を予	へん	欲へば也	即ち我なんぢらの中に在	ば互の信仰によりて相共に安	慰を得べし	兄弟よ我ま	ばく志を立なんぢらに到り	他の邦人の中に在	る	こゝに爾曹の中より	も果を得ん	させしむ	ども今に至りて尙阻	げらる此を	爾曹が知ざるを欲	ます	我ハギリシヤ人及び異邦人	また智人および愚人	にも負る所あり	是故に我力を盡して福音を爾曹	羅馬にある人々にも傳	ん	こゝを願ふ	我ハ福音を恥	させず此福音ハユダヤ人を始	ギリシヤ人す	べて信する者を救ん	この神の大能たれば也	神の義ハ此に顯れて信仰	よ	り信仰に至れり	録して義人ハ信仰に由て生	べしと有が如し	〇	十九	われ神の	怒ハ不義を以て眞理を仰る	人々の凡の不虔不義に向て天より顯	る	蓋人	の知べき所の神の事情ハ人に顯明にして	既に神これを人に顯し給へば也	二十	われ人の見こゝを得ざる	神の永能	其神性	造られたる物によ	り創世より以來	さとり得て明かに見べし	是故に人々推諉	べきやうなし

二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二																																														
既に神を知て尙これを神と崇め	ず亦謝することをせず	反て其思念を亂し	其愚なる心意味なれり	自ら智と稱へて愚昏なる者となり	朽壞さる神	の榮光を變て朽壞すべき人	および禽獸昆蟲の像に似す	是故に神ハ彼等を	其心の怒を鞭にす	るに任せて互に其身を辱しむ	る汚穢に付せり	彼等	ハ神の眞を易て偽さ	なし造物主よりも受造物を崇奉りて之に事	ふ神ハ	永遠頌美べきもの也	アメン	此に縁て神ハ彼等	が恥べき怒をなすに任	せ給へり	其婦女さへも順性の用を變て	逆性の用となす	此の如く男子ハ	亦婦女の順性の用を棄て	互に嗜慾の心を熾し	男と男と恥ることをなして	其悖戾に當るべき報	を己が身に受たり	二八	かれら心に神を存	ることを願さ	れ	バ神も彼等が邪僻	なる心を懷て行まじき	ことを行に任せ給へり	二九	諸の	不義惡惡貪婪暴很を充	す者また妬忌凶殺爭鬪	讒譎刻薄を盈す者	また讒	害毀謗をなし	神を怒む者	邪侮傲慢	矜夸	讒詐	父母に不孝	頑梗	背約	不情	不慈なる者	凡て此等を行ふ者	ハ死罪に當るべき	神の判定	を知て	なほ自ら

子三〇一
 加三〇五
 ナ五十六〇
 六〇七
 〇八十九
 二五
 二六
 二七
 二八
 二九
 三〇
 三一
 三二
 三三
 三四
 三五
 三六
 三七
 三八
 三九
 四〇
 四一
 四二
 四三
 四四
 四五
 四六
 四七
 四八
 四九
 五〇
 五一
 五二
 五三
 五四
 五五
 五六
 五七
 五八
 五九
 六〇
 六一
 六二
 六三
 六四
 六五
 六六
 六七
 六八
 六九
 七〇
 七一
 七二
 七三
 七四
 七五
 七六
 七七
 七八
 七九
 八〇
 八一
 八二
 八三
 八四
 八五
 八六
 八七
 八八
 八九
 九〇
 九一
 九二
 九三
 九四
 九五
 九六
 九七
 九八
 九九
 一〇〇

二五 しが如し 爾もし律法を行へば 割禮の益あり若し律法を犯さば 爾が割禮
 二六 への割禮なきが如なるべし 是故に割禮なき者も若し律法の義を守らば 其
 二七 割禮なきも割禮せりと謂ざるを得ん乎 爾れ本性のまゝ割禮なくして律
 二八 法を守る者の儀文と割禮をもて尙律法を犯す爾を審判ん 明にユダヤ人た
 二九 るも實のユダヤ人に非ず明に身に割禮あるも實の割禮に非ず 反て隠に
 ユダヤ人たる者ハ實のユダヤ人たり又割禮の靈に在て儀文に在す心の割
 禮ハ眞なり其譽ハ人に由す神に由り
 三〇 然らばユダヤ人の長 處ハ何ぞ耶また割禮の益する所ハ何ぞ耶
 三二 凡の事に於て益あるはし先第一ハ神の諭をもて彼等に託れ給へること
 三三 也 爰に信ぜざる者あれど其を如何の不信ハ神の信を廢すべき乎 非ず
 三四 凡の人を偽とするも神を眞とすべし爾の告る言ハ義とせられ爾が鞠るよ
 三五 き勝を得んさ録されたる如し 我儕が不義もし神の義を彰とせば我何を
 三六 言べきか 怒を加ふる神ハ不義なるや此ハうれ人ハ由て言のみ 然ること有

コ 八〇
 二 九〇
 三 九
 四 二
 五 一
 六 一
 七 一
 八 一
 九 一
 一〇 一
 一一 一
 一二 一
 一三 一
 一四 一
 一五 一
 一六 一
 一七 一
 一八 一
 一九 一
 二〇 一
 二一 一
 二二 一
 二三 一
 二四 一
 二五 一
 二六 一
 二七 一
 二八 一
 二九 一
 三〇 一
 三一 一
 三二 一
 三三 一
 三四 一
 三五 一
 三六 一
 三七 一
 三八 一
 三九 一
 四〇 一
 四一 一
 四二 一
 四三 一
 四四 一
 四五 一
 四六 一
 四七 一
 四八 一
 四九 一
 五〇 一
 五一 一
 五二 一
 五三 一
 五四 一
 五五 一
 五六 一
 五七 一
 五八 一
 五九 一
 六〇 一
 六一 一
 六二 一
 六三 一
 六四 一
 六五 一
 六六 一
 六七 一
 六八 一
 六九 一
 七〇 一
 七一 一
 七二 一
 七三 一
 七四 一
 七五 一
 七六 一
 七七 一
 七八 一
 七九 一
 八〇 一
 八一 一
 八二 一
 八三 一
 八四 一
 八五 一
 八六 一
 八七 一
 八八 一
 八九 一
 九〇 一
 九一 一
 九二 一
 九三 一
 九四 一
 九五 一
 九六 一
 九七 一
 九八 一
 九九 一
 一〇〇 一

七 じ若し然ること有れば神如何して世を鞠かん耶 もし神の眞わが偽に因て顯
 八 其榮光いや増せば我何でなほ罪人を爲れん乎 如此あらば我儕が誣らる
 九 る如く善を來らせんとて惡を作は宜らずや此を我儕が言と云る者あり斯
 一〇 人の罪せらる可ハ宜なり 然らば如何ぞ耶われら勝れるか 決てなし蓋
 一〇 われら既にユダヤ人もギリシヤ人も皆罪の下に在ること證せり 録して
 一一 義人なし一人も有なしとあるが如し 明達者なく神を求る者なし 十二
 一二 曲て全く邪となれり善を作ものなし一人も有なし 十三 爾の喉ハ破れし壺
 一三 舌ハ詭詐をなし其唇にハ蠅の毒を藏り 十四 爾の口ハ詛と苦とにて滿る
 一四 足の血を流さんが爲に疾し 残害と苦難ハ其途に遺れり 彼等ハ平康
 一五 なる道を知ず 爾の目前に神を畏るの懼あることなし 十九 爾れ律法の言こと
 一六 其下にある者の罪す我儕ハ知こハ各人の口塞り又世の人こがりて
 一七 神の前に罪ある者と定らん爲なり 是故に律法の行に由て神の前に義と
 一八 爲るもの一人だに有ることなし 蓋律法に由て罪ハ知るも也 〇 今律法の外

十三 を受ざりし時の信仰の跡を履ものゝ爲なり 蓋アブラハム其子孫に
 世界の嗣子たることを得させんとの神の約束ハ律法に由に非ず信仰の義
 により 若し律法に従もの嗣子たることを得ば信仰も虚く約束も亦廢
 るべし 然るに怒を來するものハ律法なり 律法なくば犯すことも有なし
 是故に信仰に由て得させ給ふハ恩に由せて其約束をアブラハムの諸の子
 孫に堅固せんがため也 律法を有る者のみならず亦アブラハムの信仰
 に效ふ者に及べり 我なんぢを立て多の國民の父と爲りし録されたる如
 くアブラハムハ其信する所の神すなはち死し者を生じ無ものを有し如く
 稱ふる神の前に於て我儕衆人の父たる也 彼ハ望べくもあらぬ時になほ
 望て多の國民の父と爲んことを信す蓋なんぢの子孫かくの如ならんと言
 たまひしに因てなり 彼等の信仰淺からざれば 餘はよろ百歳にして已
 が身の既に死るが如きコサラの胎の死るが如きをも顧みず 不信をもて
 神の約束を疑ふことなく反て其信仰を篤して神を尊め 神ハ其約束を給ふ

ノ 卅二〇一節
 卅七〇四節
 卅八節
 卅九節
 卅三〇十六節
 卅四節
 卅五〇四節
 卅六〇七節
 卅七〇九節
 卅八〇一節
 卅九〇二節
 卅〇〇二節
 卅一〇五節
 卅二〇七〇五節
 卅三〇七〇十節
 卅四〇七〇十節
 卅五〇七〇十節
 卅六〇七〇十節
 卅七〇七〇十節
 卅八〇七〇十節
 卅九〇七〇十節

二三 所を必ず成得べしと心に決む 是故に其信仰義と爲れたり うれ信仰に
 由て義とせられたり録されしハ特かれの爲のみならず亦われらの爲に
 録されし也 我儕も我主イエスを死より甦らしし神を信せば同く義と
 せらるる事を得べし イエスの我儕が罪の爲に解され又われらが義と爲
 られん爲に甦らされたり
 是故に我儕信仰に由て義とせられたれば 神と和むことを得たり 此
 ハ我主イエスキリストに頼てなり 亦われら彼により信仰によりて今居
 るところの恩に入んことを得かつ 神の榮を望て欣喜をなす 第三これ耳ならず
 思難にも欣喜をなせり 蓋思難ハ忍耐を生じ 忍耐ハ練達を生じ 練達ハ希
 望を生じ 希望ハ蓋を來らせざるを知こハ我儕に賜ふ所の聖靈に由て神
 の愛われらの心に灌漑ばなり 我儕は弱かりし時キリスト定りたる日
 に及て罪人のために死たまへり うれ義人の爲に死るもの殆ど少なり
 仁者の爲に死ることを厭ざる者もや有ん 然ぞキリストハ我儕のなほ

二 卅一〇四十五
 三 卅十五〇四
 四 卅十〇六十
 五 卅五十三〇
 六 卅六節
 七 卅八〇卅三
 八 卅四十七
 九 卅十三〇九
 十 卅四〇四
 十一 卅十六〇四
 十二 卅十七〇四
 十三 卅十八〇四
 十四 卅十九〇四
 十五 卅二十〇四
 十六 卅二十一〇四
 十七 卅二十二〇四
 十八 卅二十三〇四
 十九 卅二十四〇四
 二十 卅二十五〇四
 二十一 卅二十六〇四
 二十二 卅二十七〇四
 二十三 卅二十八〇四
 二十四 卅二十九〇四
 二十五 卅三十〇四
 二十六 卅三十一〇四
 二十七 卅三十二〇四
 二十八 卅三十三〇四
 二十九 卅三十四〇四
 三十 卅三十五〇四
 三十一 卅三十六〇四
 三十二 卅三十七〇四
 三十三 卅三十八〇四
 三十四 卅三十九〇四
 三十五 卅四十〇四
 三十六 卅四十一〇四
 三十七 卅四十二〇四
 三十八 卅四十三〇四
 三十九 卅四十四〇四
 四十 卅四十五〇四
 四十一 卅四十六〇四
 四十二 卅四十七〇四
 四十三 卅四十八〇四
 四十四 卅四十九〇四
 四十五 卅五十〇四
 四十六 卅五十一〇四
 四十七 卅五十二〇四
 四十八 卅五十三〇四
 四十九 卅五十四〇四
 五十 卅五十五〇四

九 罪人たる時われらの爲に死たまへり神の之によりて其愛を彰し給ふ 今
 十 子の血に頼て我儕義とせられたれば況て彼に由て怒より救る事なから
 十一 乎 若われら激たりし時に其子の死によりて神に和ぐことを得たらん
 十二 に況て和を得たる今の生るに頼て救ることを得ざらん乎 此
 十三 耳ならず我儕に和を得させ給ひし我主イエスキリストに頼て亦神を喜べ
 十四 り 然ば一人より罪の世にいり罪より死の來り人みな罪を犯せば死の
 十五 律法を立られし時より前に罪の世に有き律法な
 十六 くば罪の人に歸することなし 然どもアダムよりモーセに至るまでア
 十七 ムの罪と等き罪を犯さざりし者にも死の之に王たりアダムは即ち來らん
 十八 ことする者の模なり 然ど罪のここの恩賜のここの如きに非ず若し一人の
 十九 罪に由て死るもの多からば況て神の恩賜一人のイエスキリストに由る恩
 二十 賜の多の人に溢さん乎 賜の一人より來る罪の如きに非ず蓋審判
 二十一 一の罪より罪せられ賜の多の罪より義とせらるる也 若し一人罪を犯し

七 約書四〇九、
 八 約書三〇廿五
 九 約書一〇十
 一〇 約書五〇十
 一一 約書四〇十九
 一二 約書五〇十
 一三 約書六十一〇十
 一四 約書二〇十七
 一五 約書一〇十五
 一六 約書四〇五
 一七 約書一〇十五
 一八 約書一〇十五
 一九 約書一〇十五
 二〇 約書一〇十五
 二一 約書一〇十五
 二二 約書一〇十五
 二三 約書一〇十五
 二四 約書一〇十五
 二五 約書一〇十五

十八 己により死この一人に由て王たらんに況て溢るるの恩と義の賜を受
 十九 ける者一人のイエスキリストにより生に在て王たらざらん乎 是故に一
 二十 人の罪より罪せらるるこの凡の人に及む如く一の義より義とせられ生命
 二十一 を獲るも凡の人に及べり され一人の逆に由て多く罪人とせられし如
 二十二 く一人の順に由て多く義とせらるべし 律法を立るの罪を増ん爲なり然
 二十三 ども罪の増さるるに恩も愈増り 此れ罪の死をもて空れる如く恩も我
 二十四 儕が主イエスキリストに頼て永生に至らせんが爲に義をもて宰れり
 二十五 然らば我儕何を言んや恩の増ん爲に耶に居べき乎 非ず我儕罪に
 二十六 於て死し者なるに何でなほ其中に於て生んや 三 イエスキリストに合ん
 二十七 てバプテスマを受し者即ち其死に合んして之を受しなるを爾曹知ざる
 二十八 乎 故に我儕の死に合バプテスマに由て彼と同一葬るるにキリスト父
 二十九 の榮に由て死より甦されし如く我儕も新しき生命に行へべき爲なり 若われ
 三十 ら彼の死の狀に等からば亦かれの復生にも等かるべし 我儕の舊人かれ

カ 約書五〇九、十
 六 約書二〇四至
 七 約書五〇廿一
 八 約書五〇廿二
 九 約書三〇十九至
 一〇 約書三〇九
 一一 約書三〇九
 一二 約書三〇九
 一三 約書三〇九
 一四 約書三〇九
 一五 約書三〇九
 一六 約書三〇九
 一七 約書三〇九
 一八 約書三〇九
 一九 約書三〇九
 二〇 約書三〇九
 二一 約書三〇九
 二二 約書三〇九
 二三 約書三〇九
 二四 約書三〇九
 二五 約書三〇九

五	ハチ死より甦され給ひし者に適て神の爲に果を結ばんとなり 五 われら肉に在し時ハ律法に因る罪の懲われらの肢體に動きて死の爲に果を結べり	ハ 羅六〇二二 助二〇三 水羅六〇二一 廿三 ハ 羅六〇二 下 羅三〇六
六	然ども今われらを懲る者に於て死たれば律法より釋され儀文の舊様に由す靈の新様に由て事ふ○ 然らば我儕何を言べきハ律法ハ罪なるや非	チ 羅三〇七 リ 出廿〇七 又 羅五〇七 ハ 羅一〇十四 十五 チ 羅四〇十五
七	す律法に由されば我罪の罪たるを識こさなし夫律法に食る勿れと言され	ワ 利十八〇五
八	バ我貪慾の罪たるを識ざる也 而して罪ハ誠の機に乗て我中に各様の貪慾を起せり律法なければ罪ハ死るもの也 九 われ昔ハ律法なくして生たれ	方 來三〇十三 時 十九〇七至 九 提前一〇 八
九	と誠命きたりて罪ハ活かへり我ハ死リ 十 斯て人を生さん爲の誠ハ反て是	十
十	われを死しむる者さなれり 何さなれば罪ハ誠の機に乗て我を誘し其誠	十一
十一	をもて我を殺せり 十二 うれ律法ハ聖ハ誠も聖く公義かつ善なり○ 然らば善な	十二
十二	る者われを死しむるか非ず死しむる者ハ罪なり罪ハ善なる者をもて我を	十三
十三	死しむれば其罪たること現ハれ亦誠に由て罪の甚しきことハ現るる也	十四
十四	うれ律法ハ靈なる者と我儕ハ知されど我ハ肉なる者にして罪の下に賣れ	十五

十五	たり 蓋わが行ふ所の者ハ我も之を是させす我が願ふ所のも此我これを	レ 加五〇十七 五十一〇五
十六	行す我が惡む所のもの我これを行ばなり 若われ願ざる所の者を行ふ時	子 羅一〇二六 十九〇九十七 至百四 ナ 加五〇十七至 廿四 ナ 羅六〇六 ハ 羅一〇五 十七〇
十七	ハ律法を善とす 然らば今より之を行ふ者ハ我に非ず我に居こころ此罪	二一
十八	なり 善なる者ハ我すなはち我肉に居ざるを知らハ願ふ所われに在ども	二二
十九	善を行ふことを得されば也 九 われ願ふ所の善ハ之を行はす反て願ざる所	二三
二十	の惡ハ之を行へり 若われ願ざる所を行ふときハ之を行ふ者ハ我に非ず	二四
二十一	我に居こころの罪なり 是故に我善を行ハんと欲ふときに惡ハ我に在る	二五
二十二	此一の法あるを覺ゆ 蓋われ内なる人に就てハ神の律法を樂めども 廿	二六
二十三	が肢體に他の法ありて我心の法と戦ひ我を擧にして我が肢體の中に在る	二七
二十四	罪の法に従ハするを悟れり 噫われ困苦人なる哉この死の體より我を救	二八
二十五	はん者ハ誰ナヤ 是われらの主イエスキリストなるが故に神に感謝す然	二九
二十六	ば我みづから心にてハ神の法に服ひ肉にてハ罪の法に服ふなり	三〇
三十一	是故にイエスキリストに在ものハ罪せらるる事なし 二 うれ活す靈	三一

七 亦アブラハムの苗裔なればさて悉く其子たるに非ず惟イサクより出る
 八 者なんぢの苗裔と稱らるべしと録されたり 則ち肉に由て子たる者これ
 九 らハ神の子たるに非ず惟約束に由て子たる者ハ其苗裔とせらるる也 期
 十 いたらば我來らんサラに男子あるべし是約束の言なり 此耳ならず亦
 十一 リベカ我儕の先祖イサク一人に従ひて二子を孕むとき 其子いまだ生れ
 十二 す亦善惡を行されど神の選たまひし理旨ハ變ることなく行に由て召に由
 十三 を彰さんとして 長子ハ幼子に服んさりベカに言たまへり 録して我ハヤ
 十四 コブを愛しエサウを惡めりと有が如し 然らば我儕なにを言んや神に不
 十五 義なる所あるや有ることなし 神モ一に曰われ矜恤ん欲ふ者を矜恤わ
 十六 れ憐憫ん欲ふ者を憐憫ん 然ハ願ふ者にも趨る者にも由ず惟めぐむ所
 十七 の神に由り 聖書の中に神バロに我なんぢを立るハ特に爾をもて我が權
 十八 能を顯し又わが名を徧く世界に傳んが爲なりと示し給へり 然ハ神ハ憐

十九 憫ん欲ふ者をあわれみ剛愎にせん欲ふ者を剛愎にせり 然ハ爾われ
 二十 に言ん神何ぞなほ人を責るや誰か其旨に逆ふことを爲ん 嗟人よ爾何
 二十一 人なれば神に言逆ふや造れし物ハ造し者に向て爾何故に我を如此つくり
 二十二 しと云へけん乎 陶人ハ同じ塊をもて一の器を貴く一の器を賤く造るの
 二十三 權あるに非ずや もし神怒を彰し其能力を示さん爲に滅亡に備れる器を永
 二十四 く耐忍しことをなし また榮光に預じめ備し矜恤の器に其榮の豐盛なるを
 二十五 示さんさせば我儕何の言こと有んや 一の矜恤の器即ち我儕召れし所の
 二十六 者ハ第エマヤ人のみならず亦異邦人の中よりも召れたり 神ホセヤの書
 二十七 に我ハ我民ならざりし者を我民と稱へ愛せざりし者を受する者と稱ん
 二十八 又なんぢら我民ならずと言れたりし其處の彼等も活神の子と稱らるべし
 二十九 とするが如し イザヤもイスラエルに就て呼び曰けるハイスラエルの子
 三十 の數ハ海の沙の如なれども救るる者ハたゞ僅々ならん 神ハ義をもて其
 三十一 言を斷之を成覚るべし蓋さため給ふ神の事ハ主速かに此地に行ふべけれ

廿九	バ也。また前にイザヤ言て若萬軍の主われらに裔を遺さしならバ我儕	ノ 羅二〇八章
三十	も已にソドムの如ならん又ゴモラに同からんさ有が如し。然バ我儕何さ	ノ 羅二〇九章
三十一	か言ん義を追求めざる異邦人の義を得たり是すなハち信仰に由さころの	ノ 羅二〇七章
三十二	義なり。然ど義の律法を追求めしイスラエルの義の律法に追及ざりき	ノ 羅二〇六章
三十三	此ハ如何なる故ガ彼等ハ信仰に由す行に由て追求めんさせしほごに既石	ノ 羅二〇四章
三十四	に蹴たれば也。視よわれ既石また既石をシランに匿ん凡て之を信	ノ 羅二〇三章
三十五	する者ハ辱められじと録されたるが如し	ノ 羅二〇二章
三十六	【三十一】兄弟よ我心に願ふ所ニ神に祈る所ハイスラエルの救れんこと也	ノ 羅二〇一章
三十七	彼等が神に熱心なることハ我證す然ども其熱心ハ智識に由に非ず。彼等	ノ 羅二〇〇章
三十八	ハ神の義を識す己の義を立んことを求て神の義に服ハざる也。凡て信す	ノ 羅一九九章
三十九	る者の義とせられん爲にキリストハ律法の終となれり。モーセ律法に由	ノ 羅一九八章
四十	る義を指てハ之を行ふ者これに由て生を得べと録したり。然も信仰に	ノ 羅一九七章
四十一	由る義ハ如此いへり爾心にキリストを誘ひ下らん爲に誰か天に昇らんこ	ノ 羅一九六章

七	言こと勿れ。又キリストを死し者の中より誘ひ還らん爲に誰か陰府に降	ノ 羅一九九章
八	らんと言こと勿れ。然バ何と言るが道ハ爾に近く爾の口にあり爾の心に	ノ 羅一九八章
九	ありと是すなハち我儕が宣る所の信仰の道なり。蓋もし爾口にて主イエ	ノ 羅一九七章
十	スを認ハし又なんぢ心にて神の彼を死より甦らしむを信ぜバ救るべし。うれ	ノ 羅一九六章
十一	人ハ心に信じて義とせられ口に認ハして救るなり。聖書に凡て彼を信する	ノ 羅一九五章
十二	者ハ辱められじと云り。【三十二】ユダヤ人とギリシヤ人の別なし蓋すべての者の主ハ	ノ 羅一九四章
十三	惟一なればなり凡ち之を願求る者にハ恩を豊盛にし。凡て主の名を願求	ノ 羅一九三章
十四	る者ハ救るべし。然バ未だ信ぜざる者を何で願求ることを得んや未だ聞	ノ 羅一九二章
十五	ざる者何で信することを得んや未だ宣る者あらずバ何で聞ことを得ん	ノ 羅一九一章
十六	や。【三十三】遺されずバ何で宣ることを得んや録して和平なる言を宣また善	ノ 羅一九〇章
十七	事を宣る者の其足ハ美しき哉とあるが如し。然ど悉く福音を聴従しに非	ノ 羅一八八章
十八	すイザヤ會て主よ我儕が宣る所を信ぜし者ハ誰ガ乎と云り。然れば信仰	ノ 羅一八七章
十九	ハ聞よりいで聞さころハ神の道に由るなり。【三十四】われ問ん彼等ハ未だ聞ざり	ノ 羅一八六章

十九 しが聞き其聲へ編く世界に出るの言の地の極にまで及べり 我また問ん
 イスラエルへ知ざりしか知り靈にモーセ云われ民に非ざる者をもて爾曹
 を嫉妬せん又愚なる民をもて爾曹を怒らせん 二十 イザヤ憚ることなく言
 ける我を尋ざりし者に我あへり問ざりし者に我あらわれぬ 又イスラ
 エルに就て我終日手を擧て悖り順へざる民に向へり云し也
 然るに我いへん神の民を棄てて然らず何かなれば我も亦イ
 スラエルの入アブラハムの裔ニヤミンの支派なり 神の其預じめ知給
 ふさころの民を棄ざりき爾曹エリヤについて聖書に載たる事を知ざるか
 彼イスラエルを神に訴いひける 主よ彼等ハ爾の預言者を殺し爾の祭
 壇を毀てり只われ遺れしに又わが命をも求めんとする也 然るに何と神の
 答給ひし乎われ自己の爲にバアルに跪づかざる者七千人を存せり 是
 の如く今もなほ恩の選に由て過れる者あり 六 もし恩に由らば功に由る
 なり否されば恩の恩たらす若し功に由らば恩に非す否されば功ハ功たらさ

一 詩九〇四
 二 詩九〇五
 三 詩九〇六
 四 詩九〇七
 五 詩九〇八
 六 詩九〇九
 七 詩九一〇
 八 詩九一一
 九 詩九一二
 十 詩九一三
 十一 詩九一四
 十二 詩九一五
 十三 詩九一六
 十四 詩九一七
 十五 詩九一八
 十六 詩九一九
 十七 詩九二〇
 十八 詩九二一
 十九 詩九二二
 二十 詩九二三
 二十一 詩九二四
 二十二 詩九二五
 二十三 詩九二六
 二十四 詩九二七
 二十五 詩九二八
 二十六 詩九二九
 二十七 詩九三〇
 二十八 詩九三一
 二十九 詩九三二
 三十 詩九三三

七 る也 然るに何を言んイスラエルへ其求る所を得ず選れし者ハ之を得て遺
 れし者ハ頑せられたり 神の今日に至るまで彼等に頑き心見ざる目聞え
 ざる耳を予ふと録されしが如し 亦ダビデ曰けるハ彼等が筵席かへりて
 機檻となれ網羅となれ 物となれ其報となれ 彼等の目を瞶して見しめ
 す其背を常に屈しめよ 然るに我いへん彼等が驟に倒に及じや然らず反て
 彼等が錯失により救へ異邦人に及べり是イスラエルを激させんが爲なり
 若かれらの錯失世の富となり其衰異邦人の富となりんに況て彼等の
 盛なるに於てをや 我なんぢら異邦人に言ん我ハ異邦人の使徒なるが故
 に我職を敬重せり 是わが骨肉の者を如何してか激し其中より數人を救
 んが爲なり 若かれらの棄らるること世の復利とならば其收納さるること
 死たる者の中より生るに同からす乎 七 薦新のパンきよからば凡のバ
 ンも亦潔もし根きよからば枝も亦潔かるべし 八 もし幾數の枝を折れたるに
 爾野の橄欖なるるれを其中に接れ共に其根により共に其汁漿を受るなら

一 羅九〇一
 二 羅九〇二
 三 羅九〇三
 四 羅九〇四
 五 羅九〇五
 六 羅九〇六
 七 羅九〇七
 八 羅九〇八
 九 羅九〇九
 十 羅九一〇
 十一 羅九一一
 十二 羅九一二
 十三 羅九一三
 十四 羅九一四
 十五 羅九一五
 十六 羅九一六
 十七 羅九一七
 十八 羅九一八
 十九 羅九一九
 二十 羅九二〇
 二十一 羅九二一
 二十二 羅九二二
 二十三 羅九二三
 二十四 羅九二四
 二十五 羅九二五
 二十六 羅九二六
 二十七 羅九二七
 二十八 羅九二八
 二十九 羅九二九
 三十 羅九三〇
 三十一 羅九三一
 三十二 羅九三二
 三十三 羅九三三
 三十四 羅九三四
 三十五 羅九三五
 三十六 羅九三六
 三十七 羅九三七
 三十八 羅九三八
 三十九 羅九三九
 四十 羅九四〇
 四十一 羅九四一
 四十二 羅九四二
 四十三 羅九四三
 四十四 羅九四四
 四十五 羅九四五
 四十六 羅九四六
 四十七 羅九四七
 四十八 羅九四八
 四十九 羅九四九
 五十 羅九五〇
 五十一 羅九五〇
 五十二 羅九五〇
 五十三 羅九五〇
 五十四 羅九五〇
 五十五 羅九五〇
 五十六 羅九五〇
 五十七 羅九五〇
 五十八 羅九五〇
 五十九 羅九五〇
 六十 羅九五〇

六	たがひに其肢たる也 然るに賜る所の恩に藉て各々賜を異にせり或は預言あらば信仰の量に循ひて預言をなし 或は役事あらば其役事をなし或は教誨をなす者其教誨をなし 勸慰をなす者其勸慰をなし 調濟をなす者其者なく施し理治をなす者其懈らす治め矜恤をなす者其歎びて憐むべし 愛の偶ること勿れ惡の惡み善の親み 兄弟の愛をもて互に愛し禮義を以て相譲り 動て俯らす心を熱して主に事へ 望て喜び思慮に耐へ祈禱を恒にし 聖徒の匱乏を賑恤し 遺人を勸慰にせよ 爾曹を害ふ者を祝し之を祝して誼ふべからず 喜ぶ者と共に喜び哀む者と共に哀むべし 相互に意を同うし 偉大志をなさず 反て卑微に附よ 又自己を智とする勿れ 惡をもて惡に報る勿れ 衆人の善とする所を心に記て之をなし 行得べき所へ力を竭して人々を睦親むべし わが愛する者よ其仇を報るなれ 退きて主の怒を待らば録して主の曰給ひけるハ仇を復すハ我に在われ 必ず之を報んさあれば也 是故に爾の仇もし飢なば之に食らせ若し渴か
七	
八	
九	
十	
十一	
十二	
十三	
十四	
十五	
十六	
十七	
十八	
十九	
二十	

一	バ之に飲せよ 爾如此するハ熱炭を彼の首に積なり 二 凡有る者其の權を掌る者に凡て人々服ふべし 蓋神より出ざる權なく 定に逆くなり逆者の自ら其審判を受べし 有司ハ善行の畏に非ず 惡行の畏なり 爾權を畏ざることを欲ふ乎 善を行へ 然るに彼より畏れ獲ん 彼ハ爾に益せん 爲の神の僕なり 若し惡を行はば畏れ 彼ハ徒らに刃を操す 神の僕たれば惡を行ふ者に怒をもて報ゆる者なり 故に之に服へ 惟怒に縁てのみ服はず 良心に縁て服ふべし 是故に爾曹貢を納よ 彼等ハ神の用人にして常に此職を司せり 七 なんぢら愛すべき所の人ハ之に予よ貢を受べき者にハ之に貢し 税を受べき者にハ之に税し 畏るべき者にハ畏れ 敬むべき者に之を敬べ 八 なんぢら互に愛を貢のほかに凡の事を人に貢こと勿れ 蓋人を愛する者ハ律法を完全すれば也 九 好淫する勿れ 殺す勿れ 竊む
二	
三	
四	
五	
六	
七	
八	
九	

一 利十九〇十八
 二 哥前十三〇四
 三 羅前五〇一
 四 羅前二〇廿八
 五 羅前二〇廿八
 六 羅前二〇廿八
 七 羅前二〇廿八
 八 羅前二〇廿八
 九 羅前二〇廿八
 十 羅前二〇廿八
 十一 羅前二〇廿八
 十二 羅前二〇廿八
 十三 羅前二〇廿八
 十四 羅前二〇廿八
 十五 羅前二〇廿八
 十六 羅前二〇廿八
 十七 羅前二〇廿八
 十八 羅前二〇廿八
 十九 羅前二〇廿八
 二十 羅前二〇廿八

十 勿れ汝の體を立る勿れ食る勿れと曰る此餘なほ誠あること己の如く爾の隣を愛すべしと曰る言の中に包たり 愛の隣を害す是故に愛の律法を完全す 此の如く行へし我儕の時を知り今に際より寤べきの時なり蓋信仰の初より更に我儕の救へ近し 夜すでに央て日近けり故に我儕暗味の行を去て光明の甲を衣べし 行を端正して晝あゆむ如くすべし 饕餮醉酒 また奸淫好色また爭鬪嫉妬に歩むこと勿れ 惟なんぢら主イエスキリストを衣よ肉體の欲を行へんが爲に其備をなすこと勿れ

十一 信仰の弱き者を納よ然と其意ふ所を詰る勿れ 或人の凡の物を食ふべしと信じ或人の弱して只野菜を食へり 食ふ者の食ざる者を藐視ること勿れ食ざる者の食ふ者を審判する勿れ神これを納れば也 なんぢ何人なれば他人の僕を審判するか彼の或に立あるひに倒ること其主に由り彼また必ず立られん神の能これを立てれば也 或人の此日を彼日に愈れりとし或人の諸日もみな同とす各人みづから定て其心を堅すべし

一 利十九〇十八
 二 哥前十三〇四
 三 羅前五〇一
 四 羅前二〇廿八
 五 羅前二〇廿八
 六 羅前二〇廿八
 七 羅前二〇廿八
 八 羅前二〇廿八
 九 羅前二〇廿八
 十 羅前二〇廿八
 十一 羅前二〇廿八
 十二 羅前二〇廿八
 十三 羅前二〇廿八
 十四 羅前二〇廿八
 十五 羅前二〇廿八
 十六 羅前二〇廿八
 十七 羅前二〇廿八
 十八 羅前二〇廿八
 十九 羅前二〇廿八
 二十 羅前二〇廿八

六 日を守る者も主の爲に守り日を守らざる者も主の爲に守らす食ふ者も主の爲に食へり蓋神に謝する事をすればなり食へざる者も主の爲に食へす此また神に謝する事をせり 我儕のうち己の爲に生ものれの爲に死者なし 蓋われら生るも主の爲にいきて死るも主の爲に死この故に或は生あるひに死るも我儕のみな主のもの也 夫スキリストの死て復生し即ち生者も死者の主とならん爲なり 爾なんぢ其兄弟を審判するや何ぞ其兄弟を藐視るや我儕の皆スキリストの靈前に立べき者なり 録して主の曰たまへるに我の活る神すべての隣に我が前に屈り凡の舌に我を讚美すべしと有が如し 是故に我儕の己の事を神に訴ふべし 然ば我儕たがひに審判すること勿れ寧ろ兄弟の前に絆 跌あるひに妨 礎を置ざらんことを定むべし 我の主イエスに由て凡の物潔からざるなきを知かつ之を信す然と人もし不潔と意へし其人に於ては即ち潔からざる也 爾もし食物の爲に兄弟を愛しめば其行ふところ愛の道に合はずキリスト彼のた

ア	一〇一	十四	へり わが兄弟よ我なんぢらが仁慈に満すすべての智に充て互に勸得ること
イ	一〇二	十五	を信す 然ども兄弟よ我なほ爾曹に憶起させんがため憚らずして略な
ウ	一〇三	十六	んぢらに書おくれり是神の我に賜ふ所の恩に因なり 即ち異邦人の爲に
エ	一〇四	十七	イエスキリストの僕となりて神の福音の祭をなし獻る所の異邦人を聖靈
カ	一〇五	十八	に由て潔まらしめ神の意旨に適せん爲なり 是故に我神の事に就てハ
キ	一〇六	十九	エスキリストに由て饒る所あり十九何かなればキリスト我を助て異邦人を
ク	一〇七	二十	順従しめん爲に休歇さ奇跡の能さ神の靈の能を顯し言さ行さを以てエル
コ	一〇八	二十一	サレムより徧くイェルサレムに至るまで其福音を傳させ給ひしこと他ハ
セ	一〇九	二十二	の言をも我敢て曰ざるなり 且われ慎みて他人の醫し士基に建じこイエ
ソ	一一〇	二十三	スの名の未だ稱られざる所に福音を宣傳たり 未だ彼に就て傳を得ざる
タ	一一一	二十四	者ハ見べく未だ聞こことを得ざる者ハ憐るべしと録されたるが如し 是故
チ	一一二		に應バ阻られて我なんぢらに詣こことを得ざりき 今この地に傳へべき處な
リ	一一三		し我年來なんぢらに往んこことを願ふ故に イスバニヤに赴かん時に爾曹

ア	一〇一	二五	に就るべし蓋經過さきに爾曹に遇ほと意に満足こことを得て又なんぢらに
イ	一〇二	二六	送られんことを望バ也 然さ今われ聖徒を助ん爲にエルサレムに往んこす
ウ	一〇三	二七	マクドニヤとアカヤの人々エルサレムの貧き聖徒の爲に供給をするこ
エ	一〇四	二八	ことを喜悦とせり 彼等悦びて之をなすハ其貧さころ有るが故なり蓋異邦
カ	一〇五	二九	人もし靈に屬ものを享たらんにハ身に屬ものを以てまた彼等に事ふべき
キ	一〇六	三十	也 是故に我この事をばり此果を付し後なんぢらに由てイスバニヤに
ク	一〇七	三十一	往ん われ爾曹に往時ハキリストの福音の滿たる恩を以て爾曹に至らん
コ	一〇八	三十二	こことを知り 兄弟よ我儕の主イエスキリストにより聖靈の愛に緣て爾曹
セ	一〇九	三十三	に勸む願くハ我と共に力を竭して我ために神に祈るこことを爲よ 蓋わが
ソ	一一〇	三十四	ユダヤにある不信者より拯かり且エルサレムに赴く供事を聖徒の心に適
タ	一一一	三十五	せ また神の旨に循ひ歡びて爾曹に詣り偕に安慰を得んがため也 平安
チ	一一二	三十六	の神なんぢら衆人と偕に在さんこことを願ふアメン
リ	一一三	三十七	我ケンクレアにある教會の執事なる我儕の姉妹フイベを爾曹に

二 隣む なんぢら聖徒の行べき如く主に縁て彼を納うの需る所へ之を助よ
 三 彼ら衆おほくの人を助また我をも助く 請アリスキラニアクラに安を問
 四 かれらハイエスキリストに屬て我と共に勤る者なり 又わが命の爲に己
 五 の理を劔の下に置り惟われ而已ならず異邦人の凡の教會もまた彼等に感謝
 六 せり 又その家にある教會にも安を問また我が愛する所のエパイテトに
 七 安を問かれハアシアに於てキリストの初に結べる實なり 我儕の爲に多
 八 の苦勞をせしマリヤに安を問 また我と共に囚人となりし我が親戚なる
 九 アンテロニコとジュニヤに安を問かれら使徒等の中に名聲ある者なり我
 十 に先ちてキリストに居し者なり キリストに在て我が愛するアンピリア
 十一 トに安を問 キリストに屬て我儕と共に勤るウルバノ又わが愛するス
 十二 クに安を問 キリストに於て鍛鍊なるアペレに安を問アリストプロの家
 十三 の者に安を問 わが親戚なるヘロデオナに安を問ナルキソの家なる主に
 十四 をる者等に安を問 テルバイナミテルボサに安を問へ彼等へ主に於て苦

チ 腓二〇廿九
 約 五、六
 ヲ 徒一八〇二二
 三、十八、廿六
 カ 哥前十六〇十
 九 西四〇十
 五 門二
 四 林前十六〇十
 五

十三 勞せし女なり又愛せらるるヘルシーに安を問かれハ主に居て多く苦勞せ
 十四 し女なり 主に選れしルボと其母とに安を問かれが母ハ即ち我母たり
 十五 アスキトリト、ピリゴン、ヘレマ、バトロバ、ヘレメまた彼等と偕にある兄弟に
 十六 安を問 ビロロコ、ジュエリヤ、チリオと其姉妹またオルンバ及び彼等と偕な
 十七 る諸の聖徒に安を問 爾曹きよき接吻をもて互に安を問キリストの諸の
 十八 教會なんぢらに安を問り 兄弟よ我なんぢらに勤む凡る爾曹が學る所の
 十九 教に反きて争ひ分たせ又置かする者を視さめて之を避よ 此の如き者ハ
 二十 我儕の主イエスキリストに服す己の腹につかふる者なり又言を巧にし
 二十一 諂ひて質朴なる者の心を欺くなり 然る爾曹の順従ること衆 人に傳揚
 二十二 されば我なんぢらの爲に喜べり我なんぢらが善に智く惡に惡ならんとな
 二十三 願ふ 平安の神爾曹の足下に於てサタンを速に碎くべし我儕の主イエ
 二十四 スキリストの恩なんぢらと偕に在んことを願ふ 我と共に勤るテモテ
 二十五 さ我が親戚ルキヤソン、ソシパテロより爾曹に安を問り 此書を發する

レ 可一〇四
 十四
 ヲ 哥後十三〇十
 二 彼前五〇
 十四
 ヲ 徒十五〇一、
 五、廿四
 子 非三〇十九
 多一〇十、十
 一
 ナ 提後三〇六
 彼後二〇二、
 三
 ナ 太一〇十六
 哥前十四〇廿
 ヲ 三〇十五
 ヲ 哥後十三〇十
 四 觀廿二〇
 廿一
 ナ 徒十六〇一
 徒十三〇一
 徒十七〇五
 徒廿〇四

二二 我キリストに於て爾曹に安を問 我と全會の寓主がヨス爾曹に
 二四 安を問り邑の庫司エラストまた兄弟クロルト爾曹に安を問り 我儕の主
 二五 イエスキリストの恩なんぢらに在んことを願ふアメン 二六 世の成さ
 二七 りし前より隠蔽たりしかを萬國の民をして信じ服はしめんが爲いま露な
 二八 き神の命に遵ひ預言者の書に因て顯れし其典義に循ひて我つたふる福音
 二九 および我が説きこころのイエスキリストの教訓を照し爾曹を堅固すること
 三〇 を得もの 即ち獨一睿智神に榮光滿なくイエスキリストに由て在んこと
 三一 を願ふアメン

新約全書羅馬書終

一 加一〇一
 二 加一〇二
 三 加一〇三
 四 加一〇四
 五 加一〇五
 六 加一〇六
 七 加一〇七
 八 加一〇八
 九 加一〇九
 十 加一〇一〇
 十一 加一〇一一
 十二 加一〇一二
 十三 加一〇一三
 十四 加一〇一四
 十五 加一〇一五
 十六 加一〇一六
 十七 加一〇一七
 十八 加一〇一八
 十九 加一〇一九
 二十 加一〇二〇
 二十一 加一〇二一
 二十二 加一〇二二
 二十三 加一〇二三
 二十四 加一〇二四
 二十五 加一〇二五
 二十六 加一〇二六
 二十七 加一〇二七
 二十八 加一〇二八
 二十九 加一〇二九
 三十 加一〇三〇

一 新約全書使徒パウロ、コリント人に贈れる前書
 二 神の旨により召てイエスキリストの使徒となし給へるパウロ及
 三 び兄弟ソステテ 書をコリントにある神の教會 即ちキリストイエスに
 四 在て潔られ召れて聖徒となれる者および彼等の處にも 我儕の處にも諸處
 五 に於て我儕の主イエスキリストの名を願者にまで贈る なんぢら願くハ
 六 我儕の父なる神および主イエスキリストより恩寵と平康を受よ ○ イエ
 七 スキリストに在て爾曹が賜りし神の恩寵について我恒に爾曹の爲に我神
 八 に感謝す 蓋なんぢら彼に在て諸事すなへち凡の教訓と凡の知識に富
 九 ことを得たれば也 是キリストの證なんぢらの中に堅せられしに因 斯
 十 て爾曹の賜れる所の恩寵かくることなく我儕の主イエスキリストの顯れ
 十一 んことを俟り 神の終まで爾曹を堅し我儕の主イエスキリストの日に於て
 十二 爾曹に責なからしむ され神の誠信なり彼なんぢらを召て其子われらの主
 十三 イエスキリストの交際に入しめ給へり ○ 兄弟よ我儕の主イエスキリスト

カ	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九
カ	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九
カ	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九

の名に証して我なんぢらに勸む爾曹みな言ことを同じ且分争なく心を同
 じ意を同じして聯合せし蓋わが兄弟よりクロエの家人なんぢらの事を我
 に告て爾曹の中に争ひありと言たれば也 爾曹のく我ハパウロ我ハ
 アポロ我ハケバ我ハキリストに屬すと言われ之を言なり キリストハ數
 多に分る者ならん乎パウロハ爾曹の爲に十字架に釘られし乎まに爾曹
 ハバプテスマを受てパウロの名に入しや われ神に謝す我ハクリスボ
 ガロスの外なんぢらの中一人にもバプテスマを施しよことなし 此ハ我
 名に托てバプテスマを施す人に言れんことを懼たれば也 我またステ
 パナの家族にバプテスマを施せり此外に我人にバプテスマを施しよこと
 有や否を知らず キリストの我を遣しよハバプテスマを施せんと爲に非ず福
 音を宣傳しめん爲なり及われに言の智慧を用しめ給はず是キリストの十字
 架の虚くならざらん爲なり うれ十字架の教ハ沈淪者ハ愚なるもの我
 救る者ハ神の能たるなり 即ち録して我智者の智を滅し愚者の愚を

オ	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九
オ	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九
オ	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九

廢くせんと言が如し 智者安にある學者安に在この世の論者いづくにあ
 る神ハ此世の智慧をして愚ならしむるに非ずや 世人ハ己の智慧を恃て
 神を知らず是神の智慧に適へるなり是故に神ハ傳道の愚なるを以て信する
 者を救を善とせり ユダヤ人の休徴を乞ギリシヤ人の智慧を覓む 我
 ハ十字架に釘られしキリストを宣傳す即ち此ハユダヤ人にハ廢く者ギリ
 シヤ人にハ愚なる者なり 然るに召れたる者にハユダヤ人にもギリシヤ人
 にもキリストハ神の大能また神の智慧なり うれ神の愚ハ人よりも慧く
 神の弱ハ人よりも強し 兄弟よ召を蒙れる爾曹を觀よ肉に循る智慧ある
 もの多らす能ある者もにからず賢き者多らざる也 神ハ智者を愧しめん
 さて世の愚なる者を選び強者を愧しめんさて世の弱者を選ぶ また神ハ
 有者を滅さんさて世の賤者藐視するもの即ち無が如き者を選び給へり
 これ凡の人神の前に誇ることなからん爲なり 爾曹ハ神に由てキリスト
 イエスに在イエスハ神に立られて爾曹の智慧また義また聖また愛また
 爲た

三	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
三	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七

三 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十

まへり 録して誇者へ主に因て勝るべしと在が如し

兄弟よ我靈に爾曹に到りし時も言ミ智慧の美たるを以なんぢらに

神の證を傳ざりき 蓋われイエスキリストと彼の十字架に釘られし事の

外ハ爾曹の中に在て何をも知まじと意を定めたれば也 我なんぢらと偕

に居し時ハ弱かつ懼また多く戰慄り 我言し所また我宣し所ハ人の智慧

の婉 言を用ひず唯靈と能の證を用ひたり 蓋なんぢらの信仰をして

人の智慧に由ず神の能に由しめん欲ばなり 然ども我儕全き者の中に

智慧を語る是の世の智慧に非ず亦この世の有司廢らんとする者の智慧

に非ず 我儕の語る所ハ秘密たりし神の奥義の智慧なり此ハ創世の先

り神の預じめ我儕をして榮を得しめんが爲に定め給ひしもの也 此世の

有司に之を識もの一人もなし若し識バ榮の主を十字架に釘ざりしならん

九 録して神の己を愛する者の爲に備へ給ひしものハ目いまだ見す耳いまだ

聞す人の心いまだ念ざる者なりと有が如し 然と神ハ其靈をして之を我儕

十一	十二	十三	十四	十五	十六	一	二	三
十一	十二	十三	十四	十五	十六	一	二	三

十一 十二 十三 十四 十五 十六 一 二 三

に顯せり靈ハ萬 事を究知また神の深事をも究知るなり され人々の情ハ

其中にある靈の外に誰か之を知んや此の如く神の情ハ神の靈の外に知も

のなし 我儕の受し此世の靈に非ず神より出る靈なり是神の我儕に賜

し所のものを知べき爲なり 且われら此事を語るに人の智慧の教る所の

言を用ひず聖靈の教る所の言を用るなり即ち靈の言を以て靈の情に當る

なり 性來のまよなる人ハ神の靈の情を受す是かれにハ愚なる者と見れ

ばなり又これを知こと能はず蓋靈の情ハ靈に由て辨ふべき者なるが故な

り 然と靈に屬るものハ萬 事を辨へ知まかして己ハ人に辨へ知る事

なし 誰か主の心を知て主を教る者有んや然と我儕ハキリストの心を有り

兄弟よ我さきに爾曹に語れるとき靈に屬る者に語るが如くする能

はず 惟肉に屬る者の如く亦キリストに在る赤子に語る如くせり 二 われ爾

曹に乳を哺しめて堅き物を予ざりき爾曹食ふこと能とさればなり今も尙

あたはず 蓋なんぢら尙肉に屬る者なれば也なんぢらの中に嫉妬と紛争

あり此なんぢら肉に屬て人の如く行ふに非ずや 我ハパウロに屬われハ
 アポロに屬さいふ者のあるハ此なんぢら肉に屬るならす乎 パウロハ誰
 アポロハ誰われらハ惟おのくくに賜れる恩に隨ひ爾曹をして信ぜしめん
 きて動る者なるの外なし 然バ我ハ種アポロハ灌ぐ長る者ハ惟神なり
 種るもの灌ぐ者も數るに足す惟貴きハ長る所の神なり され種者も灌ぐ
 者も異なることなし各々功力に循ひて其賞を得べし 我儕ハ神と同一働
 く者なり爾曹ハ神の田神の室なり 神の我に賜し恩に循ひて我費き工師
 の如く既に基礎を置たり今ほかの人の上に建いか其上に建べき乎
 のく憤て爲べし 爾ハ置給ひし基礎の外に誰も基礎を置ること能され
 ば也この基礎ハ即ちイエスキリストなり もし人この基礎の上に金銀寶
 石木艸木稿を以て建たば 各人の工ハ明かならん夫日これを顯す可れバ
 なり此ハ火にて顯れん其火のくくの工の如何を試むべし 若うの建る
 所の工たもたバ賞を得 若うの工ヤかれなバ損を受されど己ハ火より脱

非徒前四〇十、
 十一、
 十二、
 十三、
 十四、
 十五、
 十六、
 十七、
 十八、
 十九、
 二十、
 二十一、
 二十二、
 二十三、
 二十四、
 二十五、
 二十六、
 二十七、
 二十八、
 二十九、
 三十、
 三十一、
 三十二、
 三十三、
 三十四、
 三十五、
 三十六、
 三十七、
 三十八、
 三十九、
 四十、
 四十一、
 四十二、
 四十三、
 四十四、
 四十五、
 四十六、
 四十七、
 四十八、
 四十九、
 五十、

出る如く終にハ救れん 爾曹ハ神の殿にして神の靈なんぢらの中に在す
 ことを知る乎 もし人神の殿を毀たば神かれを毀たん蓋神の殿ハ聖も
 のなれば也この殿ハ即ち爾曹なり 雖も自ら欺く勿れ若なんぢらの中に
 此世に於て智慧ありと意ふ者あらバ智者ならん爲に愚になるべし 蓋
 この世の智慧ハ神の前にハ愚なればなり録して云く神ハ智者を其みづか
 らの詭計に因て拘ふ 爾曹ハキリストの屬キリストハ神の屬なり
 然バ誰も人に誇る勿れ萬物ハ爾曹の物なり 或ハパウロ或ハアポロ或ハ
 クバ或ハ世界あるひハ生あるひハ死あるひハ今のもの或ハ後のものはみ
 な爾曹の屬なり 爾曹ハキリストの屬キリストハ神の屬なり
 人宜く我儕をキリストの役者の如く神の奧義を司とる家宰の如く
 意ふべし 又この世に在て家宰に求る所ハ其信心ならんこと也 われ爾
 曹に審判れ或ハ人に審判ることを尤も細事となす我も自己を審判す
 我みづから省るに過あるを覺す然ども此に因て義とせられす我を審判者

三、
 四、
 五、
 六、
 七、
 八、
 九、
 十、
 十一、
 十二、
 十三、
 十四、
 十五、
 十六、
 十七、
 十八、
 十九、
 二十、
 二十一、
 二十二、
 二十三、
 二十四、
 二十五、
 二十六、
 二十七、
 二十八、
 二十九、
 三十、
 三十一、
 三十二、
 三十三、
 三十四、
 三十五、
 三十六、
 三十七、
 三十八、
 三十九、
 四十、
 四十一、
 四十二、
 四十三、
 四十四、
 四十五、
 四十六、
 四十七、
 四十八、
 四十九、
 五十、

五	主なり 然る主の來らんときまで時いまた至らざる間ハ密判する勿れ	コリ二〇六
六	主ハ幽暗にある隠たる情を照し心の計謀を顯さん其時ものハ神より啓	コリ二〇七
七	を得べし 兄弟よ我なんぢらの爲に此等の事を我アボロに比へたり此	コリ二〇八
八	ハ我儕の事により爾曹をして録されし所に過て人を思議べからざる事を	コリ二〇九
九	學べせ彼に従へんさて之に逆ひ各 誇ることなからしめん爲なり 爾をして	コリ二一〇
十	人に異ならしむる者ハ誰が爾ハ何の受領ざる物を有か若これを受領ハ何	コリ二一一
十一	が受領ざる如く誇や 爾曹すでに飽なんぢら既に富り爾曹われさ儲なら	コリ二一二
十二	ずして王たり我實に爾曹が王たらんことを願ふ蓋われも爾曹さ儲に王た	コリ二一三
十三	らんが爲なり われ意ふに神ハ我儕使徒を死に定られし者の如く末の者	コリ二一四
十四	として願し給へり蓋われらハ宇宙のもの即ち天の使ふよび人々に觀玩に	コリ二一五
十五	せられたれば也 我儕ハキリストの爲に愚なる者となり爾曹ハキリスト	コリ二一六
十六	に在て智き者となれり我儕ハ弱く爾曹ハ強し爾曹ハ貴く我儕ハ賤し 今	コリ二一七
十七	の時に至るまで我儕ハ飢また渴また裸また挫れ斯て定れる住處なく	コリ二一八

十三	りて手づから工をなし罵らるるときハ祝し喜らるるときハ忍 誇らるる	コリ二一九
十四	ときハ勤をなせり我儕今に至るまで世の汚穢また萬の物の塵垢の如し	コリ二二〇
十五	我なんぢら愧しめん爲に之を書に非す反て我が愛する兒女の如く爾曹	コリ二二一
十六	を敵めんさて也 爾曹キリストに在て疑ひ師ハ一萬ありさし父ハ多くあ	コリ二二二
十七	ることなし蓋われキリストイエスに在て福音を以て爾曹を生けたり 是	コリ二二三
十八	故に我なんぢらが我に敵んとを勸るなり 此に縁て我が愛子主に在て忠	コリ二二四
十九	なるテモテ我なんぢらに遣せり彼ハ我キリストに在て教るところ即ち	コリ二二五
二十	過く教會ごとに教る模範を爾曹に記憶さすべし 爾曹の中われを爾曹に	コリ二二六
二十一	至らすさして自ら誇る者あり 然る主の心に適ハズ我速かに爾曹に至り	コリ二二七
二十二	誇る者の其言に非す其能を知んさす 爾ハ神國ハ言に在に非す能に在る	コリ二二八
二十三	なり 爾曹なにを願ふや答を以て我なんぢらに至ることを願ふ乎また愛	コリ二二九
二十四	さ柔和の心を以て至ることを願ふ乎	コリ二三〇

一 利十八〇八
 二 哥後七〇七
 三 西二〇五
 四 太十八〇六
 五 太十八〇七
 六 約一〇二
 七 約一〇三
 八 約一〇四
 九 約一〇五
 十 約一〇六
 十一 約一〇七
 十二 約一〇八
 十三 約一〇九
 十四 約一〇一〇
 十五 約一〇一一
 十六 約一〇一二
 十七 約一〇一三
 十八 約一〇一四
 十九 約一〇一五
 二十 約一〇一六
 二十一 約一〇一七
 二十二 約一〇一八
 二十三 約一〇一九
 二十四 約一〇二〇
 二十五 約一〇二一
 二十六 約一〇二二
 二十七 約一〇二三
 二十八 約一〇二四
 二十九 約一〇二五
 三十 約一〇二六
 三十一 約一〇二七
 三十二 約一〇二八
 三十三 約一〇二九
 三十四 約一〇三〇
 三十五 約一〇三一

二 どの事にて人々の父の妻を有と聞ゆ 二 なんぢら驚るか斯る事を行ひし者の
 三 の爾曹の中より黜けられんことを願て痛哭ざる乎 三 われ身ハ爾曹の中に
 四 居すと雖も靈ハ居り我なるが如く既に之を行ひし者を審判たり五 即ち我
 五 の主イエスキリストの名に頼て爾曹の集らんとき我靈も偕に在て我債
 六 の主イエスキリストの能に託かくの如き者をサタンに交し其肉昧を滅
 七 し其靈をして主イエスの日に救を得しめんを定たるなり 六 爾曹の驚るハ
 八 宜ろしからず少許の麴酵の全團をみな發すを知ざる乎 爾曹ハ麴酵な
 九 きが如き者なれば舊き麴酵を除きて新しき團塊となるべし夫われらの逾
 十 越すなへちキリストハ既に聖れ給へり 然バ我儕舊き麴酵を用すまた惡
 十一 毒と暴恨の麴酵を用す眞實と至誠なる無酵麴を用ひて節を守るべし〇
 十二 われ爾曹に意淫を行ふ者と偕に交る勿れと既に書遣れり 然と此世の淫
 十三 を行ふ者またハ食婪者またハ勒索者また偶像を拜む者と交ること全く
 十四 禁するにハ非ず若まからば爾曹ハ世を離れざる可らず 我なんぢらに書

一 但七〇十八
 二 但七〇十九
 三 約八 路廿
 四 二〇廿九
 五 二〇三〇
 六 二〇三一
 七 二〇三二
 八 二〇三三
 九 二〇三四
 十 二〇三五
 十一 二〇三六
 十二 二〇三七
 十三 二〇三八
 十四 二〇三九
 十五 二〇四〇
 十六 二〇四一
 十七 二〇四二
 十八 二〇四三
 十九 二〇四四
 二十 二〇四五
 二十一 二〇四六
 二十二 二〇四七
 二十三 二〇四八
 二十四 二〇四九
 二十五 二〇五〇
 二十六 二〇五一
 二十七 二〇五二
 二十八 二〇五三
 二十九 二〇五四
 三十 二〇五五
 三十一 二〇五六
 三十二 二〇五七
 三十三 二〇五八
 三十四 二〇五九
 三十五 二〇六〇

遺しハ兄弟と稱ふる者もし淫を行ひ又ハ食婪またハ偶像を拜またハ詭譎
 またハ沉湎またハ勒索をせバ之と共に交ることなく斯る者と共に食する
 ことだに爲ざらしめんさて也 外にある者を鞠ことハ何ぞ我に與らん爾
 曹が鞠く所の内の者に非すや 外にある者ハ神これを鞠く斯る惡人ハ之
 を爾曹の中より黜くべし
 爾曹のうち互に事あるとき聖徒の前に認ることせす敢て義からざ
 る者の前に認ることをする者ある乎 なんぢら聖徒の世を鞠んとするを知
 ざらんや世もし爾曹に鞠るゝならば爾曹至小き事を鞠に足ざる者ならん
 乎 爾曹われらが天の使を鞠んとするを知らんや况や此世の事をや
 是故に爾曹もし此世の事を鞠んとせば教會の中にて卑微者を審判の座に
 坐しめよ 我なんぢらを愧しめんさて如此いへり爾曹の中に其兄弟の間
 の事を鞠き得る智者一人もなからん乎 然と兄弟と兄弟相訟へ且こ
 の事を不信者の前にて爲り 爾曹たがひに相認るにより爾曹のうち誠に

九八 過あり爾曹何ぞ此よりも寧ろ不義を受ざるや何ぞ此よりも寧ろ欺を受ざる乎 噫なんぢら不義をなし欺をなす兄弟にも亦これを行行り なんぢら義からざる者の神の國を嗣ことを得ざるを知らざるか 爾曹みづから欺勿れ凡て淫を行ひ又ハ偶像を拜またハ姦淫をなし又ハ男娼となり又ハ男色を行ひ 又ハ盜竊またハ貪婪またハ沉湎またハ辱罵またハ勒索者などハ皆神の國を嗣ことを得ざる也 爾曹のうち前にハ此の如き者ありしやども主イエスの名に頼りて我儕の神の靈に因て洗滌また潔り又義を爲ことを得たり ○ 凡の物われに可らざるなし然と凡て益あるに非ず凡の物われに可らざるなし然と我らの一をも我が主となさず 食ハ腹のため腹ハ食のため然と神ハ此も彼も滅すべし身ハ淫を行ふために非ず主の爲なり主ハまた身の爲なり 神すでに主を魅らせ給ふ又その能力を以て我儕をも魅らすべし 爾曹の身ハキリストの肢なるを知らざるか 我キリストの肢を娼妓の肢となして可らんや可らざる也 娼妓に合ものハ彼と一の體

加五〇十九至
廿一 卅五〇
三至五 卅六
二〇十五
六六〇十七至
十九 卅二〇
一三三
一卅六
七〇十四
卅三
卅六
卅四
卅五
卅六
卅七
卅八
卅九
卅十
卅十一
卅十二
卅十三
卅十四
卅十五
卅十六
卅十七
卅十八
卅十九
卅二十
卅二十一
卅二十二
卅二十三
卅二十四
卅二十五
卅二十六
卅二十七
卅二十八
卅二十九
卅三十
卅三十一
卅三十二
卅三十三
卅三十四
卅三十五
卅三十六
卅三十七
卅三十八
卅三十九
卅四十
卅四十一
卅四十二
卅四十三
卅四十四
卅四十五
卅四十六
卅四十七
卅四十八
卅四十九
卅五十

七六 七五 七四 七三 七二 七一 七〇 六九 六八 六七 六六 六五 六四 六三 六二 六一 六〇 五九 五八 五七 五六 五五 五四 五三 五二 五一 五〇 四九 四八 四七 四六 四五 四四 四三 四二 四一 四〇 三九 三八 三七 三六 三五 三四 三三 三二 三一 三〇 二九 二八 二七 二六 二五 二四 二三 二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一

レ 卅二〇廿四
ト 卅九〇五
ツ 卅二〇廿二
チ 卅五〇八至十
リ 卅三〇十六
ハ 卅四〇七至九
ニ 卅一〇廿八
ホ 卅一〇廿九
ヘ 卅一〇三十
ニ 卅一〇三十一
ホ 卅一〇三十二
ヘ 卅一〇三十三
ニ 卅一〇三十四
ホ 卅一〇三十五
ヘ 卅一〇三十六
ニ 卅一〇三十七
ホ 卅一〇三十八
ヘ 卅一〇三十九
ニ 卅一〇四十
ホ 卅一〇四十一
ヘ 卅一〇四十二
ニ 卅一〇四十三
ホ 卅一〇四十四
ヘ 卅一〇四十五
ニ 卅一〇四十六
ホ 卅一〇四十七
ヘ 卅一〇四十八
ニ 卅一〇四十九
ホ 卅一〇五十

二 なるを知らざるか 蓋二人のもの一脈となるべしと云給ひたれば也 主に合ものハ一靈となるなり なんぢら淫を避ふ人の凡て行ふ罪ハ身の外にあり然と淫を行ふ者ハ己が身を犯すなり 爾曹の身ハ爾曹が神より受たる爾曹の哀にある聖靈の殿にして爾曹ハ爾曹の属に非ざることを知らざる乎 爾曹ハ爾曹の價をもて買れたる者なればなり是故に神のものなる爾曹身に於ても靈魂に於ても神の榮を願すべし

三 淫行を免るる爲に人おのく 其妻をもち女も各々その夫を有べし 夫ハ其分を妻になすべし妻ハまた夫に然すべし 妻ハ自ら其身を主とすることを得ず夫これを主とす此の如く夫も自ら其身を主とすることを得ず妻これを主とす 相共に拒なかれ然と互に意を合せて暫く新婦の爲に別るべし後また共に合べし是サタン爾曹の情の榮ざるに乗じて爾曹を誘はざらん爲なり 然と我これを自ら命するに非ず許なり 我ハ衆人の我

八 大十九〇十二
 九 大十九〇十二
 十 大十九〇十二
 十一 大十九〇十二
 十二 大十九〇十二
 十三 大十九〇十二
 十四 大十九〇十二
 十五 大十九〇十二
 十六 大十九〇十二
 十七 大十九〇十二
 十八 大十九〇十二
 十九 大十九〇十二
 二十 大十九〇十二
 二十一 大十九〇十二
 二十二 大十九〇十二
 二十三 大十九〇十二
 二十四 大十九〇十二
 二十五 大十九〇十二
 二十六 大十九〇十二
 二十七 大十九〇十二
 二十八 大十九〇十二
 二十九 大十九〇十二
 三十 大十九〇十二
 三十一 大十九〇十二
 三十二 大十九〇十二
 三十三 大十九〇十二
 三十四 大十九〇十二
 三十五 大十九〇十二
 三十六 大十九〇十二
 三十七 大十九〇十二
 三十八 大十九〇十二
 三十九 大十九〇十二
 四十 大十九〇十二
 四十一 大十九〇十二
 四十二 大十九〇十二
 四十三 大十九〇十二
 四十四 大十九〇十二
 四十五 大十九〇十二
 四十六 大十九〇十二
 四十七 大十九〇十二
 四十八 大十九〇十二
 四十九 大十九〇十二
 五十 大十九〇十二

八 爲んことを願ふ然と各々神より己の賜を受たり此の如く彼彼の如し我いまだ婚姻せざる者および嫁婦に云ん若わが如くして居れば等に善なり若みづから制ること能はず婚姻するも可う婚姻するの胸の燃るよりも愈れば也われ婚姻せし者に命す妻ハ夫に別る勿れ如此命するハ我に非す即ち主なり若わが事あらば嫁す居り或ハ夫と和ぐことをすべし夫もまた妻を去べからず外の人に我これをいふ主の言に非す若し兄弟不信なる妻を有るとき妻ともに居んことを願ふ之を去なけれ また婦不信なる夫を有るとき夫ともに居んことを願ふ之を去なけれ うハ不信なる夫ハ妻に由て潔なり不信なる妻ハ夫に由て潔なればなり然すば爾曹の子女ハ潔らす然と今ハ潔き者なり 不信者みづから離去バ其離るるに任せよ此の如き事あらば兄弟あるハ姉妹つながらる所なし神の我儕を召給へるハ我儕を睦じく居しめん爲なり 妻ハ爾いかに夫を救ふことを得や否を知らん夫ハ爾いかに妻を救ふことを得や

十七 否やを知らん 然と神の各人に預りたる所また主の各人を召しこころに臨ひて此の如く行ふべし我すべての教會に定たるも此の如し 割禮ありて召れたる者ハ割禮を廢る勿れ割禮なくして召れたる者ハ割禮を受る勿れ 割禮を受るも何の得こさなく割禮を受ざるも何の得こさなし得こころハ惟神の誠を守るにあり 各人々の召れし時に在し所の分に止るべし 三二 うち奴隷にて召れなば思煩ふ勿れ然と若し釋さるることを得ば寧ろ之を受べし 三三 召れて主になる奴隷ハ主につける自主なる者なり此の如く召れし自主の者ハキリストの奴隷なり 爾曹ハ價をもて買れたる者なり人の奴隷となる勿れ 兄弟よ各々召れし時に在し所の分に止りて神と偕に居べし 三五 處女の事についてハ我いまだ主の命を受す然と我主の矜恤を蒙りて忠義なる者と爲たれば我が意を述べし 今ハ災に因て我婚姻せざるを善とす此の如くなるハ人に善 三六 うち妻に嫁る者なるハ然らば釋こさを求める勿れ爾妻の嫁なき者なるハ然らば妻を求めん 三八 爾もし娶ると

イ 來十三〇四	二 彼前四〇	三 九〇七至十	四 七十八	五 四〇四	六 四〇四	七 四〇四	八 四〇四	九 四〇四	十 四〇四	十一 四〇四	十二 四〇四	十三 四〇四	十四 四〇四	十五 四〇四	十六 四〇四	十七 四〇四	十八 四〇四	十九 四〇四	二十 四〇四	二十一 四〇四	二十二 四〇四	二十三 四〇四	二十四 四〇四	二十五 四〇四	二十六 四〇四	二十七 四〇四	二十八 四〇四	二十九 四〇四	三十 四〇四	三十一 四〇四	三十二 四〇四	三十三 四〇四	三十四 四〇四	三十五 四〇四	三十六 四〇四	三十七 四〇四	三十八 四〇四	三十九 四〇四	四十 四〇四	四十一 四〇四	四十二 四〇四	四十三 四〇四	四十四 四〇四	四十五 四〇四	四十六 四〇四	四十七 四〇四	四十八 四〇四	四十九 四〇四	五十 四〇四
---------	--------	---------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------

も罪を犯すに非ず處女もし嫁することも罪を犯すに非ず然と此の如き者ハ
 うの身雖に遣入我爾曹をして煩へしむるに忍す 兄弟よ我これを言ん今
 より後の時ハ逼れり蓋妻を有る者ハ有ざるが如く 哭ものハ哭ざるが如
 く喜ぶ者ハ喜ばざるが如く買ものハ有ざるが如く 此の世を用る者ハ用
 ざるが如くすべき爲なり夫この世の形状ハ過逝なり 我なんぢらが思煩
 ハざらんことを願ふ婚姻せざる者ハ如何して主を悦ばせん主の事を思
 煩ひ 婚姻せし者ハ如何して妻を悦ばせん世の事を思煩ふなり 妻と
 なる者ハ處女たる者との別あり嫁せざる者ハ身も靈も潔からんため主
 の事を思煩ひ嫁せし者ハ如何に夫を悦ばせん世の事を思煩ふなり 我
 これを言ハ爾曹を益せん爲なり爾曹に絆を置んとするに非ず惟爾曹をし
 て理に合せ紛擾なく慇懃に主に事しめんとて也 人もし其童女に對して
 己が行ふこと理に合すべき意ふとき童女期過つ已ことを得ざる事あらば
 其意に任すべし此ハ罪を犯すに非ず彼等に婚姻せさせすべし 然と人もし

イ 來十三〇四	二 彼前四〇	三 九〇七至十	四 七十八	五 四〇四	六 四〇四	七 四〇四	八 四〇四	九 四〇四	十 四〇四	十一 四〇四	十二 四〇四	十三 四〇四	十四 四〇四	十五 四〇四	十六 四〇四	十七 四〇四	十八 四〇四	十九 四〇四	二十 四〇四	二十一 四〇四	二十二 四〇四	二十三 四〇四	二十四 四〇四	二十五 四〇四	二十六 四〇四	二十七 四〇四	二十八 四〇四	二十九 四〇四	三十 四〇四	三十一 四〇四	三十二 四〇四	三十三 四〇四	三十四 四〇四	三十五 四〇四	三十六 四〇四	三十七 四〇四	三十八 四〇四	三十九 四〇四	四十 四〇四	四十一 四〇四	四十二 四〇四	四十三 四〇四	四十四 四〇四	四十五 四〇四	四十六 四〇四	四十七 四〇四	四十八 四〇四	四十九 四〇四	五十 四〇四
---------	--------	---------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------

其心を剛毅し己を得ざることもなく又そのが隨 意に爲ことを得てうの
 童女を留置ん心の中に定なば然するハ善ことなり 此の如なれば嫁せ
 さする者の行ハ善されど嫁せさせざる者の行ハ更に善 夫 生る間ハ妻
 法に繋るゝなり然と夫もし死バ隨 意に嫁する事を許さる惟主にある者
 へのみ適べし 然と我ももふに婦のまゝ止りなば殊に福なり我また神
 の靈に感じたりと意ふ

第八節 偶像に獻し物に就てハ我儕みな知識あることをしる知識ハ人を騙
 しむ然と愛ハ徳を建るもの也 若みづから能ものを知さ意ふ者ハ未だ其
 知べきほどのをも知ざる者なり 人もし神を愛せば是神に知れたる也 偶
 像に獻し物を食するに就てハ我儕偶像の世に無ものなるを知また獨の神
 の外に神なきを知 神と稱するもの或ハ天に在あるハ地に在て多の神
 におほくの主あるが如しと雖も 我儕に於てハ惟一の神すなハち父あるの
 み萬物これより生われら之に歸す又ひさりの主即ちイエスキリストあり

一〇三	七	萬物これに由われらも之に由り 然ぞみな斯る事を知す今に至りて尙心に偶像を顧み之を偶像に獻じ物と意て食する者あり是故に之の心弱して汚るなり 神と我儕の關係ハ食物に由に非ず食するも益ることなく食せざるも損ることなし 然ぞ爾曹慎みて其自由を柔弱者の躓さなす勿れ人もし知識ある所の爾曹の廟に坐して食するを見れば柔弱者の心これに拗られて偶像に獻じ物を食せざらん乎 又キリストの代て死たまひし弱き兄弟爾の知識に因て淪亡ざらん乎 此の如く爾曹兄弟に罪を犯し其弱き心を傷めしむるハキリストに罪を犯すなり 是故に若し食物わが兄弟を礙かせば我ハ兄弟を礙かせざる爲に永久も肉を食へじ
一〇四	八	我ハ使徒に非ずや我ハ自主に非ずや我ハ我儕の主イエスキリストを見しに非ずや爾曹が主に在ハ我が工に非ず乎 われ他人にハ使徒に非ずとも爾曹にハ使徒なり蓋なんぢらの主に在ハ我が使徒の職の印なれば也 我こそを詰す者に答ふるハ此なり われら飲食を受る權なき乎 われ

一〇三	七	ら他の使徒等もよび主の兄弟とケバとの如く姉妹なる妻を携ふる權なき乎 惟われとマルサバのみ工を止ることを得ざらん乎 誰か軍に出て己の財を費す者あらんや誰か葡萄園を樹て其果を食ざる者あらんや誰か羊を牧て其乳を飲ざる者あらん乎 われ人の事にのみ循て之を言んや律法も亦かく言に非ずや モーセの律法に穀物を碾す牛に口籠を繋ぐべからずと録されたり神牛の爲に慮かり給へる乎 又ハ我儕の爲にのみ之を言たまひし乎ニハ我儕の爲に録し給へる也 耕す者ハ望ありて耕し穀物を碾す者ハ其穀物を得の望ありて碾ハ宜なれば也 我儕もし爾曹の爲に靈の物を播たらば爾曹の肉の物を獲取ハ大事ならん乎 他の人もし此權を爾曹の上に有べ況て我儕をや然ぞ我儕の權威を用すキリストの福音に阻礙なきやうに我儕すべての事を忍ぶ なんぢら知ざるハ聖事を務る者ハ殿の物を食し祭壇に事する者ハ祭壇と共に其頌を取こを 此の如く主福音を宣傳る者ハ福音に由て生活んことを定め給へり 然ぞ我此等の事
一〇四	八	
一〇五	九	
一〇六	十	
一〇七	十一	
一〇八	十二	
一〇九	十三	
一一〇	十四	
一一一	十五	

十六 人を人に虚くせられんより寧ろ死るゝ我に善事なれば也 われ福音を宣
 傳るも雖も誇るべき所なし已を得ざるなり若われ福音を宣傳へすば實に
 禍なり 若われ好て之を行ば實を得ん若われ好ざるも其責任は我に與れ
 十八 然らば我が賞何なる耶われ福音を宣傳するに人をして費なくキリス
 トの福音を得しめ又福音に在て我有る權を妄に用ざる即ち是なり 十九
 衆の人に對て自主の者なれど更に多の人を得ん爲に自ら己を衆の人の奴
 隷となせり ユダヤ人への我ユダヤ人の如くなれり此ユダヤ人を得ん爲
 なり又律法の下にある者への我律法の下に在ざれども律法の下にある者
 の如くなれり是律法の下にある者を得ん爲なり 律法なき者への我律法
 なき者の如くなれり是律法なき者を得ん爲なり然と我神に向て律法なき
 者に非す即ちキリストの律法の下に在なり 柔弱者に我柔弱者の如くな
 れり是柔弱者を得ん爲なり又すべての人への我衆の人の狀に備へり

一 出十三〇廿一
 二 出十三〇廿二
 三 出十三〇廿三
 四 出十三〇廿四
 五 出十三〇廿五
 六 出十三〇廿六
 七 出十三〇廿七
 八 出十三〇廿八
 九 出十三〇廿九
 十 出十三〇三十
 十一 出十三〇三十一
 十二 出十三〇三十二
 十三 出十三〇三十三
 十四 出十三〇三十四
 十五 出十三〇三十五
 十六 出十三〇三十六
 十七 出十三〇三十七
 十八 出十三〇三十八
 十九 出十三〇三十九
 二十 出十三〇四十
 二十一 出十三〇四十一
 二十二 出十三〇四十二
 二十三 出十三〇四十三
 二十四 出十三〇四十四
 二十五 出十三〇四十五
 二十六 出十三〇四十六
 二十七 出十三〇四十七
 二十八 出十三〇四十八
 二十九 出十三〇四十九
 三十 出十三〇五十

三三 是いかにもして彼等數人を救ん爲なり われ福音の爲に如此をこなふハ
 人と共に福音に與らん爲なり 二四 なんぢら知すや馳騁に趨る者ハ皆はこれ
 ども褒美を得者ハ唯一人なるを爾曹も得ん爲に趨るべし 二五 凡て勝を競ふ
 者ハ何事をも節へ謹むなり彼等ハ壞れ易き冕を得んが爲に之を行ひ我儕
 ハ壞ざる冕を得んが爲に之を行ふなり 二六 然バ我が趨るハ定向なきが如き
 に非す我が戦ハ空を撃が如きに非す 二七 己の體を撃て之を服せしむ蓋は
 人を教て自ら棄られんことを恐れバ也
 兄弟よ我なんぢらが左の事を知ざるを欲まず夫われらの先祖ハみ
 な雲の下に在みな海を過 みな雲さ海にてパプテスマを受てモーセに屬
 三三 皆おなじく靈の食物を食し みな同く靈の飲物を飲り此かれらに従
 へる靈の磐より飲たる也ろの磐ハ即ちキリストなり 然と彼等の中おほ
 くハ神の心に適ざるが故に野にて滅されたり 此等の事ハ我儕をして彼
 等が嗜し如く惡を嗜さらしむる我儕の鑒なり 七 民ハ坐して飲食し起て舞

一 出十三〇廿一
 二 出十三〇廿二
 三 出十三〇廿三
 四 出十三〇廿四
 五 出十三〇廿五
 六 出十三〇廿六
 七 出十三〇廿七
 八 出十三〇廿八
 九 出十三〇廿九
 十 出十三〇三十
 十一 出十三〇三十一
 十二 出十三〇三十二
 十三 出十三〇三十三
 十四 出十三〇三十四
 十五 出十三〇三十五
 十六 出十三〇三十六
 十七 出十三〇三十七
 十八 出十三〇三十八
 十九 出十三〇三十九
 二十 出十三〇四十
 二十一 出十三〇四十一
 二十二 出十三〇四十二
 二十三 出十三〇四十三
 二十四 出十三〇四十四
 二十五 出十三〇四十五
 二十六 出十三〇四十六
 二十七 出十三〇四十七
 二十八 出十三〇四十八
 二十九 出十三〇四十九
 三十 出十三〇五十

ノ民廿五〇一五	九 獻三〇十	リと録されたる如く彼等のうち或者の行いに倣て爾曹偶像を拜者となる
四 出十七〇二	八 勿れ	また彼等のうち或者奸淫を行ひ一日に二萬三千人死たり彼等に倣
七 廿三〇廿	七 我儕	我儕を誹すべからず 又かれらの中あるものキリストを試みて蛇に滅
〇 廿六	六 されたり	彼等に倣ひて我儕も試むべからず 十 また彼等の中あるもの怨言
廿七 卅	五 減す者	に滅されたり彼等に倣て爾曹も怨言なけれ 彼等が遇る此すべて
六 卅四	四 の事は	聖となれり且これらの事を録されたるハ末世に遇る我儕を警むる
七 卅六	三 爲なり	然らば自ら立ち立りて意ふ者ハ傾ざるやうに慎むべし 爾曹が遇り試
八 卅八	二 惑ハ人の	常ならざるハなし神ハ信なる者なり爾曹を耐忍ぶこと能ざる試惑
九 卅九	一 へ給ふべし	然らば我が愛する者ハ偶像を拜する事を避べし 十五 われ智者に
十 卅一	一 言こそく	言ハ爾曹わが言こそるを審判べし 我儕が祝ふ所の祝ハ杯ハ同に
十一 卅二	一 享るに非ず	乎 卅七 パンハ惟一なり多の我儕もまた一體なり蓋みな一のパンを
十二 卅三	一 同に享れば	なり 卅八 肉に屬するイスラエルの人を觀よ祭物を食者ハ祭壇に
十三 卅四	一 與る者に非ず	や 卅九 然らば我いへる事ハ何ぞや偶像ハ有ものと言ふハ然らず
十四 卅五	一 偶像に献じ	物ハ有ものと言ふハ然らず 我いハ人異邦人の献る物ハ神に
十五 卅六	一 献るに非ず	惡鬼に献るなり我なんぢらが惡鬼と交るを欲ます 二二 なんぢら
十六 卅七	一 主の杯	惡鬼の杯を兼飲こと能ハす主の筵と惡鬼の筵とに兼伴る能ハ
十七 卅八	一 す	われら主の嫉妬を激さんとする乎われら主よりも強き者ならん乎
十八 卅九	一 凡の物	われに可らざるならん然らば凡の物の益あるに非ず凡の物われに可ら
十九 卅一〇	一 ざるなら	然らば凡の物の徳を建るに非ず 人みな己の益を求るなく各人の
二十 卅一	一 益を求べし	凡て市に賣ものハ良心の爲に問ことをせずして食すべし
二十一 卅二	一 ちの地	と之に盈る物ハ主の屬なれば也 爾曹もし不信者に請かれて往ん
二十二 卅三	一 させば	凡て爾曹の前に陳る物を良心の爲に問ことをせずして食すべし
二十三 卅四	一 もし人	なんぢらに此ハ偶像に献じ物なりと云ば告じ者の爲また良心の爲
二十四 卅五	一 之を食	する勿れ蓋地と之に盈る物みな主の屬なれば也 良心とハ爾曹

九 卅三	一 同に享れば	なり 卅八 肉に屬するイスラエルの人を觀よ祭物を食者ハ祭壇に
十 卅四	一 與る者に非ず	や 卅九 然らば我いへる事ハ何ぞや偶像ハ有ものと言ふハ然らず
十一 卅五	一 偶像に献じ	物ハ有ものと言ふハ然らず 我いハ人異邦人の献る物ハ神に
十二 卅六	一 献るに非ず	惡鬼に献るなり我なんぢらが惡鬼と交るを欲ます 二二 なんぢら
十三 卅七	一 主の杯	惡鬼の杯を兼飲こと能ハす主の筵と惡鬼の筵とに兼伴る能ハ
十四 卅八	一 す	われら主の嫉妬を激さんとする乎われら主よりも強き者ならん乎
十五 卅九	一 凡の物	われに可らざるならん然らば凡の物の益あるに非ず凡の物われに可ら
十六 卅一〇	一 ざるなら	然らば凡の物の徳を建るに非ず 人みな己の益を求るなく各人の
十七 卅一	一 益を求べし	凡て市に賣ものハ良心の爲に問ことをせずして食すべし
十八 卅二	一 ちの地	と之に盈る物ハ主の屬なれば也 爾曹もし不信者に請かれて往ん
十九 卅三	一 させば	凡て爾曹の前に陳る物を良心の爲に問ことをせずして食すべし
二十 卅四	一 もし人	なんぢらに此ハ偶像に献じ物なりと云ば告じ者の爲また良心の爲
二十一 卅五	一 之を食	する勿れ蓋地と之に盈る物みな主の屬なれば也 良心とハ爾曹

四百三十七
 四百三十八
 四百三十九
 四百四十

三十 判かるることを爲んや 若われ感謝して食すること爲んや 其感謝する所のものに縁て譲らるることを爲んや 然る爾曹食ふにも飲にも何事を行ふにも凡て神の榮を顯すやうに行ふべし ユダヤ人をもギリシヤ人をも亦神の教會をも疑ひする勿れ 即ち我すべての事に於て衆人の心に適ふやうにし彼等が救れん爲に己の益を求す多許の人の益を求るが如くすべし

四百四十一
 四百四十二
 四百四十三
 四百四十四
 四百四十五
 四百四十六
 四百四十七
 四百四十八
 四百四十九
 四百五十

二一 我キリストに效ふ如く爾曹われに效ふべし 兄弟よ爾曹すべての事に於て我を記念かつ我なんぢらに傳へし如く其傳を守るに因て我なんぢらを喜ばし 凡の人の首ハキリストなり 女の首ハ男なりキリストの首ハ神なり 爾曹が知んことを願ふ 凡て男の首に物を蒙りて祈禱をなし 或ハ預言する時ハ其首を辱むる也 凡て女の首に物を蒙りて祈禱をなし 或ハ預言する時ハ其首を辱むるなり 此ハ權髪と一にして異ことな

四百五十一
 四百五十二
 四百五十三
 四百五十四
 四百五十五
 四百五十六
 四百五十七
 四百五十八
 四百五十九
 四百六十

六 女もし物を蒙らずば髪を剪べし 然る髪を剪また難こと若し女の恥べきことならば物を蒙るべし 男の神の像と榮なれば其首に物を蒙るべし 女ハ男の榮なり 男ハ女より出しに非ず 女ハ男より出たれば也 又男ハ女の爲に造られしに非ず 女ハ男の爲に造られし也 是故に女ハ天の故に縁て首に權を有べき者なり 然る主に在てハ男ハ女に由るることなく 女ハ男に由ることなし 女の男より出し如く男ハ女に由て出まひして萬物みな神より出るなり 爾曹みづから辨ふべし 女物を蒙らずして神に祈るハ宜きことなる乎 男もし長髪あらば恥べきこと也 爾曹自然に知に非ずや 然る女もし長髪あらば其榮なり 蓋かむりもの代に髪を賜ひたれば也 縦ひ争ひ論する者ありとも 此の如き例ハ我等にも亦神の教會にも有ることなし 我これらの事を命じて 爾曹を喜ばざるハ爾曹の衆會益を受すして 反て損を招げば也 先なんぢら教會に集るとき其うち互に争ひ分るること有き 聞り我略これを信す 今の正き者の爾曹

三十一	の	中	に	顯	れ	ん	た	め	異	端	を	こ	ら	さ	る	を	得	ざ	れ	ば	也	な	ん	ぢ	ら	一	處	に	集	る			
三十二	主	の	晩	餐	を	食	す	る	に	非	ず	う	の	食	す	る	と	き	各	人	ま	づ	己	の	晩	餐	を	食	す	る			
三十三	因	あ	る	ひ	の	飢	る	者	あ	り	或	の	醉	飽	る	者	あ	れ	ば	也	な	ん	ぢ	ら	飲	食	す	べ	き	室	な		
三十四	か	の	神	の	教	會	を	慢	じ	又	乏	者	を	辱	し	め	ん	と	す	る	平	わ	れ	何	を	か	言	ん	此	に	因		
三十五	て	爾	曹	を	喜	べ	き	や	我	の	喜	ぶ	る	な	り	我	な	ん	ぢ	ら	に	傳	し	事	の	主	よ	り	授	ら	れ		
三十六	た	る	な	り	即	主	イ	エ	ス	賣	る	夜	パ	ン	を	取	祝	し	て	之	を	擘	い	ひ	け	る	の	取	て				
三十七	食	せ	よ	此	の	爾	曹	の	爲	に	擘	る	我	體	な	り	爾	曹	も	如	此	も	こ	な	ひ	て	我	を	憶				
三十八	食	し	て	後	また	杯	を	こ	り	前	の	如	く	し	て	曰	け	る	の	此	杯	の	我	が	血	に	し	て	立				
三十九	所	の	新	約	な	り	爾	曹	も	如	此	も	こ	な	ひ	て	飲	ご	と	に	我	を	憶	よ	爾	曹	こ	の	パ	ン	を	食	
四十	す	し	て	此	の	パ	ン	を	食	し	主	の	杯	を	飲	者	の	主	の	體	と	血	を	干	な	り	人	み	づ	か	ら	者	
四十一	て	後	の	パ	ン	を	食	し	其	杯	を	飲	べ	し	宜	に	合	す	し	て	食	飲	す	る	者	の	其	食	飲	に			
四十二	由	て	自	ら	審	判	を	招	く	な	り	蓋	主	の	體	を	辨	へ	さ	る	に	因	是	故	に	爾	曹	の	中	に	弱	き	者
四十三	病																																

三十一	の	者	も	た	寢	た	る	者	多	し	我	儂	も	し	自	ら	己	を	辨	へ	し	な	ら	ば	審	判	を	受	る	こ	と	無
三十二	り	し	な	ら	ん	然	と	今	審	判	せ	ら	る	の	主	の	我	儂	を	懲	し	め	給	ふ	な	り	是	我	儂	を	し	て
三十三	世	の	人	と	同	に	罪	に	定	ら	る	と	無	ら	し	め	ん	爲	な	り	是	故	に	我	が	兄	弟	と	集	り		
三十四	て	食	せ	ん	と	互	に	相	待	べ	し	も	し	肌	な	ば	其	家	に	て	食	す	べ	し	是	な	ん	ぢ	ら	の	集	
三十五	會	審	判	を	受	る	に	至	ら	ざ	ら	ん	爲	な	り	其	ほ	か	の	事	の	我	い	たら	ん	時	こ	れ	を	定		
三十六	異	邦	人	な	り	し	と	引	誘	に	隨	ひ	て	言	は	さ	る	偶	像	の	下	に	誘	れ	往	し	の	爾	曹	の	知	
三十七	こ	こ	ろ	也	是	故	に	我	な	ん	ぢ	ら	に	示	さ	ん	神	の	靈	に	感	じ	て	語	る	者	の	イ	エ	ス	を	
三十八	阻	ふ	べ	き	者	と	謂	も	の	な	し	又	人	聖	靈	に	感	ぜ	ざ	れ	ば	イ	エ	ス	を	主	と	謂	あ	た	は	
三十九	賜	の	殊	な	れ	ど	も	靈	の	同	じ	職	の	殊	な	れ	ど	も	主	の	同	じ	また	行	爲	の	殊	な				
四十	れ	ど	も	一	切	の	事	を	衆	の	人	の	中	に	行	ふ	神	の	同	じ	靈	の	顯	を	各	人	に	賜	し	の	益	
四十一	を	得	し	め	ん	爲	な	り	或	の	靈	に	よ	り	て	智	慧	の	言	を	賜	り	或	の	同	じ	靈	に	由	て	知	
四十二	識	の	言	を	賜	り	或	の	同	じ	靈	に	由	て	信	仰	を	賜	り	或	の	同	じ	靈	に	由	て	病	を	醫	す	

二十六〇一節
二十六〇二節
二十六〇三節
二十六〇四節
二十六〇五節
二十六〇六節
二十六〇七節
二十六〇八節
二十六〇九節
二十六〇一〇節
二十六〇一一節
二十六〇一二節
二十六〇一三節
二十六〇一四節
二十六〇一五節
二十六〇一六節
二十六〇一七節
二十六〇一八節
二十六〇一九節
二十六〇二〇節
二十六〇二一節
二十六〇二二節
二十六〇二三節
二十六〇二四節
二十六〇二五節
二十六〇二六節
二十六〇二七節
二十六〇二八節
二十六〇二九節
二十六〇三〇節
二十六〇三一節
二十六〇三二節
二十六〇三三節
二十六〇三四節
二十六〇三五節
二十六〇三六節
二十六〇三七節
二十六〇三八節
二十六〇三九節
二十六〇四〇節
二十六〇四一節
二十六〇四二節
二十六〇四三節
二十六〇四四節
二十六〇四五節
二十六〇四六節
二十六〇四七節
二十六〇四八節
二十六〇四九節
二十六〇五〇節
二十六〇五一節
二十六〇五二節
二十六〇五三節
二十六〇五四節
二十六〇五五節
二十六〇五六節
二十六〇五七節
二十六〇五八節
二十六〇五九節
二十六〇六〇節
二十六〇六一節
二十六〇六二節
二十六〇六三節
二十六〇六四節
二十六〇六五節
二十六〇六六節
二十六〇六七節
二十六〇六八節
二十六〇六九節
二十六〇七〇節
二十六〇七一節
二十六〇七二節
二十六〇七三節
二十六〇七四節
二十六〇七五節
二十六〇七六節
二十六〇七七節
二十六〇七八節
二十六〇七九節
二十六〇八〇節
二十六〇八一節
二十六〇八二節
二十六〇八三節
二十六〇八四節
二十六〇八五節
二十六〇八六節
二十六〇八七節
二十六〇八八節
二十六〇八九節
二十六〇九〇節
二十六〇九一節
二十六〇九二節
二十六〇九三節
二十六〇九四節
二十六〇九五節
二十六〇九六節
二十六〇九七節
二十六〇九八節
二十六〇九九節
二十六〇一〇〇節

一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

に達し又山を移すほどなる諸の信仰ありと雖も若し愛なくば數るに足ぬものなり 假令われ我すべての所有を施し又焚るゝ爲に我が身を予るも若し愛なくば我に益なし 愛の寛忍をなし又人の益を圖るなり 愛の煩ます誇らず 驕傲らず 非禮を行はず 己の利を求めず 輕々しく怒らず 人の惡を念はず 不義を喜ばず 眞理を喜び 凡る事包容おほよふ事 信じ凡る事望み凡る事忍なり 愛の永久も墮ることなし 然と預言の廢り 方言の息知識も亦廢らん 我等の知識全からず 預言も全からず 全き者きたるときは全からざる者廢るべし われ童子の時の如く識るころ童子の如く識るころ童子の如く識るころ童子の如くなりしが成人て童子の事を棄たり われら今鏡をもて見ごとく見ころ 昏然なり 然と彼の時にハ面を對せて相見ん 我いま知ること全からず 然と彼の時にハ我が知るゝ如く我しらん うれ信仰と望と愛と此三の者ハ常に在なり 此うち尤も大なる者ハ愛なり

第十四節 なんぢら愛を追求せし 愛の各様の賜を慕へし 殊に慕ふべきハ預

二十六〇一節
二十六〇二節
二十六〇三節
二十六〇四節
二十六〇五節
二十六〇六節
二十六〇七節
二十六〇八節
二十六〇九節
二十六〇一〇節
二十六〇一一節
二十六〇一二節
二十六〇一三節
二十六〇一四節
二十六〇一五節
二十六〇一六節
二十六〇一七節
二十六〇一八節
二十六〇一九節
二十六〇二〇節
二十六〇二一節
二十六〇二二節
二十六〇二三節
二十六〇二四節
二十六〇二五節
二十六〇二六節
二十六〇二七節
二十六〇二八節
二十六〇二九節
二十六〇三〇節
二十六〇三一節
二十六〇三二節
二十六〇三三節
二十六〇三四節
二十六〇三五節
二十六〇三六節
二十六〇三七節
二十六〇三八節
二十六〇三九節
二十六〇四〇節
二十六〇四一節
二十六〇四二節
二十六〇四三節
二十六〇四四節
二十六〇四五節
二十六〇四六節
二十六〇四七節
二十六〇四八節
二十六〇四九節
二十六〇五〇節
二十六〇五一節
二十六〇五二節
二十六〇五三節
二十六〇五四節
二十六〇五五節
二十六〇五六節
二十六〇五七節
二十六〇五八節
二十六〇五九節
二十六〇六〇節
二十六〇六一節
二十六〇六二節
二十六〇六三節
二十六〇六四節
二十六〇六五節
二十六〇六六節
二十六〇六七節
二十六〇六八節
二十六〇六九節
二十六〇七〇節
二十六〇七一節
二十六〇七二節
二十六〇七三節
二十六〇七四節
二十六〇七五節
二十六〇七六節
二十六〇七七節
二十六〇七八節
二十六〇七九節
二十六〇八〇節
二十六〇八一節
二十六〇八二節
二十六〇八三節
二十六〇八四節
二十六〇八五節
二十六〇八六節
二十六〇八七節
二十六〇八八節
二十六〇八九節
二十六〇九〇節
二十六〇九一節
二十六〇九二節
二十六〇九三節
二十六〇九四節
二十六〇九五節
二十六〇九六節
二十六〇九七節
二十六〇九八節
二十六〇九九節
二十六〇一〇〇節

一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

言する事なり 方言を語る者ハ人に語るに非ず 神に語る也 方言の由て 與義を語るも 雖も曉る者なければ也 然と預言する者ハ人に語りて 其徳をたて 勸勉をなし 安慰を予るなり 方言を語る者ハ己の徳をたて 預言する者ハ教會の徳を建るなり われ爾曹がみな方言を語る事も 願へど 最も願ふ所ハ 爾曹が預言せん事なり 方言を語る者ハ 若し譯して 教會の徳を建るに非ずば 預言する者これより優るなり 然と兄弟よ 我も爾曹に就り 只方言を語りて 默示あるひハ 知識あるひハ 預言あるひハ 教誨を語らず 爾曹に何の益あらん乎 うれ 靈なくして 聲を出すもの 或ハ笛あるひハ 琴も 其音別なくば 吹きころ 彈きころを如何で 知得んや 八 も 紙さだま りなき 聲を出さば 離れ 戦の 備をなさん乎 此の如く 爾曹も 舌を以て 明かならざる 言を出さば 何で 語る所の 事を知得んや 此なんぢら 空氣に 語るなり 世間の 口音の 類も ぼしと 雖も 一として 其義あらざるなし 是故に 若し われ 其聲の 義を 知されば 語る者に 對して 我ら びすとなり 語る者 また 我に

三三 提前二〇十
 三二 提前二〇九
 三一 提前二〇八
 三〇 提前二〇七
 二九 提前二〇六
 二八 提前二〇五
 二七 提前二〇四
 二六 提前二〇三
 二五 提前二〇二
 二四 提前二〇一
 二三 提前二〇〇
 二二 提前一九九
 二一 提前一九八
 二〇 提前一九七
 一九 提前一九六
 一八 提前一九五
 一七 提前一九四
 一六 提前一九三
 一五 提前一九二
 一四 提前一九一
 一三 提前一九〇
 一二 提前一八九
 一一 提前一八八
 一〇 提前一八七
 〇九 提前一八六
 〇八 提前一八五
 〇七 提前一八四
 〇六 提前一八三
 〇五 提前一八二
 〇四 提前一八一
 〇三 提前一八〇
 〇二 提前一七九
 〇一 提前一七八

神なり。○ 聖徒の諸教會の如く爾曹の婦女等も教會の中に黙すべし。彼等の語るを許さず。彼等ハ律法に云る如く順ふべき者なり。もし學んとする所あらば室に在て其夫に問へし蓋せん。教會に於て語るハ耻べきことなれば也。神の道ハ爾曹より出さず。また爾曹にのみ來りし乎。人もし自己を預言者とし或ハ靈に感ぜし者させば我なんぢらに書遣ることハ主の命なり。し知べし。もし知ざる者あらば其知ざるに任すべし。然バ兄弟よ預言することを慕ひ又方言を語ることを禁する勿れ。凡のここと端正かつ次序に循ひて行ふべし。

兄弟よ前に我なんぢらに傳へし福音を今また爾曹に告ぐる。爾曹が受しことなる之に因て立し所なり。爾曹もし我が傳へし言を固く守り徒に信することなくバ之に由て救れん。三 わが爾曹に傳へしハ我が受し所の事にて其第一ハ即ち聖書に應てキリスト我儕の罪のために死。また聖書に應て葬られ第三日に甦り。五 クレに現れ。後十二の弟子に現れ給へるこ

一 提前二〇二
 二 提前二〇一
 三 提前一九〇
 四 提前一八九
 五 提前一八八
 六 提前一八七
 七 提前一八六
 八 提前一八五
 九 提前一八四
 一〇 提前一八三
 一一 提前一八二
 一二 提前一八一
 一三 提前一八〇
 一四 提前一七九
 一五 提前一七八
 一六 提前一七七
 一七 提前一七六
 一八 提前一七五
 一九 提前一七四
 二〇 提前一七三
 二一 提前一七二
 二二 提前一七一
 二三 提前一七〇
 二四 提前一六九
 二五 提前一六八
 二六 提前一六七
 二七 提前一六六
 二八 提前一六五
 二九 提前一六四
 三〇 提前一六三
 三一 提前一六二
 三二 提前一六一
 三三 提前一六〇
 三四 提前一五九
 三五 提前一五八
 三六 提前一五七
 三七 提前一五六
 三八 提前一五五
 三九 提前一五四
 四〇 提前一五三
 四一 提前一五二
 四二 提前一五一
 四三 提前一五〇
 四四 提前一四九
 四五 提前一四八
 四六 提前一四七
 四七 提前一四六
 四八 提前一四五
 四九 提前一四四
 五〇 提前一四三
 五一 提前一四二
 五二 提前一四一
 五三 提前一四〇
 五四 提前一三九
 五五 提前一三八
 五六 提前一三七
 五七 提前一三六
 五八 提前一三五
 五九 提前一三四
 六〇 提前一三三
 六一 提前一三二
 六二 提前一三一
 六三 提前一三〇
 六四 提前一二九
 六五 提前一二八
 六六 提前一二七
 六七 提前一二六
 六八 提前一二五
 六九 提前一二四
 七〇 提前一二三
 七一 提前一二二
 七二 提前一二一
 七三 提前一二〇
 七四 提前一一九
 七五 提前一一八
 七六 提前一一七
 七七 提前一一六
 七八 提前一一五
 七九 提前一一四
 八〇 提前一一三
 八一 提前一一二
 八二 提前一一一
 八三 提前一一〇
 八四 提前一〇九
 八五 提前一〇八
 八六 提前一〇七
 八七 提前一〇六
 八八 提前一〇五
 八九 提前一〇四
 九〇 提前一〇三
 九一 提前一〇二
 九二 提前一〇一
 九三 提前一〇〇
 九四 提前九十九
 九五 提前九十八
 九六 提前九十七
 九七 提前九十六
 九八 提前九十五
 九九 提前九十四
 一〇〇 提前九十三

こ也。如此あらはれ給るのち五百の兄弟の共に在さき亦これに現れ給へり。其兄弟のうち多ハ今なほ世にあり然ども既に眠たる者もあり。此後ヤコブに現れ又すべての使徒に現れ。最後に月たらぬ者の如き我にも現れ給へり。蓋われ神の教會を迫害し故に使徒と稱ふるに足ざる者にして使徒の中に至微者なれば也。然ど我が如くの如なるを得しハ神の恩に由てなり。我に賜し神の恩ハ徒然からず。我ハ衆の使徒よりも多く勞たり。此ハ我に非ず。我と偕にある神の恩なり。是故に我も彼等も此の如く宣傳へ爾曹も亦かくの如く信ぜり。○ キリストハ死より甦りしと宣傳るに爾曹のうち死より甦ること無といふ者あるハ何ぞや。もし死より甦ることなくバキリストも亦甦らざりしならん。キリストもし甦らざりしならバ我儕の宣るところ徒然また爾曹の信仰も徒然からん。且われら神の爲に妄の證をする者ならん。我儕神ハキリストを甦らしむと證すれば也。もし死し者者ふみがへる事なくバ神キリストを甦らしむる事なかるべし。もし死し者

十七 よみがへる事なくバキリストも甦ること無しならん 若キリスト甦らざりしならバ爾曹の信仰ハ徒然なんぢらハ尙耶に居ん 又キリストに在て甦たる者も沈淪じならん 若キリストに由る我儂の望たゞ此世のみならずバ衆の人の中にて尤も憐むべき者なり 然る今キリスト死より甦りて甦たる者の復生の首さなれり され人に因て死ることいひて人に因て甦ること出たり アダムに屬る衆の人の死る如くキリストに屬る衆の人ハ生べし 然る各人々の次序に據る初ハキリスト次ハキリストの來らんとき彼に屬する者なり 後ハ諸の政ふよび諸の權威と能を滅して國を父の神に付さん 是終なり 蓋ハ諸の敵を其足の下に置さきまでハ王たざざるを得ざれば也 最後に滅さるゝ敵ハ死なり され神すべての物をキリストの足下に置給ヘバなり 萬物を其下に置りと云給るときハ萬物を其下に置さころの者ハ其内にあらざることを明かりなり 萬物かれに服ふべきハ子も亦みづから萬物を己に服はしむ者に服ふべし 是神すべての物の上に主

コ 二九
三〇
三一
三二
三三
三四
三五
三六
三七
三八
三九
四〇
四一
四二
四三
四四
四五
四六
四七
四八
四九
五〇
五一
五二
五三
五四
五五
五六
五七
五八
五九
六〇
六一
六二
六三
六四
六五
六六
六七
六八
六九
七〇
七一
七二
七三
七四
七五
七六
七七
七八
七九
八〇
八一
八二
八三
八四
八五
八六
八七
八八
八九
九〇
九一
九二
九三
九四
九五
九六
九七
九八
九九
一〇〇

二九 たらん爲なり しし死し者全く甦らすバ死し者の爲にバプテスマを受て何の爲にせんさする乎かれら死し者の爲にバプテスマを受るハ何故や 三〇 また何の爲に我儂つれに危険に居や 我儂の主キリストイエスに在て爾曹につき我が有る喜をささむ 醫て我日々死ると言 若われ人の如くエペソに於て獸と共に闘ひしならバ何の益あらん乎もし死し者甦らすバ飲食するに若す我儂明日まぬべき者なれば也 爾曹みづから欺く勿れ 交ハ善行を害ふなり なんぢら醒て義を行ふべし 罪を犯す勿れ 爾曹のうち神を知らざる者あり我かく言て爾曹を愧むる也 〇 人あるひハ問ん死し者いかに甦るや如何なる肉體にて來る乎 愚なる者ハ爾が播さころの種まづ死されば生ず 又なんぢが播さころのもの將來はゆる所の體を播に非ず 夢にても他の穀にても只粒のみ 然るを神ハ己の意に隨ひて之に體を手へ種ごごに其ののくの形體を手へ給ふ 凡の肉おなじ肉に非ず 人の肉あり 獸の肉あり 鳥の肉あり 魚の肉あり 天に屬る物の形體あり 地

コ 二九
三〇
三一
三二
三三
三四
三五
三六
三七
三八
三九
四〇
四一
四二
四三
四四
四五
四六
四七
四八
四九
五〇
五一
五二
五三
五四
五五
五六
五七
五八
五九
六〇
六一
六二
六三
六四
六五
六六
六七
六八
六九
七〇
七一
七二
七三
七四
七五
七六
七七
七八
七九
八〇
八一
八二
八三
八四
八五
八六
八七
八八
八九
九〇
九一
九二
九三
九四
九五
九六
九七
九八
九九
一〇〇

一	に屬する物の形體あり天に屬する物の榮へ地に屬する物の榮に異なり 日の榮あり月の榮あり星の榮あり此星と彼星と其榮また各々異なり 死し人の甦るも亦かくの如し壞る者にて播れ環る者に甦され 骨からざる者にて播れ榮ある者に甦され弱き者にて播れ強き者に甦され 血氣の體にて播れ靈の體に甦るゝなり血氣の體あり靈の體あり 録して始の人アダムハ生命ある魂となり終のアダムハ生命を予ふる靈となると有とせし	四一
二	靈の者ハ先に在す反て血氣の者さきに在て靈の者のうちに在なり 第一の人ハ地より出て土につき第二の人ハ天より出たる主なり かの土に屬する者に凡て土に屬する者ハ似なり彼の天に屬する者に凡て天に屬する者ハ似なり われら土に屬する者の狀を有かくの如く後また天に屬する者の狀を有ん	四二
三	兄弟ハ我これを言ん血肉ハ神の國を嗣とせ能はず亦環る者ハ環る者を嗣とせ能はず三視ハ我なんぢらに與義を告ん我儕とせんとく廢るにハ非ず我儕みな末の筈の鳴んとき忽ち瞬息間に化せん蓋然ならんとき死し人	四三
四	一	四四
五	二	四五
六	三	四六
七	四	四七
八	五	四八
九	六	四九
一〇	七	五〇
一一	八	五一
一二	九	五二

一	よみがへりて壞す我儕もまた化すべければ也 この壞る者ハ必ず壞る者	五三
二	を衣まぬる者ハ必ず死ざる者を衣べし 此くつる者くちざる者を衣べ	五四
三	の死る者あなざる者を衣んとき聖書に録して死ハ勝に吞れんとき有に應べ	五五
四	し 死ハ爾の刺ハ安に在や陰府ハ爾の勝ハ安に在や 死の刺ハ罪なり罪	五六
五	の能ハ律法なり 我儕をして我主イエスキリストに由て勝を得しむる神	五七
六	に謝す 是故に我が愛する兄弟ハ爾曹貞固して播す恒に勵て主の工を務	五八
七	ふ蓋なんぢら主に在て其行とこゝろの勞の徒然からざるを知らばなり	五九
八	如く爾曹も行ふべし 一週の首の日とこに爾曹のく其得とこゝろの利に	六〇
九	循ひて之を家に蓄へ置これ我が到るるとき始て捐すこと莫らん爲なり 我	六一
一〇	いたらば書を爾曹が撰ぶ所の人に予ハ爾曹の惠をエルサレムに携へしむ	六二
一一	べし もし我し往べくば彼等われと倍に往べし 我マケドニヤを經ん	六三
一二	すればマケドニヤを經るとき爾曹に就り 爾曹と倍に留らん或ハ爾曹と冬	六四

ア 羅十五〇廿五
 ア 羅十五〇廿六
 ア 羅十五〇廿七
 ア 羅十五〇廿八
 ア 羅十五〇廿九
 ア 羅十五〇三十
 ア 羅十五〇三十一
 ア 羅十五〇三十二
 ア 羅十五〇三十三
 ア 羅十五〇三十四
 ア 羅十五〇三十五
 ア 羅十五〇三十六
 ア 羅十五〇三十七
 ア 羅十五〇三十八
 ア 羅十五〇三十九
 ア 羅十五〇四十
 ア 羅十五〇四十一
 ア 羅十五〇四十二
 ア 羅十五〇四十三
 ア 羅十五〇四十四
 ア 羅十五〇四十五
 ア 羅十五〇四十六
 ア 羅十五〇四十七
 ア 羅十五〇四十八
 ア 羅十五〇四十九
 ア 羅十五〇五十

七 我々を過すことあるべし斯て爾曹が我を我ゆく處に送んことを望む
 八 望む 我ベンテコスチまでエヘソに居ん
 九 望む 我ベンテコスチまでエヘソに居ん
 十 望む 我ベンテコスチまでエヘソに居ん
 十一 望む 我ベンテコスチまでエヘソに居ん
 十二 望む 我ベンテコスチまでエヘソに居ん
 十三 望む 我ベンテコスチまでエヘソに居ん
 十四 望む 我ベンテコスチまでエヘソに居ん
 十五 望む 我ベンテコスチまでエヘソに居ん
 十六 望む 我ベンテコスチまでエヘソに居ん
 十七 望む 我ベンテコスチまでエヘソに居ん

日 羅二〇廿五
 日 羅二〇廿六
 日 羅二〇廿七
 日 羅二〇廿八
 日 羅二〇廿九
 日 羅二〇三十
 日 羅二〇三十一
 日 羅二〇三十二
 日 羅二〇三十三
 日 羅二〇三十四
 日 羅二〇三十五
 日 羅二〇三十六
 日 羅二〇三十七
 日 羅二〇三十八
 日 羅二〇三十九
 日 羅二〇四十
 日 羅二〇四十一
 日 羅二〇四十二
 日 羅二〇四十三
 日 羅二〇四十四
 日 羅二〇四十五
 日 羅二〇四十六
 日 羅二〇四十七
 日 羅二〇四十八
 日 羅二〇四十九
 日 羅二〇五十

十八 望む 我ベンテコスチまでエヘソに居ん
 十九 望む 我ベンテコスチまでエヘソに居ん
 二十 望む 我ベンテコスチまでエヘソに居ん
 二十一 望む 我ベンテコスチまでエヘソに居ん
 二十二 望む 我ベンテコスチまでエヘソに居ん
 二十三 望む 我ベンテコスチまでエヘソに居ん
 二十四 望む 我ベンテコスチまでエヘソに居ん

新約全書哥林多前書終

イ 提後一〇一
ロ 提後一〇二
ハ 提後一〇三
ニ 提後一〇四
三 提後一〇五
四 提後一〇六
五 提後一〇七
六 提後一〇八
七 提後一〇九
八 提後一〇一〇
九 提後一〇一一
十 提後一〇一二
十一 提後一〇一三
十二 提後一〇一四
十三 提後一〇一五
十四 提後一〇一六
十五 提後一〇一七
十六 提後一〇一八
十七 提後一〇一九
十八 提後一〇二〇
十九 提後一〇二一
二十 提後一〇二二
二十一 提後一〇二三
二十二 提後一〇二四
二十三 提後一〇二五
二十四 提後一〇二六
二十五 提後一〇二七
二十六 提後一〇二八
二十七 提後一〇二九
二十八 提後一〇三〇
二十九 提後一〇三一
三十 提後一〇三二
三十一 提後一〇三三
三十二 提後一〇三四
三十三 提後一〇三五
三十四 提後一〇三六
三十五 提後一〇三七
三十六 提後一〇三八
三十七 提後一〇三九
三十八 提後一〇四〇
三十九 提後一〇四一
四十 提後一〇四二
四十一 提後一〇四三
四十二 提後一〇四四
四十三 提後一〇四五
四十四 提後一〇四六
四十五 提後一〇四七
四十六 提後一〇四八
四十七 提後一〇四九
四十八 提後一〇五〇
四十九 提後一〇五一
五十 提後一〇五二

一 新約全書使徒パウロ、コリント人にもくれる後書
 二 神の旨に由て、イエスキリストの使徒となれるパウロ及び兄弟テモ
 テ、コリントにある神の教會を編くアカヤにある凡の聖徒に書を送る
 三 用曹我儕の父なる神および主イエスキリストより恩寵と平康を愛よ
 四 頌美べきかな神即ち我儕の主イエスキリストの父慈悲の父すべての
 五 安慰を賜ふの神、神、我儕が諸般の思難の中に我儕を慰めたまふ是我
 六 儕をして神の我儕を慰めたまふ安慰を以て又もろくの思難にまざる者
 七 を慰むることを得しめん爲なり、蓋キリストの苦われらに多くあるが如
 八 く我儕の安慰もキリストに由て多くあれば也、われら或は思難を受るも
 九 爾曹が安慰と救の爲なり、此安慰と救、爾曹の中に働きて我儕が受る如き
 十 苦しみなんぢら、おなじしめ
 十一 苦を爾曹にも同く忍むるなり、我儕あるひは安慰を受るも亦なんぢらが
 十二 安慰と救の爲なり、爾曹が苦を偕に受る如くまた安慰をも偕に受ること
 十三 を我儕は知この故に爾曹につき我儕が望むところの堅し、兄弟、我儕が

三 しめバ我愛しむる所の者の外に誰カ我を喜ばせん乎 われ前に爾曹に書
遺し我いたらんとき我を喜ばす可もの反て我を憂めんことを恐れて
也なんぢら皆わが喜樂を己が喜樂とすることを信する也 われ大なる患難
さ心の哀痛あるにより多の涙を以て爾曹に書遣れり此ハ爾曹をして憂し
めんとするに非ず我なんぢらを愛する事の深を知しめん爲なり○
憂しむる者あらバ我を憂しむるに非ず略なんぢら衆を憂しむるなり如此
いふハ我これを甚しく責ることを欲はざる也 斯る人の多の人の責を受
ると已に足り 然バ爾曹ハ反て彼を赦し慰むべし恐くハ彼はなはたしく
憂に沈まん 是故に我なんぢらの愛を彼に顯さんことを爾曹に勸む わ
れ前に書を爾曹に遣りしハ爾曹が凡の事に順ふや否こころみて之を知ん爲
なり なんぢら何事によらず人を救とあらバ我また之を救さん我もし救
し事あらバ爾曹の爲キリストの前に救しとなり 是我らサタンに勝さ
らん爲なり我儕かれの詭計を知ざるに非ず○ 我キリストの福音の爲

十三 トロアスに至り主我爲に門を開き給ひしに わが兄弟テトスに遇ざる
が故わが心安からず彼等に別を告てマクドニヤに往り 常に我儕をして
キリストに在て勝を得しめ且かれを知之香を我儕をして運く示す神に感
謝す 救るる者に就ても沈淪者に就ても我儕神の爲にハキリストの
香なり 沈淪者の爲にハ死の香にて彼等を死に至しむ救るる者の爲にハ
生の香にて彼等を生に至らしむ誰か之に堪んや 我儕をほくの人の如く
神の道を混乱せず即ち誠により神によりて神の前にキリストに在て言な
り

一 我儕また自ら己を勵めん乎われら成人の如く人より薦書を受けて爾
曹に與し或ハ爾曹より薦書を受けて人に與すべき者ならん乎 爾曹ハ我儕
の書なり即ち我儕心に書せり衆の人の知こころ讀こころ也 爾曹ハ明か
に我儕が役事に由て筆るキリストの書なり是墨に非ず活神の靈にて記し
又石碑に非ず心の肉碑に記したり 我儕キリストにより神に向ひて此の

子約十五〇五
 ナ得十五〇十
 一〇二
 二〇廿九
 七〇九至十
 一
 六〇六十三
 八〇二
 出廿四〇廿九
 申十〇一五五
 七〇十
 十前十二〇四
 至十一
 一五〇十五節

五 如き信仰あり 然ぞ我儕己に由て自ら何事をも思得るに非ず我儕の思得
 六 るハ神に因り かれ我儕をして新約の役者となるに足しむ儀文に事なるに
 七 非ず靈に事ふる也 儀文ハ死し靈ハ生せばなり 終に廢るべきモーセ
 八 の面の榮に因てすらイスラエルのの人々ハかれの面を注目し能ざりき斯く
 九 右に觸し儀文の死法なほ榮あるべきハ 況て靈の法ハ榮あらざらん乎
 十 罪を定むる法もし榮あらば況て義とする法ハ其榮さらに愈らざらん乎
 十一 昔榮ありと爲しものも後の榮に比れば榮なき者となれり蓋のちの榮の更に
 十二 愈れるに練てなり もし廢らん者に榮ありしならば況て長存る者に榮あ
 十三 らざらん乎 われら此の如きことを望むが故に侃々して言なり 是も
 十四 せがイスラエルのの人々に其廢らんとする者の結局を視ざらん爲に帕子に
 十五 て其面を蒙し如きに非ず 然ぞ彼等心を頑にせり今日に至るまで彼等舊
 十六 約を讀み其帕子なほ存れり其存て廢らざるハ此キリストに由て廢るべ
 十七 き者なれば也 今日に至るまでモーセを讀み其帕子なほ其心を蒙へり

一 三十一〇〇廿十
 二 三十五五廿七
 三 出廿四〇廿四
 四 十五〇四
 五 十五〇一
 六 八〇二〇一
 七 五
 八 二
 九 二
 十 六
 十一 六
 十二 九
 十三 九
 十四 九
 十五 九
 十六 九
 十七 九
 十八 九
 十九 九
 二十 九
 二十一 九
 二十二 九
 二十三 九
 二十四 九
 二十五 九
 二十六 九
 二十七 九
 二十八 九
 二十九 九
 三十 九

十六 然ぞ其心主に歸するに及ばず其のほほひ除かるべし 主ハ即ち彼の
 十七 靈なり主の靈ある所にハ自由あり 凡て我儕帕子なくして鏡に照すが如
 十八 く主の榮を見榮に榮いや増りて其おなじ像に化る也これ主すなへら靈に
 十九 由てなり
 二十 我儕われら恩慈を蒙りて此職を受たれば敢て臆せず 耻へき隠匿たる
 二十一 事を棄て詭譎を行す神の道を混さず眞理を顯して神の前に己を榮の人の
 二十二 良心に質なり 我儕の福音もし隠ならば沈淪者に隱る也 此の如き人
 二十三 ハ此世の神の心を盲したる不信者なり是神の像なるキリストの榮の福
 二十四 音の光をして彼等を照さざらしめんが爲なり われら自己の事を宣るに非
 二十五 ず唯キリストイエスの主たること又われらイエスに由て爾曹の僕たること
 二十六 を宣るなり 光に命じて暗より照出しめたる神我儕をしてイエスキリス
 二十七 トの面にある神の榮光を知の光を顯さしめん爲に我儕の心を照し給へり
 二十八 我儕この寶を瓦器に藏り是おほいに優たる能ハ我より出るに非ず神の

ト 哥後七〇五
 ナ 哥後七〇六
 リ 哥後七〇七
 ヌ 加六〇七
 ル 加六〇八
 ヲ 加六〇九
 ケ 加六一〇
 コ 加六一一
 サ 加六一二
 シ 加六一三
 ス 加六一四
 セ 加六一五
 ソ 加六一六
 ツ 加六一七
 テ 加六一八
 ト 加六一九
 ナ 加六二〇
 ニ 加六二一
 ノ 加六二二
 ハ 加六二三
 ヒ 加六二四
 フ 加六二五
 ブ 加六二六
 ベ 加六二七
 ボ 加六二八
 バ 加六二九
 ヴ 加六三〇

八 能なる事の顯れん爲なり 八 われら四方より思難を受けども窮せず詮かた
 九 盡れども望を失はず 九 迫害るれども棄られず跌倒るれども亡す われら
 十 何處へ往にも常にイエスの死を身に負り此ハイエスの生ることを我儕の
 十一 身に顯れしむる也 夫われら生者の常にイエスの爲に死に付さるるハイ
 十二 エスの生ることを我儕が死すべき肉體に顯れしむる也 斯て死ハ我儕に
 十三 動き生ハ爾曹に動くなり 殊して我信するに因て言り有ごごとく我儕も
 十四 此のごごとく信仰の靈あれバ信するに因て言なり 我儕ハ主イエスを離ら
 十五 ざる者のイエスと偕に我儕をも離らせ亦我儕をして爾曹と偕に立しむる
 十六 事を知り 萬事ハ皆なんぢらの益となれり此ハ今の鴻恩をばくの人の
 十七 感謝に由て神の榮を顯さん爲なり 是故に我儕隠せず我儕が外なる人の
 十八 環るることも内なる人ハ日々新なり 夫我儕が受る片刻の輕き苦ハ極て
 十九 大なる窮なき重き榮を我儕に得しむる也 我儕が顯る所ハ見る所の者に
 二十 非ず見ざる所のもの也 見る所の者ハ暫時にして見ざる所の者ハ永遠け

ト 哥後七〇五
 ナ 哥後七〇六
 リ 哥後七〇七
 ヌ 加六〇七
 ル 加六〇八
 ヲ 加六〇九
 ケ 加六一〇
 コ 加六一一
 サ 加六一二
 シ 加六一三
 ス 加六一四
 セ 加六一五
 ソ 加六一六
 ツ 加六一七
 テ 加六一八
 ト 加六一九
 ナ 加六二〇
 ニ 加六二一
 ノ 加六二二
 ハ 加六二三
 ヒ 加六二四
 フ 加六二五
 ブ 加六二六
 ベ 加六二七
 ボ 加六二八
 バ 加六二九
 ヴ 加六三〇

一 我儕これを知れら地にある幕屋もし環なバ神の賜ふ所の屋天
 二 にあり手にて造ざる窮なく有ごころの屋なり 我儕この幕屋に居て歎き
 三 天より賜ふ我儕が屋を衣の如く着んとを深く欲へり 誠に着ごことを得バ
 四 裸になるご無らん 我儕この幕屋に在り重を負て歎くなり之を衣の如
 五 く脱んごを欲はず彼を衣の如く着んごを欲ふ是生に死べき者の吞れん
 六 が爲なり 五 それ此事に應ふ者ご我儕を爲し給ふ者ハ神なり彼靈を其質ご
 七 なして我儕に賜へり 是故に我儕の心つれに剛毅また身に居うちハ主よ
 八 り離居ごごを知り 蓋われら見る所に憑す信仰に憑て歩めバ也 我儕の
 九 心剛毅もつごも欲ふ所ハ身を離れてまご偕に居んごご也 是故に我儕身
 十 に居ても身を離れても彼の心に適んごごを勉む 蓋われら必ず皆キリスト
 十一 の靈前に出て善にもあれ惡にもあれ各々身に居て爲し所のごごに循ひ其報
 十二 を受へべき者なれば也 〇 如此われら主の畏へきを知が故に人に勤む我儕
 十三 れば也

十二節前二〇三節
十二節
十三節前二〇一節
十三節
十四節前二〇六節
十四節
十五節前二〇七節
十五節
十六節前二〇七節
十六節
十七節前二〇七節
十七節
十八節前二〇七節
十八節
十九節前二〇七節
十九節
二十節前二〇七節
二十節

十二 すでに神に明かに知れたり亦なんぢらの良心にも明かに知れたるあらん
 十三 意ふ我儕また自ら己を爾曹に勸す我儕の爲に誇るべき原を爾曹に予
 十四 是さんぢらが之を以て彼の外貌により心に由ずして誇る者に答ん爲な
 十五 我儕もし心狂るならば是神の爲なり心慥ならば是なんぢらの爲なり
 十六 キリストの愛われらを勉せり我儕思に一人衆の人に代て死たれば衆の
 十七 人すでに死たる也その衆の人に代て死し生者をして以後ものが爲な
 十八 らで己に代り死て甦りし者のために世を過むめんとして也是故に今より
 十九 後われら肉體に依て人を識まじ我儕肉體に依てキリストを識しかども今
 二十 より後此の如く之を識まじ是故に人キリストに在るときは新に造れた
 二十一 る者なり舊へ去てみな新しく作なり一切のもの神より出かれキリスト
 二十二 により我儕をして己と和がしめ且その和がしむる職を我儕に授く即ち
 二十三 神キリストに在て世を己と和がしめ其罪を之に負せし且和がしむる言を
 二十四 我儕に委たまへり是故に我儕召れてキリストの使者となれり即ち神わ

又伯廿二〇廿一
五五九節十
二節三〇十
三節三〇廿一
四節三〇廿一
五節三〇廿一
六節三〇廿一
七節三〇廿一
八節三〇廿一
九節三〇廿一
十節三〇廿一
十一節三〇廿一
十二節三〇廿一
十三節三〇廿一
十四節三〇廿一
十五節三〇廿一
十六節三〇廿一
十七節三〇廿一
十八節三〇廿一
十九節三〇廿一
二十節三〇廿一

一 れらに託なんぢらを勸給ふが如し我儕キリストに代て爾曹が神に和がん
 二 ことを爾曹に求ふ神罪を識ざる者を我儕の代に罪人となせり是我儕を
 三 して彼に在て神の義となることを得しめん爲なり
 四 我儕の代に罪人となせり是我儕を
 五 して彼に在て神の義となることを得しめん爲なり
 六 我儕の代に罪人となせり是我儕を
 七 して彼に在て神の義となることを得しめん爲なり
 八 我儕の代に罪人となせり是我儕を
 九 して彼に在て神の義となることを得しめん爲なり
 十 我儕の代に罪人となせり是我儕を
 十一 して彼に在て神の義となることを得しめん爲なり
 十二 我儕の代に罪人となせり是我儕を
 十三 して彼に在て神の義となることを得しめん爲なり
 十四 我儕の代に罪人となせり是我儕を
 十五 して彼に在て神の義となることを得しめん爲なり
 十六 我儕の代に罪人となせり是我儕を
 十七 して彼に在て神の義となることを得しめん爲なり
 十八 我儕の代に罪人となせり是我儕を
 十九 して彼に在て神の義となることを得しめん爲なり
 二十 我儕の代に罪人となせり是我儕を

十一 凡の物を有り〇 コリント人よ我儕の口なんぢらに啓け我儕の心廣な
 十二 十二なんぢらに狭らるるに非ず反て己が心に狭らるる也 われ爾曹
 十三 十二なんぢらに狭らるるに非ず反て己が心に狭らるる也 われ爾曹
 十四 かに我子に語るが如し爾曹も自ら心を廣して我に報をなすべし
 十五 なんぢら不信者も偶なけれ蓋義と不義と何の侶なることか有ん光と暗と
 十六 何の交ることか有ん キリストとセリアアルと何の合ことか有ん信者と不
 十七 信者と何の干ることか有ん 神の殿と偶像と何の同きことか有ん夫なん
 十八 ぢら活神の殿なり神等て我われらの中に住り且あゆまん我われらの神
 十九 となり彼等わが民となりと日給ひしが如く 又なんぢら彼等の中より
 二十 出て之を離れ汚穢に捫ること勿れ我なんぢらを納ん われ爾曹の父とな
 二十一 然バ愛する者よ我儕この約束を得たれば肉と靈の凡の汚を去て自
 二十二 己を深くし神を畏れて聖潔ことを成就すべし 爾曹われらを容納よ我儕

一 二
 三 四
 五 六
 七 八
 九 十
 十一 十二
 十三 十四
 十五 十六
 十七 十八
 十九 二十
 二十一 二十二
 二十三 二十四
 二十五 二十六
 二十七 二十八
 二十九 三十
 三十一 三十二
 三十三 三十四
 三十五 三十六
 三十七 三十八
 三十九 四十
 四十一 四十二
 四十三 四十四
 四十五 四十六
 四十七 四十八
 四十九 五十
 五十一 五十二
 五十三 五十四
 五十五 五十六
 五十七 五十八
 五十九 六十
 六十一 六十二
 六十三 六十四
 六十五 六十六
 六十七 六十八
 六十九 七十
 七十一 七十二
 七十三 七十四
 七十五 七十六
 七十七 七十八
 七十九 八十
 八十一 八十二
 八十三 八十四
 八十五 八十六
 八十七 八十八
 八十九 九十
 九十一 九十二
 九十三 九十四
 九十五 九十六
 九十七 九十八
 九十九 一百

三 誰にも不議をなさず誰をも損はず誰をも掠めし事なし 三 われ如此いふハ
 四 爾曹を責んことに非ず蓋われ既に語る如く爾曹恒に我儕の心に在て共に死
 五 ともに生んと欲ばなり 四 われ爾曹を信すること大なり又なんぢらに縁て
 六 詩おほし我儕が受る凡の思難の中にも我に慰め滿ち悦び餘あり 蓋われ
 七 外にハ争ひ内にハ懼ありき 然と心憂る者を慰め給ふ神テトスの至るに
 八 因て我儕を慰め給へり 第七に其至るに因て耳ならず爾曹の思難ところ又
 九 憂愁ところ又われに向ふ爾曹の熱心を我に告るとき彼が自ら安慰を得た
 十 其安慰を以て我儕を慰め給へり是故に我ますく喜べり 八 われ書を以
 十一 爾曹を愛まめしを憂にハ悔たれども今ハ悔す蓋われ其書に因て爾曹を
 十二 愛しめしハ暫時の間なりしを知たれば也 今わが喜ぶハ爾曹を愛まめし
 十三 に因に非ず爾曹ハ愛て悔改むることを爲しに因て也なんぢら神に循ひて
 十四 憂るにより我儕に少も損はるる事なし 九 われ神に循ふ憂ハ悔なきの救を

一 二
 三 四
 五 六
 七 八
 九 十
 十一 十二
 十三 十四
 十五 十六
 十七 十八
 十九 二十
 二十一 二十二
 二十三 二十四
 二十五 二十六
 二十七 二十八
 二十九 三十
 三十一 三十二
 三十三 三十四
 三十五 三十六
 三十七 三十八
 三十九 四十
 四十一 四十二
 四十三 四十四
 四十五 四十六
 四十七 四十八
 四十九 五十
 五十一 五十二
 五十三 五十四
 五十五 五十六
 五十七 五十八
 五十九 六十
 六十一 六十二
 六十三 六十四
 六十五 六十六
 六十七 六十八
 六十九 七十
 七十一 七十二
 七十三 七十四
 七十五 七十六
 七十七 七十八
 七十九 八十
 八十一 八十二
 八十三 八十四
 八十五 八十六
 八十七 八十八
 八十九 九十
 九十一 九十二
 九十三 九十四
 九十五 九十六
 九十七 九十八
 九十九 一百

十一 得の悔改に至らしむ然と世の憂へ死に至しむる也 爾曹が神に循ひて
 愛し所の事を視よ爾曹に如何なる勉勵また自訴また怨恚また畏懼また戀
 慕また熱心また罪を責る心を生ぜしや一切なんぢら彼事に於て自ら潔
 さを表せり 十二 われ書を爾曹に達りしハ不義を爲たる者のために非ず又不
 義を受たる者のためにも非ず只われらが爾曹の爲に有さるの熱心を神
 の前にて爾曹に示さんことを欲てなり 十三 是故に我儕安慰を得たり我儕が
 安慰を得たる上にテトスの喜に縁て益々喜べり蓋テトスの心なんぢら衆
 に縁て平安を得たればなり 十四 われ爾曹の事を彼に誇しかど之を愧させず
 我儕が爾曹に語し言のみな眞實なりし如くテトスの前に誇し言も亦眞實
 なり 十五 彼ハ爾曹衆 人の恐懼戰慄おのれを接て從ひしことを憶いたし益
 益の心に爾曹を愛せり 十六 われ凡の事を爾曹に託べきを信す是故に喜べり
 爾曹兄弟よ我マクドニヤの諸教會に賜りし神の恩を爾曹に告 即ち大
 なる難の中に試を受るさき彼等の喜び甚だしく亦大なる其貧のれらの情

三 なく施す所の富厚を彰せり 四 我これを贈す彼等聖徒の爲に施濟を共にせ
 んことを切に我儕に求め自ら願て其力量に従ひ且その力量に過て施すこ
 事をせり 五 如此あるはひて我儕が望を成しのみならず神の意旨に循ひ先
 己を主に傾へ次に我儕に傾たり 六 是故に我儕テトスが遂に爾曹をして此
 恩を行はしむる事を倡たれば今これを成就せんことを彼に勸む なんぢ
 ら諸事すなはち信仰と言と知識と凡の勉勵もよび我儕に向ふ愛心に富
 る如く此恩にも富べし 七 我ハ言ハ爾曹に命するに非ず然と他の人勸む
 に縁てなり且なんぢらの愛の實を試みんが爲なり 八 爾曹われらの主イエ
 スキリストの恩を知られハ富る者なりしが爾曹の爲に貧き者となれり是
 なんぢらが彼の窮乏に由て富る者とならん爲なり 九 われ施濟の事につい
 て我が意を示せり是なんぢらの益なり蓋爾曹ハ他の人に先ち此事を一年
 前に行ひ始しのみならず以前より之を行へんことを願へる者なれば也 然
 ば今なんぢら其作さるるを成途ハ爾曹が篤く願しこと其所有に循て之を

二	四十一〇廿	七	れ少く播者 <small>まきもの</small> ハ少く獲 <small>と</small> るはく播者 <small>まきもの</small> ハ多く獲 <small>と</small> るべし 各人 <small>ひとりひとり</small> の心 <small>こころ</small> の中に欲 <small>ほ</small> ふ所 <small>ところ</small>
三	四十五〇七	八	に隨 <small>したが</small> ひて施 <small>ほ</small> すべし愛 <small>あ</small> てて爲 <small>な</small> すべからず亦強 <small>また</small> て爲 <small>な</small> すべからず蓋 <small>おほ</small> 神 <small>かみ</small> ハ喜 <small>よろこ</small> びて施 <small>ほ</small> す
四	五〇五	九	るものを愛 <small>あ</small> ひ給 <small>たま</small> へばなり 神 <small>かみ</small> ハ爾曹 <small>なんぢら</small> をして常 <small>つね</small> に凡 <small>すべて</small> の物 <small>もの</small> に足 <small>た</small> らざることなく
五	五〇八	十	凡 <small>すべて</small> の善事 <small>よきこと</small> を多く行 <small>おこな</small> ひしめん爲 <small>ため</small> に諸 <small>みな</small> 恩 <small>めぐみ</small> を多く爾曹 <small>なんぢら</small> に賜 <small>たま</small> へ得 <small>うる</small> なり 録 <small>と</small> して
六	五〇九	十一	彼 <small>かれ</small> ハ徧 <small>あま</small> く施 <small>ほ</small> し亦貧 <small>また</small> 者 <small>もの</small> に予 <small>あた</small> たり其 <small>その</small> 義 <small>よきこと</small> ハ窮 <small>た</small> りなく存 <small>たも</small> たざるあるが如 <small>ごと</small> し 播者 <small>まきもの</small>
七	五十二〇九	十二	に種 <small>たね</small> を予 <small>あた</small> へ食 <small>け</small> の爲 <small>ため</small> にパン <small>こ</small> を備 <small>そな</small> へたまふ者 <small>もの</small> ハ爾曹 <small>なんぢら</small> の種 <small>たね</small> を繁 <small>ふ</small> やし亦なんぢらの義 <small>よきこと</small>
八	五十二〇九	十三	の實 <small>み</small> を増 <small>まし</small> 給 <small>たま</small> ふべし なんぢら毎事 <small>ごとごと</small> に富 <small>とみ</small> たれば吝 <small>せしみ</small> なく施 <small>ほ</small> すを行 <small>おこな</small> ふことを得 <small>うる</small> な
九	五十二〇九	十四	り是人 <small>これひと</small> をして我 <small>われ</small> 儕 <small>ら</small> に由 <small>よ</small> り神 <small>かみ</small> に感謝 <small>かんしゃ</small> せしむ 蓋 <small>おほ</small> この施濟 <small>ほこし</small> のこゝ第 <small>た</small> に聖徒 <small>せいと</small> の
十	五十二〇九	十五	乏 <small>せむ</small> き補 <small>おぎ</small> ふのみならず推擴 <small>おしひろ</small> め夥 <small>ひと</small> の人 <small>ひと</small> をして神 <small>かみ</small> に感謝 <small>かんしゃ</small> せしむるに至 <small>いた</small> れば也 <small>なり</small>
十一	五十二〇九		彼等 <small>かれら</small> ハ此施 <small>これほこし</small> の證據 <small>しるし</small> により爾曹 <small>なんぢら</small> が言現 <small>ことばあらは</small> してキリスト <small>きりすと</small> の福音 <small>ふくいん</small> に従 <small>したが</small> ふことと吝 <small>せしみ</small>
十二	五十二〇九		なく彼等 <small>かれら</small> もよび衆 <small>あまた</small> の人 <small>ひと</small> に施 <small>ほ</small> すことを知 <small>し</small> り 又 <small>また</small> 神 <small>かみ</small> の爾曹 <small>なんぢら</small> に賜 <small>たま</small> へし厚 <small>あつ</small> き恩 <small>めぐみ</small>
十三	五十二〇九		に縁 <small>よ</small> り爾曹 <small>なんぢら</small> を慕 <small>あ</small> ひ爾曹 <small>なんぢら</small> の爲 <small>ため</small> に祈 <small>いのり</small> を神 <small>かみ</small> に歸 <small>かへ</small> す 爾曹 <small>なんぢら</small> の言盡 <small>ことばつく</small> されぬ神 <small>かみ</small> の賜 <small>たま</small>
十四	五十二〇九		物 <small>もの</small> に因 <small>よ</small> りて我 <small>われ</small> 神 <small>かみ</small> に感謝 <small>かんしゃ</small> する也 <small>なり</small>

一	二〇一	一	我 <small>われ</small> バサロ即 <small>すなは</small> ち爾曹 <small>なんぢら</small> の中に在 <small>あ</small> りて爾曹 <small>なんぢら</small> と面 <small>かほ</small> を觀 <small>あは</small> するときハ謙卑 <small>へりくだり</small> なんぢ
二	二〇二	二	らを離 <small>はな</small> るるときハ勇敢 <small>ゆうかん</small> 者 <small>もの</small> いまキリスト <small>きりすと</small> の柔和 <small>なやみ</small> と寛容 <small>くわんよう</small> を以 <small>も</small> て爾曹 <small>なんぢら</small> に勵 <small>すす</small> む
三	二〇三	三	我 <small>われ</small> 儕 <small>ら</small> を肉 <small>にく</small> に循 <small>したが</small> ひて行 <small>おこな</small> ふ意 <small>い</small> ふ者 <small>もの</small> あり我 <small>われ</small> の如 <small>ごと</small> き人 <small>ひと</small> を待 <small>まち</small> ふにハ勇敢 <small>ゆうかん</small> せんと
四	二〇四	四	意 <small>い</small> へり只 <small>ただ</small> れがふ所 <small>ところ</small> ハ爾曹 <small>なんぢら</small> に會 <small>あ</small> はさむ此 <small>これ</small> の如 <small>ごと</small> き勇敢 <small>ゆうかん</small> せざらんことなり 我 <small>われ</small> 儕 <small>ら</small>
五	二〇五	五	ハ肉 <small>にく</small> に在 <small>あ</small> りて行 <small>おこな</small> ふも肉 <small>にく</small> に循 <small>したが</small> ひて戰 <small>たたか</small> はず 夫 <small>それ</small> われらハ戰 <small>たたか</small> ひの器 <small>うつは</small> ハ肉 <small>にく</small> に屬 <small>ぞく</small> する
六	二〇六	六	者 <small>もの</small> に非 <small>あら</small> ず營壘 <small>えいり</small> を破 <small>やぶ</small> るほど神 <small>かみ</small> に由 <small>よ</small> りて能 <small>あた</small> り 我 <small>われ</small> 儕 <small>ら</small> ハ神 <small>かみ</small> の教 <small>をい</small> へば逆 <small>さか</small> りて建 <small>た</small> たる
七	二〇七	七	所 <small>ところ</small> の諸 <small>みな</small> の權 <small>けん</small> と論 <small>ろん</small> を毀 <small>く</small> つ諸 <small>みな</small> の意思 <small>いし</small> を捨 <small>すて</small> にしてキリスト <small>きりすと</small> に服 <small>つ</small> はしむ 我 <small>われ</small> なん
八	二〇八	八	ぢらが全 <small>ま</small> く服 <small>つ</small> はしむるとき諸 <small>みな</small> の逆逆 <small>さか</small> 者 <small>もの</small> を罰 <small>さだ</small> めんと既に其備 <small>そのそな</small> へをなせり 爾曹 <small>なんぢら</small>
九	二〇九	九	ハ貌 <small>かたち</small> のみを觀 <small>み</small> るが若 <small>も</small> し人 <small>ひと</small> みづからキリスト <small>きりすと</small> に屬 <small>つ</small> くもの信 <small>ま</small> ん 信 <small>ま</small> ん 復 <small>また</small> 自ら之 <small>これ</small> を
十	二一〇	十	思 <small>おも</small> ふべし己 <small>おのれ</small> がキリスト <small>きりすと</small> に屬 <small>つ</small> く如 <small>ごと</small> く我 <small>われ</small> 儕 <small>ら</small> もキリスト <small>きりすと</small> に屬 <small>つ</small> く者 <small>もの</small> なりと 主 <small>ま</small> の
十一	二一一	十一	我 <small>われ</small> 儕 <small>ら</small> に賜 <small>たま</small> ひし所の權 <small>けん</small> 威 <small>い</small> すなはち爾曹 <small>なんぢら</small> を敗 <small>やぶ</small> る爲 <small>ため</small> にあらす建 <small>た</small> ん爲 <small>ため</small> に賜 <small>たま</small> ひし者 <small>もの</small>
十二	二一二	十二	について愈 <small>よ</small> く誇 <small>ほ</small> ることも我 <small>われ</small> 愧 <small>は</small> ぢと爲 <small>な</small> す 我 <small>われ</small> これを言 <small>い</small> ふ書を以 <small>も</small> て爾曹 <small>なんぢら</small> を懼 <small>おそ</small> れしむ
十三	二一三	十三	る如 <small>ごと</small> く見 <small>み</small> ざらん爲 <small>ため</small> なり 蓋 <small>おほ</small> かれらの言 <small>ことば</small> に其書 <small>そのよみ</small> ハ重 <small>おも</small> かつ嚴 <small>きび</small> し其會 <small>そのあ</small> は

子哥林多前十一〇六	十一	容へ憐れ其言へ鄙を云はなり 此の如き人これを思ふべし我儕が疎遠と
四 律十四〇	十二	きの書ゆ言の嚴きが如く會さきに行ふ事も亦かくの如くならん 自ら譽
十 哥林多前十三〇	十三	る者あり我儕敢て之を匹これと較ることせず然と彼等みづから互に度
二 哥林多前三〇	十四	みづから互に較れば智なき者なり 我儕の量を踰て誇らず惟神われらに
五 〇十二	十五	願給ひし所の法の量に循ふ我儕この量に循ひて爾曹にまで至れり 我儕
ム 哥林多前六〇十二	十六	ハ爾曹に至るべからざる者の如く自ら量を踰て爾曹に及るに非ず蓋キリ
ウ 太廿五〇十五	十七	ストの福音を傳て既に爾曹にまで至れば也 我儕の量を踰て他の人の功
五 〇十五	十八	勞を誇らず惟なんぢらが信仰いよく篤なり我儕の量なんぢらの中に在
ノ 哥林多前三〇	十九	て更に大ならん事を望む 是われら他の人の量に由て既に備れるものを
オ 耶九〇廿三	二十	誇らず爾曹を越て外の處に福音を傳んが爲なり 誇る者ハ主を誇るべし
十四 加六〇	二十一	蓋みづから譽るに非ずして主の譽るもの可き爲るれば也
イ 哥林多前七〇二		我儕願くハ爾曹少しく我が愚を容よ爾曹ハ原より我を容る者なり
イ 哥林多前四〇五		われ神の熱心の如き熱心をもて爾曹を念ふ我なんぢらを一人の夫に聘定
イ 哥林多前二〇十		
イ 哥林多前二〇八		
イ 哥林多前二〇九		

コ 律五〇廿七	三	せり是なんぢらを潔き女としてキリストに獻んさする也 蛇の論 詐にエ
西一〇〇廿八	四	ハの惑されし如く爾曹の心壞はれてキリストに向ふの誠實を離ん事を我
三 約八〇四	五	儕懼る もし人きたりて我儕が未だ宣ざる外のイエスを宣んに爾曹ある
イ 哥林多前二〇二	六	ひハ未だ受ざる外の靈をうけ或ハ未だ受ざる外の福音を受るときハ爾曹
イ 哥林多前二〇一	七	能これを受ん 我ハ何事にも尤も大なる使徒等に亞す意ふなり 我ハ
〇十	八	言に拙けれども知識ハ然らず我儕の事ハ凡の事について爾曹に顯明なり
イ 哥林多前二〇十	九	われ爾曹を高せんが爲に自ら卑りて價なしに神の福音を爾曹に傳しハ
三 哥林多前九〇	十	罪を犯したる乎 われ他の教會より奪ひて給料を取なんぢらの爲に役た
三 哥林多前九〇	十一	り 又われ爾曹の中に在て乏かりしき謙をも累せざりき蓋マケドニヤ
九 律三〇八	十二	より來りし兄弟わが乏き所を補ひたれば也すべての事に於て我みづから
七 律四〇十		守て爾曹を累せざりき尙みづから守らんす 我に在キリストの眞に従
四 律十六		ひて我いふ我この誇る所のことをアカヤの地にて阻る者あらじ 此れ何
イ 哥林多前九〇一		故や爾曹を愛せざるに因か神知たまへり われ機を求る者の機を絶ん
イ 哥林多前九〇十五		
イ 哥林多前七〇三		
十二 〇十五		

口 羅十六〇十八	十三	ために我が行ふ所をなほ行はんことす是彼等をして其誇るること我儕と同
加一〇七	十四	からしめん爲なり かの輩ハ偽の使徒また詭譎を行ふ者にしてキリスト
加二〇一	十五	の使徒の貌に變じたる者なり 此れ奇しき事に非ずサタンも自ら光明の
一 一〇一十	十六	使の貌に變するなり 是故に彼の役者たさひ義の役者の貌に變することも
二 四〇一	十七	大なる事に非ず彼等の終ハ必ずうの爲に應べし 又いふ人われを
三 三〇九	十八	愚さ意ふ勿れ然らずバ爾曹われを愚なる者として受納し是われも少しく
後三〇三	十九	誇らん爲なり わが言さころハ主に循ひて言に非ず愚なる者の如く憚ら
十三三二	二十	ず誇て言なり 多くの肉に因て誇らば我も亦誇るべし 爾曹ハ智
一 前七〇六	二十一	ある者にして喜びて愚なる者を容れべなり 人もし爾曹を奴隷とし人も
十二二五	二十二	し爾曹を啖ひ人もし爾曹を劫め人もし爾曹に驕り人もし爾曹の面を批こ
ト 後十二〇	二十三	も爾曹これを容るなり われ辱て言われらハ懦弱者の如なり然と人の
五九六九	二十四	強き所にハ我も亦強しわが此如いふハ愚なるが如し 彼等ハアル人なる
リ 加二〇四	二十五	ハ我も然り彼等イスラエルの人なるハ我も然り彼等アラハムの裔なる
〇九	二十六	
一 前七〇六	二十七	
十二二五	二十八	
ト 後十二〇	二十九	
五九六九	三十	
リ 加二〇四	三十一	
〇九	三十二	
一 前七〇六	三十三	
十二二五	三十四	
ト 後十二〇	三十五	
五九六九	三十六	
リ 加二〇四	三十七	
〇九	三十八	
一 前七〇六	三十九	
十二二五	四十	
ト 後十二〇	四十一	
五九六九	四十二	
リ 加二〇四	四十三	
〇九	四十四	
一 前七〇六	四十五	
十二二五	四十六	
ト 後十二〇	四十七	
五九六九	四十八	
リ 加二〇四	四十九	
〇九	五十	
一 前七〇六	五十一	
十二二五	五十二	
ト 後十二〇	五十三	
五九六九	五十四	
リ 加二〇四	五十五	
〇九	五十六	
一 前七〇六	五十七	
十二二五	五十八	
ト 後十二〇	五十九	
五九六九	六十	
リ 加二〇四	六十一	
〇九	六十二	
一 前七〇六	六十三	
十二二五	六十四	
ト 後十二〇	六十五	
五九六九	六十六	
リ 加二〇四	六十七	
〇九	六十八	
一 前七〇六	六十九	
十二二五	七十	
ト 後十二〇	七十一	
五九六九	七十二	
リ 加二〇四	七十三	
〇九	七十四	
一 前七〇六	七十五	
十二二五	七十六	
ト 後十二〇	七十七	
五九六九	七十八	
リ 加二〇四	七十九	
〇九	八十	
一 前七〇六	八十一	
十二二五	八十二	
ト 後十二〇	八十三	
五九六九	八十四	
リ 加二〇四	八十五	
〇九	八十六	
一 前七〇六	八十七	
十二二五	八十八	
ト 後十二〇	八十九	
五九六九	九十	
リ 加二〇四	九十一	
〇九	九十二	
一 前七〇六	九十三	
十二二五	九十四	
ト 後十二〇	九十五	
五九六九	九十六	
リ 加二〇四	九十七	
〇九	九十八	
一 前七〇六	九十九	
十二二五	百	

リ 前十五〇十	三三	乎われも然り 彼等キリストの役者なるハ我ハ之に愈れりわが如此いふ
ハ 後六〇五	三四	ハ狂る者の如しわれ勞苦しこと彼等より多く鞭たれしこと彼等より夥し
四 前十五〇十	三五	く獄に入れらるること多く死に遣はさるる者なり 又われハ五次エダヤ人
五 前十五〇十	三六	に四十に一を減じたる鞭を受 三たび條にて撲れ一次石にて撃れ三たび
六 前十五〇十	三七	破船にあひ一晝夜海にあり 又去バく 旅路を經ハつ河の難盜賊の難同
七 前十五〇十	三八	族の難異邦人の難城裏の難野の中の難海中の難偽の兄弟の中の難
八 前十五〇十	三九	に遣り また彼等に愈て勞苦つかれ屢々腹す飢渴しバく 食を絶ち凍裡
九 前十五〇十	四十	なりし也 此に言ざる外の事ありて日々我に迫る即ち諸の教會の憂慮
十 前十五〇十	四一	なり 誰ハ弱て我弱ざらんや誰ハ 弱て我が心熱せざらん乎 もし我ハ
十一 前十五〇十	四二	ならず誇るべくバ我が弱さを誇るべし 永遠領ベキ神主イエスキリ
十二 前十五〇十	四三	ストの父わが誇らざるを知らたまふ だマスコに於てアレタ王に屬る邑寧
十三 前十五〇十	四四	われを執へんとしてだマスコ人の邑を守れり われ儘を以て隨より石垣
十四 前十五〇十	四五	にりひ緘下されて彼の手を脱れたり

ヤ	九〇二一	二	わが誇りより益なし今主の顕現と黙示に及ばん 我キリス
イ	九〇二二	三	トにある一人のものを知り此人十四年前に擧へられて第三の天に至る(或
ウ	九〇二三	四	ハ肉體に在るか我まらず或ハ肉體の外に在るか我まらず神知たまふ) 我
エ	九〇二四	五	この人を知る(かれ或ハ肉體に在るか或ハ肉體の外に在るか知す神より給
オ	九〇二五	六	ふ) され擧へられて樂園に至り言へからざる言 即ち人の語るまじき言を
カ	九〇二六	七	聞き 我の如き人の爲に誇るべし 我が弱きこの外ハ自ら誇らず 我
キ	九〇二七	八	もし自ら誇らんとするとも愚なる者となりす蓋眞を言ふなり然とも人の
ク	九〇二八	九	我に見えざる或ハ我に聞えざるに過て我を疑んことを恐るるに因て誇る
コ	九〇二九	十	ことを止べし また賜りし多の黙示に因て我が傲ること無らん爲に一の
サ	九〇三〇	十一	刺を我が肉體に予ふ即ち我が傲ること無らん爲に我を撃リタンの使者な
シ	九〇三一	十二	り 我これが爲に三次主に之を我より離んことを求めたり 我に言給ひけ
ス	九〇三二	十三	るハ我が恩なんぢに足り蓋わが能ハ弱に於て全なれば也この故に擧る欣
セ	九〇三三	十四	びて自己の弱に誇らん是キリストの能われに當らん爲なり 之に因て我

シ	九〇三三	十一	キリストの爲に懦弱と凌辱と空乏と迫害と患難に遭を樂みとせり蓋われ
ス	九〇三四	十二	弱き時に強ければ也 われ誇るに因て愚なる者となり爾曹われを強て
セ	九〇三五	十三	如此なせり蓋われ取に足ざる者なれば凡の事もつこし大なる使徒に亞
テ	九〇三六	十四	らす原より爾曹に擧らるべき者なれば也 われ休徴と奇跡と妙用を
ト	九〇三七	十五	もて爾曹の中に多く忍びて使徒の證をなせり 我が爾曹を累へせざる事
チ	九〇三八	十六	の外ハ爾曹他の教會に何の亞る所かある願くハ我この不義を認せ われ今
リ	九〇三九	十七	第三次なんぢらに至らんきて備せり又なんぢらを累へせざらんこと蓋わ
ニ	九〇四〇	十八	れ爾曹の所有を求めず唯なんぢらを求めれば也子ハ親の爲に積ふべき者
ハ	九〇四一	十九	に非す親ハ子の爲に積ふべき者なり 我いよく爾曹を愛すれば愈爾
ニ	九〇四二	二十	曹に愛せられず然と欣びて爾曹の靈魂の爲に財を費し身を盡すべし 然
ハ	九〇四三	二十一	と或人言ん我なんぢらを累せざるハ巧なる者なるにより詭計を以て爾曹
リ	九〇四四	二十二	を牢籠るなりと われ爾曹に遣しし者の中の誰に由て爾曹より利を得し
ト	九〇四五	二十三	や われ請てテトスを爾曹に遣し又かれと偕に我儕の兄弟をも遣せりテ

十九	トス爾曹より利を得し乎われら同心にて行ざりしや同跡を行ざりし乎○
二十	爾曹また我儕みづから爾曹に慰する意ふや我キリストに在て神の前にいふ愛する者よ我儕の行ふ所皆爾曹の徳を建ん爲なり 我いたらん時われ爾曹を見に我が欲し如ならず爾曹が我を見にも爾曹の欲し如くならざらんことを恐また争闘嫉妬怒争ひ分るること 毀謗讒言驕矜混亂などの有んことを恐る 又わが再び至らん時わが神我をして爾曹の中に愧しめ給さんことを恐また我おほくの人の罪を犯て其行ひし所の汚穢姦淫、放肆などの事を悔改めざるを見て憂んことを恐る
二十一	我いま第三次なんぢらに至らん二人あるひハ三人の證人の口に憑て凡の事定るべし 我さきに爾曹に告たり我第二次なんぢらに觀しとき語りし如く罪を犯し者と其餘の人々に今また預じめ喚遠て告われ復いたらば必ず怒さじ 是なんぢらキリストの我に在て語る敵を求るに因てなり彼ハ爾曹に向て弱からず爾曹の中に強なり
二十二	
二十三	
二十四	

五	に釘られたれど神の能に由て生たり我儕も彼に在て弱者なれど爾曹に向ふ神の能に由て彼さ儕に生ん なんぢら信仰に居や否や自ら審み自ら試むべし爾曹もし棄らるる者ならずバイエスキリスト爾曹の中にあり之を自ら知ざらん乎 われら棄らるる者に非ざるを爾曹知んことを我のぞむ我儕なんぢらが少しも慰を行はざらんことを神に願ふ此われらの是なることを彰すに非ず我儕棄らるる者の如く見るも爾曹が善を行はんことを願ふなり 蓋われら眞理に逆ひて能なし眞理に順ひて能あれば也 われら弱して爾曹強さきハ我喜ぶ我儕願ふ所ハ爾曹の全ならん事なり 是故に我喚遠てあるさき此を書遣る是なんぢらに觀んさき主の我に賜ひし權威すなりち敗る爲に非ず建る爲に賜ひし者に循ひて嚴く爾曹を待ふこと無らん爲なり 此外また言ん兄弟よ爾曹喜び且全なり且慰め且心を同らし且和睦しことをせよ然らば愛と平安の神なんぢらと偕に在ん なんぢら深き接吻をもて互に相問べし 諸の聖徒なんぢらに安を問り 願くハ
六	
七	
八	
九	
十	
十一	
十二	
十三	
十四	

主イエスキリストの恩と神の愛と聖霊の交際なんぢら衆と偕に在んことをアメン

新約全書哥林多後書終

イ 加一〇十五、十六
ロ 徒九〇六、十
五、十六、一〇三
ハ 哥後一〇二、三
ニ 来一〇九、十
ホ 約一七〇、十
四、十五、約
五〇四、五、十
九
ヘ 加二〇廿、太
廿〇廿八
ト 哥前三〇五、
四〇十五、五
チ 加四〇九、五
リ 加五〇十、十
二 徒十五〇
一 聖五、廿四
七、十八
ヌ 哥前十六〇、廿
二
ル 申四〇二
テ 徒四〇十九、
五〇廿九、撒
前二〇四

一 二 三 四 五 六 七 八 九 十

新約全書使徒パウロガラテヤ人に贈れる書

人より非ず亦人に由すイエスキリストと彼を死より甦らし父なる神に由て立られたる使徒パウロ及び我と偕に在すすべての兄弟ガラ

テヤの諸教會に書を達する なんぢら願くは父なる神および我等の主イエ

スキリストより恩寵と平康を受よ キリストの我等の父なる神の旨に循

ひ今の惡世より我等を救出さんさて我等の罪の爲に己が身を捨てたまへり

願くは榮彼に歸して世々に至れアメン

を召たる者を爾曹が如此すみやかに離れて異なる福音に遷し事を我怪し

む 此の福音に非ず或人た爾曹を擾しキリストの福音を更んさする也

我儕にもせよ天よりの使者にもせよ若われらが曾て爾曹に傳し所に逆

ふ福音を爾曹に傳る者の詛るべし 我儕既に言しが今また我等の如く言

ん若なんぢらが受し所に逆ふ福音を爾曹に傳る者の詛るべし 今われ人

の親を得んことを要るや神の親を得んことを要るや或人の心を得んこ

リ 四〇四	十一	を求めんことを求めどキリストの僕に非ざるべし
リ 四〇五	十二	○ 兄弟よ我なんぢらに示す我嘗て爾曹に傳し所の福音ハ人より出るに
リ 四〇六	十三	非ず 蓋われ之を人より受す亦教られず惟イエスキリストの黙示に出
リ 四〇七	十四	受たれば也 わが曩にエダヤ教に在しき行ひたる事を爾曹聞り即ち甚
リ 四〇八	十五	しく神の教會を窘かつ之を殘賊せり 我また心を人よりも先祖等の遺傳
リ 四〇九	十六	に熱しエダヤ教に在てハ我が國人のうち年相若おほくの人に超りたり
リ 四一〇	十七	然ども我が母の胎を出し時より我を簡びおき恩をもて我を召給ひし神
リ 四一一	十八	ろの子を異邦人の中に宣しめんがため心に善として彼を我が心に示し給
リ 四一二	十九	へる其時われ直に血肉と謀ることをせず また我より先に使徒と作てエ
リ 四一三	二十	ルサレムに在しころの者にも往すアラビヤに往またダマスコに返れり
リ 四一四	二十一	三年を経て後ペテロを尋ん爲にエルサレムに上り十五日彼と偕に居しが
リ 四一五	二十二	十九日 彼の使徒等にハ主の兄弟ヤコブを除てハ誰にも遇さりき 今わが爾曹に
リ 四一六	二十三	書遺る所ハ神の前に陳れる言なし 厥後われスリヤキリキヤの地に至れり

リ 四一七	三三	然どもエダヤに在キリストの諸教會ハ我が面を識ざりき 只われらハ前
リ 四一八	三四	に己等を窘しもの今ハ其前に滅さんとしたる信仰の道を宣傳ふと聞 我
リ 四一九	三	事に因て神を崇ることを爲り
リ 四二〇	四	第十四年の後われバルナバと偕にテトスを伴ひて亦エルサレムに上
リ 四二一	五	る わが上りしハ黙示に循へるなり異邦人の中に於て我が宣し所の福音
リ 四二二	六	を彼等に告また私に名ある人等に之を告たり蓋いま動る所また既に動め
リ 四二三	七	し所の事の徒然ならざらんが爲なり 我と偕に在しテトスハギリシヤ人
リ 四二四	八	なるになほ強てハ之に割禮を受させざりき 我と私に入られし僞の兄弟
リ 四二五	九	あるに因てなり彼等の私に入しハ我儕がイエスキリストに在て有しころ
リ 四二六	十	の自由を窺ひ我儕を奴隸とせんが爲なり われら一時も之に服すること
リ 四二七	十一	をせず此ハ福音の眞つれに爾曹と偕に在んことを望めば也 かの名ある
リ 四二八	十二	者より我ハ受しことなし彼等ハ何なる人なるにもせよ我に於て與る所な
リ 四二九	十三	し神ハ偏る者に非ず彼の名ある者われに歸を加しこと無なり 反て彼等

十三 三〇二二節
 十四 九〇一五
 十五 一〇一三
 十六 二二六〇十
 十七 七十八節前
 十八 一〇七七節
 十九 九
 二十 本十六十八
 二十一 九
 二十二 九
 二十三 九
 二十四 九
 二十五 九
 二十六 九
 二十七 九
 二十八 九
 二十九 九
 三十 九
 三十一 九
 三十二 九
 三十三 九
 三十四 九
 三十五 九
 三十六 九
 三十七 九
 三十八 九
 三十九 九
 四十 九
 四十一 九
 四十二 九
 四十三 九
 四十四 九
 四十五 九
 四十六 九
 四十七 九
 四十八 九
 四十九 九
 五十 九

八 ハペテロが割禮を受たる者に福音を傳ふことを託られし如く我が割禮を受ざる者に福音を傳ふことを託られしを見(ハペテロに能力を予て割禮を受たる人の使徒と爲し者また我にも能力を予て異邦人の使徒と爲り)また我に賜ひ所の恩を知しにより柱と意するヤコブ、ケパ、ヨハネも其右手を予て我とバルナバに交を結び是れわれら異邦人に至り彼等割禮を受たる者に至らん爲なり 彼等の惟れがふ所我儕が貧民を眷顧んことなり我儕も亦この事へ素より進んで爲んとする所なり ハペテロアテオクに至りしとき彼に責べき所ありしに因われ當面これを詰めたり 蓋ヤコブより來る者の未だ至らざる前にハペテロ異邦人と共に食したれども彼等が至るに及て割禮を受たる者を懼れ退きて異邦人と別たれば也 餘のユダヤ人も彼と偕に偽の行をなしバルナバも遂に其偽の行に誘はれたり 我われらが福音の眞に遵ひ正く行はざるを見すべての人の前に於てハペテロに曰けるハ爾ユダヤ人にして若し異邦人の如く行ひユダヤ人の如

一 九
 二 九
 三 九
 四 九
 五 九
 六 九
 七 九
 八 九
 九 九
 十 九
 十一 九
 十二 九
 十三 九
 十四 九
 十五 九
 十六 九
 十七 九
 十八 九
 十九 九
 二十 九
 二十一 九
 二十二 九
 二十三 九
 二十四 九
 二十五 九
 二十六 九
 二十七 九
 二十八 九
 二十九 九
 三十 九
 三十一 九
 三十二 九
 三十三 九
 三十四 九
 三十五 九
 三十六 九
 三十七 九
 三十八 九
 三十九 九
 四十 九
 四十一 九
 四十二 九
 四十三 九
 四十四 九
 四十五 九
 四十六 九
 四十七 九
 四十八 九
 四十九 九
 五十 九

十五 夫れ行はざるべきハ何ぞ異邦人を強てユダヤ人の例に遵はせんを爲や 夫れわれらハ生來のユダヤ人にして異邦より出たる罪人に非ず 然ど人の義とせらるるハ律法の行に由り非ず惟イエスキリストを信するに由なるを知この故に我儕も律法の行に由り非ず 惟イエスキリストを信するに由るんが爲にイエスキリストを信す蓋律法の行に由て義とせらるる者なければ也 若われらキリストに在て義とせられん事を欲ひなほ罪人ならんばキリストの罪の僕なるか決て然らず 我が先に毀し此ものを今も復び建たば自ら其罪人なるを顯すなり 我れ律法に由り律法に向ひて死し是神に向ひて生ん爲なり 我れキリストと偕に十字架に釘られたり既われ生るに非ずキリスト我に在て生るなり今われ肉體に在て生るハ我を愛して我が爲に己を捨む者すなはち神の子を信するに由て生るなり 我ハ神の恩を徒然とす若し義とせらるるべき律法に由りキリストの死ハ徒然なる業なり 愚なる説すでにイエスキリストの十字架に釘られし事を明かに其

二 目前に著されたるがラテヤ人、誰が爾曹を誑かせし乎。我たゞ此事を爾曹より聞んとす。爾曹が靈を受し、律法を行ふに由り、將きて信ぜしに由り、爾曹かく愚なる乎。なんぢら靈に因て、始り今肉に因て、全うせらるる乎。なんぢら如此も、ほくの苦を徒然に受し、や實に徒然に、有まじ。五、爾曹に靈を予へ、かつ奇跡を行へしめ給ふ者の、如此なす。爾曹が律法を行ふに由てなる乎。また、開て信ぜしに由てなる乎。即ちアブラハム神を信じ、其信仰を義と爲れたるが如し。是故に信仰による者は、是アブラハムの子なり。と爾曹知べし。かつ、聖書すでに信仰に由て、神の異邦人を義と爲給ふことを預じ、め曉まづ福音をアブラハムに傳て、諸國の民、爾に由て福を獲んと云り。是故に信仰に由るもの、信仰ありしアブラハムと、偕に福を受。凡る律法の行に由るもの、誑るべし。蓋、律法の書に載たる凡の事を、恒に行はざる者、誑るを録されたれば也。かつ、義人の信仰に由て生べし。と有る。律法に由て、神の前に義とせらるる者なきこと、明かなり。六、爾れ律法の信

十三 仰に由す、即ち曰、これを行ふ者、之に由て生べし。と。キリスト、既に我儕の爲に、誑るる者となりて、我儕を贖ひ、律法の誑より脱し、め給へり。蓋、すべて木に懸る者、誑れし者なり。と録されたれば也。是アブラハムに約束し給ひし恩恵、イエスキリストに由て、異邦人にまで及び、我儕にも信仰に由て、約束の靈を受む。めん爲なり。兄弟よ、我いま人の事に由て、曰ん人の契約に、既に定め、之を廢また加ふるることなし。七、爾れ約束ハアブラハムと、其裔に立給ひし者にして、多の人を指て、裔々と言ふに、非ず。惟一人を指て、爾の裔と言ふ也。これ、即ちキリストなり。我、これを言ん、神の預じ、め定給ひし契約ハ、四百三十年のちの律法、これを棄るの約束の言を、徒然することとせざる也。八、嗣業と爲ること、若し律法に由り、約束に、由ざるべし。然る神の約束に由て、之をアブラハムに賜へり。九、然らば、律法の用、何ぞや。此の約束を受べき裔の來るまで、罪の爲に加へし者にて、天使等により、中保の手に備へ給ひし也。十、爾れ中保ハ一人に屬る者に、非ず。神の即ち一人なり。然らば、律法ハ神

カ馬二〇七	十五	ひたり 爾曹の時の福の如何ありし乎われ爾曹に證す若し爲得べくば
加六〇十二、十三、十四、十五	十六	爾曹みづからの目を抉て我に予んさまで願たり 然るに我なんぢらに眞
レ爾曹四〇十五	十七	理を語りしに縁て我なんぢらの仇さなりし乎 彼等が爾曹に熱心なるの
レ爾曹四〇十五	十八	善意に非ず爾曹を己に熱心ならしめんさて爾曹を離しめんとする也 然
レ爾曹四〇十五	十九	と唯わが爾曹と偕なる時のみならず善事の爲に常に熱心なるの宜きなり
レ爾曹四〇十五	二十	我が小子よ我なんぢらの心にキリストの状成まで復び爾曹の爲に産
レ爾曹四〇十五	二十一	の助勢をなす 我いま爾曹と偕に在て口氣を改めんことを欲ふ者よ我に語れ
レ爾曹四〇十五	二十二	曹に就て感ばなり 〇なんぢら律法の下に在んことを欲ふ者よ我に語れ
レ爾曹四〇十五	二十三	爾曹律法を聞ざる乎 録してアブラハムに二人の子あり一人は婢より一
レ爾曹四〇十五	二十四	人へ自主の婦より生たりと有るの婢より生れし者へ肉に備ひ自主の婦
レ爾曹四〇十五	二十五	より生れし者へ約束に因て生れたる也 この言ハ譬喩にして即ち此婦ハ
レ爾曹四〇十五	二十六	二の契約に比ふべし一ハシナイ山より出て子を奴隷に生これ即ちハガル

レ爾曹四〇十五	二五	なり 此ハガルハアラビヤのシナイ山今のエルサレムに當るなり蓋かれ
レ爾曹四〇十五	二六	其諸子と偕に奴隷たれば也 然る上に在んところのエルサレムハ自主にし
レ爾曹四〇十五	二七	て是われらの母なり 〇録して姪を生ざる者よ喜べ産の助勢せざる者
レ爾曹四〇十五	二八	よ聲を揚て呼れ寡居る者の子へ夫ある者の子より多故なりと有る者
レ爾曹四〇十五	二九	リ 兄弟よ我儕ハイサクの如く約束の子なり 然るも當時の肉に備ひて
レ爾曹四〇十五	三十	生しもの靈に備ひて生れし者を容し如く今も亦然り 然る聖書ハ何と言
レ爾曹四〇十五	三一	るや婢もよび其子を逐うの婢の子へ自主の婦の子と共に嗣子となる可ら
レ爾曹四〇十五	三二	されば也と言リ 兄弟よ此の如なれば我儕ハ婢の子に非ず此自主の婦の
レ爾曹四〇十五	三三	子なり
レ爾曹四〇十五	三四	イエスキリスト我儕を釋て自由を得させたり是故に爾曹堅立て復
レ爾曹四〇十五	三五	び奴隷の軛に繋るる勿れ 我ハサロ爾曹にいふ爾曹も己割禮を受なばキ
レ爾曹四〇十五	三六	リスト更に爾曹に益なし 我また割禮を受たる各々の人に就て證す其人
レ爾曹四〇十五	三七	ハ全き律法を行ふべき者なり なんぢら律法に由て義させらるる者ハキ

一	加一〇六至九
二	加一〇七至一〇
三	加一〇八至一三
四	加一〇九至一六
五	加一一〇至一七
六	加一一一
七	加一一二
八	加一一三
九	加一一四
十	加一一五
十一	加一一六
十二	加一一七
十三	加一一八
十四	加一一九
十五	加一二〇
十六	加一二一

五 リストと興りなく恩より墮たる者なり 五 われら望む所のもの即ち信仰を以て義とせらるることを靈に由て俟なり 六 夫キリストイエスに在てハ割禮を受るも受ざるも益なく惟愛に由て行く所の信仰のみ益あり 七 なんぢら前にハ善走りたり誰が爾曹の眞理に循ハざるやう阻ることを爲しや 八 うの勸ハ爾曹を召者より出るに非ず 九 少許の麵酔ハ全團をみな發しむ 十 爾曹に就てハ我なんぢらが少しも異 念を懷ざることを主に由て信す誰にても爾曹を煩ハす者ハ其審判を受べし 十一 兄弟よ我もし今も尙割禮を宣ハ何ぞ窘らるる事あらん乎もし然せば既に十字架に礙くことを止べし 十二 爾曹を罰す者の自ら爾曹より離んことを願ふ 十三 うハ兄弟よ爾曹ハ召を蒙りて自由を得たる者なれば也されど其自由を得る機會として肉に循ふ勿れ惟愛を以て互に事ることを爲よ 十四 己の如く爾の隣を愛すべしと曰る此の言すべての律法を全うする也 十五 なんぢら慎よ若たがひに呑嚙ハす恐くハ互に滅されん 〇 十六 われ謂なんぢら靈に由て行むべし然ば肉の慾を成

十七	加一二二
十八	加一二三
十九	加一二四
二十	加一二五
二十一	加一二六
二十二	加一二七
二十三	加一二八
二十四	加一二九
二十五	加一三〇
二十六	加一三一
二十七	加一三二
二十八	加一三三
二十九	加一三四
三十	加一三五
三十一	加一三六
三十二	加一三七
三十三	加一三八
三十四	加一三九
三十五	加一四〇
三十六	加一四一
三十七	加一四二
三十八	加一四三
三十九	加一四四
四十	加一四五
四十一	加一四六
四十二	加一四七
四十三	加一四八
四十四	加一四九
四十五	加一五〇
四十六	加一五一
四十七	加一五二
四十八	加一五三
四十九	加一五四
五十	加一五五
五十一	加一五六
五十二	加一五七
五十三	加一五八
五十四	加一五九
五十五	加一六〇
五十六	加一六一
五十七	加一六二
五十八	加一六三
五十九	加一六四
六十	加一六五
六十一	加一六六
六十二	加一六七
六十三	加一六八
六十四	加一六九
六十五	加一七〇
六十六	加一七一
六十七	加一七二
六十八	加一七三
六十九	加一七四
七十	加一七五
七十一	加一七六
七十二	加一七七
七十三	加一七八
七十四	加一七九
七十五	加一八〇
七十六	加一八一
七十七	加一八二
七十八	加一八三
七十九	加一八四
八十	加一八五
八十一	加一八六
八十二	加一八七
八十三	加一八八
八十四	加一八九
八十五	加一九〇
八十六	加一九一
八十七	加一九二
八十八	加一九三
八十九	加一九四
九十	加一九五
九十一	加一九六
九十二	加一九七
九十三	加一九八
九十四	加一九九
九十五	加二〇〇
九十六	加二〇一
九十七	加二〇二
九十八	加二〇三
九十九	加二〇四
一百	加二〇五
一百〇一	加二〇六
一百〇二	加二〇七
一百〇三	加二〇八
一百〇四	加二〇九
一百〇五	加二一〇
一百〇六	加二一一
一百〇七	加二一二
一百〇八	加二一三
一百〇九	加二一四
一百一〇	加二一五
一百一十一	加二一六
一百一十二	加二一七
一百一十三	加二一八
一百一十四	加二一九
一百一十五	加二二〇
一百一十六	加二二一
一百一十七	加二二二
一百一十八	加二二三
一百一十九	加二二四
一百二十	加二二五
一百二一	加二二六
一百二二	加二二七
一百二三	加二二八
一百二四	加二二九
一百二五	加二三〇
一百二六	加二三一
一百二七	加二三二
一百二八	加二三三
一百二九	加二三四
一百三十	加二三五
一百三一	加二三六
一百三二	加二三七
一百三三	加二三八
一百三四	加二三九
一百三五	加三四〇
一百三六	加三四一
一百三七	加三四二
一百三十八	加三四三
一百三十九	加三四四
一百四十	加三四五
一百四一	加三四六
一百四二	加三四七
一百四三	加三四八
一百四四	加三四九
一百四五	加三五十
一百四六	加三五一
一百四七	加三五二
一百四八	加三五三
一百四九	加三五四
一百五十	加三五五
一百五一	加三五六
一百五二	加三五七
一百五三	加三五八
一百五十四	加三五九
一百五五	加三六〇
一百五十六	加三六一
一百五十七	加三六二
一百五十八	加三六三
一百五十九	加三六四
一百六十	加三六五
一百六一	加三六六
一百六二	加三六七
一百六三	加三六八
一百六四	加三六九
一百六五	加三七〇
一百六六	加三七一
一百六七	加三七二
一百六八	加三七三
一百六九	加三七四
一百七十	加三七五
一百七一	加三七六
一百七二	加三七七
一百七三	加三七八
一百七四	加三七九
一百七五	加三八〇
一百七六	加三八一
一百七七	加三八二
一百七八	加三八三
一百七九	加三八四
一百八十	加三八五
一百八十一	加三八六
一百八十二	加三八七
一百八十三	加三八八
一百八十四	加三八九
一百八五	加三九〇
一百八六	加三九一
一百八七	加三九二
一百八八	加三九三
一百八九	加三九四
一百九十	加三九五
一百九一	加三九六
一百九二	加三九七
一百九三	加三九八
一百九四	加三九九
一百九五	加四〇〇
一百九六	加四〇一
一百九七	加四〇二
一百九八	加四〇三
一百九九	加四〇四
二百	加四〇五
二百〇一	加四〇六
二百〇二	加四〇七
二百〇三	加四〇八
二百〇四	加四〇九
二百〇五	加四一〇
二百〇六	加四一一
二百〇七	加四一二
二百〇八	加四一三
二百〇九	加四一四
二百一〇	加四一五
二百一一	加四一六
二百一二	加四一七
二百一三	加四一八
二百一四	加四一九
二百一五	加四二〇
二百一六	加四二一
二百一七	加四二二
二百一八	加四二三
二百一九	加四二四
二百二〇	加四二五
二百二一	加四二六
二百二二	加四二七
二百二三	加四二八
二百二四	加四二九
二百二五	加四三〇
二百二六	加四三一
二百二七	加四三二
二百二八	加四三三
二百二九	加四三四
二百三十	加四三五
二百三一	加四三六
二百三二	加四三七
二百三三	加四三八
二百三四	加四三九
二百三五	加四四〇
二百三六	加四四一
二百三七	加四四二
二百三八	加四四三
二百三九	加四四四
二百四十	加四四五
二百四一	加四四六
二百四二	加四四七
二百四三	加四四八
二百四四	加四四九
二百四五	加四五〇
二百四六	加四五一
二百四七	加四五二
二百四八	加四五三
二百四九	加四五四
二百五十	加四五五
二百五一	加四五六
二百五二	加四五七
二百五三	加四五八
二百五四	加四五九
二百五五	加四六〇
二百五六	加四六一
二百五七	加四六二
二百五八	加四六三
二百五九	加四六四
二百六十	加四六五
二百六一	加四六六
二百六二	加四六七
二百六三	加四六八
二百六四	加四六九
二百六五	加四七〇
二百六六	加四七一
二百六七	加四七二
二百六八	加四七三
二百六九	加四七四
二百七十	加四七五
二百七一	加四七六
二百七二	加四七七
二百七三	加四七八
二百七四	加四七九
二百七五	加四八〇
二百七六	加四八一
二百七七	加四八二
二百七八	加四八三
二百七九	加四八四
二百八十	加四八五
二百八十一	加四八六
二百八二	加四八七
二百八三	加四八八
二百八四	加四八九
二百八五	加四九〇
二百八六	加四九一
二百八七	加四九二
二百八八	加四九三
二百八九	加四九四
二百九十	加四九五
二百九一	加四九六
二百九二	加四九七
二百九三	加四九八
二百九四	加四九九
二百九五	加五〇〇
二百九六	加五〇一
二百九七	加五〇二
二百九八	加五〇三
二百九九	加五〇四
三百	加五〇五
三百〇一	加五〇六
三百〇二	加五〇七
三百〇三	加五〇八
三百〇四	加五〇九
三百〇五	加五一〇
三百〇六	加五一〇
三百〇七	加五一〇
三百〇八	加五一〇
三百〇九	加五一〇
三百一〇	加五一〇
三百一一	加五一〇
三百一二	加五一〇
三百一三	加五一〇
三百一四	加五一〇
三百一五	加五一〇
三百一六	加五一〇
三百一七	加五一〇
三百一八	加五一〇
三百一九	加五一〇
三百二〇	加五一〇
三百二一	加五一〇
三百二二	加五一〇
三百二三	加五一〇
三百二四	加五一〇
三百二五	加五一〇
三百二六	加五一〇
三百二七	加五一〇
三百二八	加五一〇
三百二九	加五一〇
三百三十	加五一〇
三百三一	加五一〇
三百三二	加五一〇
三百三三	加五一〇
三百三四	加五一〇
三百三五	加五一〇
三百三六	加五一〇
三百三七	加五一〇
三百三八	加五一〇
三百三九	加五一〇
三百四十	加五一〇
三百四一	加五一〇
三百四二	加五一〇
三百四三	加五一〇
三百四四	加五一〇
三百四五	加五一〇
三百四六	加五一〇
三百四七	加五一〇
三百四八	加五一〇
三百四九	加五一〇
三百五十	加五一〇
三百五一	加五一〇
三百五二	加五一〇
三百五三	加五一〇
三百五四	加五一〇
三百五五	加五一〇
三百五六	加五一〇
三百五七	加五一〇
三百五八	加五一〇
三百五九	加五一〇
三百六十	加五一〇
三百六一	加五一〇
三百六二	加五一〇
三百六三	加五一〇
三百六四	加五一〇
三百六五	加五一〇
三百六六	加五一〇
三百六七	加五一〇
三百六八	加五一〇
三百六九	加五一〇
三百七十	加五一〇
三百七一	加五一〇
三百七二	加五一〇
三百七三	加五一〇
三百七四	加五一〇
三百七五	加五一〇
三百七六	加五一〇
三百七七	加五一〇
三百七八	加五一〇
三百七九	加五一〇
三百八十	加五一〇
三百八十一	加五一〇
三百八二	加五一〇
三百八三	加五一〇
三百八四	加五一〇
三百八五	加五一〇
三百八六	加五一〇
三百八七	加五一〇
三百八八	加五一〇
三百八九	加五一〇
三百九十	加五一〇
三百九一	加五一〇
三百九二	加五一〇
三百九三	加五一〇
三百九四	加五一〇
三百九五	加五一〇
三百九六	加五一〇
三百九七	加五一〇
三百九八	加五一〇
三百九九	加五一〇
四百	加五一〇
四百〇一	加五一〇
四百〇二	加五一〇
四百〇三	加五一〇
四百〇四	加五一〇
四百〇五	加五一〇
四百〇六	加五一〇
四百〇七	加五一〇
四百〇八	加五一〇
四百〇九	加五一〇
四百一〇	加五一〇
四百一一	加五一〇
四百一二	加五一〇
四百一三	加五一〇
四百一四	加五一〇
四百一五	加五一〇
四百一六	加五一〇
四百一七	加五一〇
四百一八	加五一〇
四百一九	加五一〇
四百二〇	加五一〇
四百二一	加五一〇
四百二二	加五一〇
四百二三	加五一〇
四百二四	加五一〇
四百二五	加五一〇
四百二六	加五一〇
四百二七	加五一〇
四百二八	加五一〇
四百二九	加五一〇
四百三十	加五一〇
四百三一	加五一〇
四百三二	加五一〇
四百三三	加五一〇
四百三四	加五一〇
四百三五	加五一〇
四百三六	加五一〇
四百三七	加五一〇
四百三八	加五一〇
四百三九	加五一〇
四百四十	加五一〇
四百四一	加五一〇
四百四二	加五一〇
四百四三	加五一〇
四百四四	加五一〇
四百四五	加五一〇
四百四六	加五一〇
四百四七	加五一〇
四百四八	加五一〇
四百四九	加五一〇
四百五十	加五一〇
四百五一	加五一〇
四百五二	加五一〇
四百五三	加五一〇
四百五四	加五一〇
四百五五	加五一〇
四百五六	加五一〇
四百五七	加五一〇
四百五八	加五一〇
四百五九	加五一〇
四百六十	加五一〇
四百六一	加五一〇
四百六二	加五一〇
四百六三	加五一〇
四百六四	加五一〇
四百六五	加五一〇
四百六六	加五一〇
四百六七	加五一〇
四百六八	加五一〇
四百六九	加五一〇
四百七十	加五一〇
四百七一	加五一〇
四百七二	加五一〇
四百七三	加五一〇
四百七四	加五一〇
四百七五	加五一〇
四百七六	加五一〇
四百七七	加五一〇
四百七八	加五一〇
四百七九	加五一〇
四百八十	加五一〇
四百八十一	加五一〇
四百八二	加五一〇
四百八三	加五一〇
四百八四	加五一〇
四百八五	加五一〇
四百八六	加五一〇
四百八七	加五一〇
四百八八	加五一〇
四百八九	加五一〇
四百九十	加五一〇
四百九一	加五一〇
四百九二	加五一〇
四百九三	加五一〇
四百九四	加五一〇
四百九五	加五一〇
四百九六	加五一〇
四百九七	加五一〇
四百九八	加五一〇
四百九九	加五一〇
五百	加五一〇
五百〇一	加五一〇
五百〇二	加五一〇
五百〇三	加五一〇
五百〇四	加五一〇
五百〇五	加五一〇
五百〇六	加五一〇
五百〇七	加五一〇
五百〇八	加五一〇
五百〇九	加五一〇
五百一〇	加五一〇
五百一一	加五一〇
五百一二	加五一〇
五百一三	加五一〇
五百一四	加五一〇
五百一五	加五一〇
五百一六	加五一〇
五百一七	加五一〇
五百一八	加五一〇
五百一九	加五一〇
五百二〇	加五一〇
五百二一	加五一〇
五百二二	加五一〇
五百二三	加五一〇
五百二四	加五一〇
五百二五	加五一〇
五百二六	加五一〇
五百二七	加五一〇
五百二八	加五一〇
五百二九	加五一〇
五百三十	加五一〇
五百三一	加五一〇
五百三二	加五一〇
五百三三	加五一〇
五百三四	加五一〇
五百三五	加五一〇
五百三六	加五一〇
五百三七	加五一〇
五百三八	加五一〇
五百三九	加五一〇
五百四十	加五一〇
五百四一	加五一〇
五百四二	加五一〇
五百四三	加五一〇
五百四四	加五一〇
五百四五	加五一〇
五百四六	加五一〇
五百四七	加五一〇
五百四八	加五一〇
五百	

有あることなくして自ら有ありとせば是これはミナから欺あざむくなり 各人各人のの行なすきころを
 勤かんがへ視みよ如此かくせば誇ほこる基もとはた己おのれに在あるに在ある 五五ろへ人ひとのく其その荷か
 を負おべければ也なり 然しかと道みちを教をしらるる者ものは道みちを教をしる者ものに凡すべて有益いなる物ものを
 分わけりふべし 自ら欺あざむく勿なかれ神かみへ慢あやむるべき者ものに非あらず蓋おほ人の種まごころの者ものは亦また
 ろの種まごころを爲なるなり 己おのれが肉にくのために種まごころの肉にくより敗壞くつらるものを種まご
 り靈みたまのために種まごころの靈みたまより永ながく生なまを獲とるべし 善よを行なふに恥かたずる勿な
 れ蓋おほもし倦うみことなくば我われ儕ら時に至いたりて獲と取とれば也なり 是なり故ゆに若もし機を會あひ
 あらば衆たの衆たの人に善よを行なへし信仰あの徒らに別わかて之これを行なへし 〇 爾曹なんぢらわが親おつ
 手からなんぢらに書か遣はく字じの何いかに大おほなるかを見みよ 凡なんぢら肉にくについて美うしからん
 ことを欲ほむ者ものの爾曹なんぢらに割禮かつらいを強あふ是これはた己おのれキリストの十字架まじかの爲ために審せまら
 るること免まぬれんが爲ためなり 五五ろへ割禮かつらいをうけたる彼等かれらなほ自ら律法おきてを守まも
 ることをせず彼等かれらが爾曹なんぢらに割禮かつらいを受うかせんとするへ爾曹なんぢらの肉にくに於おいて誇ほこら
 んと欲ほふなり 然しかと我われに惟ただわれらの主まイエスキリストの十字架まじかの外ほかに

ヲ 哥後十三〇五
 ヲ 羅二〇六
 子 路十〇七 哥
 前九〇十、十
 一
 ナ 伯四〇八 羅
 十一〇十八
 ラ 哥前十五〇五
 十八
 ム 雅五〇七
 ウ 約九〇四
 井 弟二〇十九
 ノ 哥前十六〇七
 一、西四〇十
 八、律後三〇
 十七
 オ 律十五〇一
 五
 大 廿三〇二、三
 五
 十 羅四十五〇廿
 四、廿五、卅三
 一〇三、七、十

誇ほこる所ところなからんことを願ねがふ此このキリストに由より我われ世よに向むかへば世よの十字架まじかに
 釘つられ世よの我われに向むかふも亦また然しかり 夫かイエスキリストに於おいて割禮かつらいを受うるも
 受うざるも益えきなく唯ただ新あらたに作つくらるる者もののみ益えきあり 凡なんぢら此この規矩りに循したがひて行なむ者もの
 に願ねがはくは平康やすきと恩恵めぐみとあれ神かみのイスラエルにも亦また然しかれ 今いまよりのち誰たれも
 我われを擾わづらはす勿なかれ蓋おほわれ身みにイエスの印記おひを佩おたれば也なり 兄弟あなよ願ねがはくは我われ
 隣ちの主まイエスキリストの恩めぐみなんぢらの靈れいと偕ともならんことをアメン

一 加二〇七
 ナ 西三〇十一
 フ 哥後五〇十七
 コ 羅九〇六、七
 エ 哥後四〇十
 四一〇廿四

新約全書加拉太書終

イ 哥後一〇一 ロ 西二〇七 二 加二〇三	一	新約全書使徒パウロエペソ人に贈れる書 神の旨に由てイエスキリストの使徒と爲るパウロエペソにある聖徒およびイエスキリストに在て信する者に書を贈る 願くは我儕の父なる神および主イエスキリストより恩寵と平康を受よ 神即ち我儕の主イエスキリストの父の頼べきかな彼キリストに由て諸の靈の恩を以て天の處にて我儕を己に恵みたり うれ神我儕をして其前に聖く疵なからしめん爲に世基を置ざりし先より我儕をキリストの中に簡び 子の意のまゝにイエスキリストに由て我儕を己の子と爲んことを愛を以て預じめ定たり 子の恩の榮を讃しめんため也すなはち愛する者に在われらに賜ふ所の恩なり 子の恩の豊なるに由て彼にある我儕の血により贖すなはち罪の赦を得なり 神さまの智慧と聰明を予へて此恩を我儕に充しめ 我儕に其旨の典義を意のまゝに示せり 此自ら定め給ひし所なり 即ち期の満るさきに至りて或は天に在あるひの地にある萬物をキリスト
ホ 哥後一〇三 ト 西五〇七 チ 太廿五〇 リ 撒後二〇三 ヌ 約一〇二 ル 羅八〇五 カ 哥前四二〇 コ 太三〇七 リ 西三〇六 四 一〇三 十 四	二	
ロ 加四〇四 レ 約十〇六 西一〇六	三	
	四	
	五	
	六	
	七	
	八	
	九	

十一 歸せしめんが爲に定め給ひし所なり 萬 事を其意のまゝに行ふ者おのれの旨に循ひて預じめ我儕を定めキリストに在て嗣子と爲ことを得しむ 十二 これ前にキリストを頼める我儕をして彼の榮の讚美らるる事を爲しめんため也 爾曹も眞の道すなごち爾曹を救ふ福音を聞き後キリストを信じ我儕が業を嗣の質なる約束の聖靈を以て印せらる 神聖靈をもて印したまふ其買受し者を救ひ且そのの榮を顯さんため也 是故に我も爾曹が主イエスを信すること諸の聖徒を愛することを聞て 爾曹の爲に感謝して已ず常に我が祈禱のとき爾曹を懷ふ 我儕の主イエスキリソの神榮の父智慧と黙示の靈を爾曹に賜ひ爾曹をして神を識しめ また爾曹の心の目を明かにし其召を蒙りて有つ所の望と聖徒に賜ふ所の業の榮の富と また信する爾曹に對して行ひ給ふ神の能の極て大なることを知しめ給はんことを願ふ爾曹の信するハ神の大なる能の感動に由なり 二十 即ちキリストに行ひし所にして彼を死より甦らせ諸の政と權威と能力と宰

治また此世のみならず來らんとする世にも凡て稱ふる所の名の上に置き天の處にて己の右に坐せしめし能なり 三三 また一切の物を彼の足下に置また彼を一切の物の上に首となし此を教會に賜ひて其首と爲り 教會ハ彼の身體なり萬物を以て萬物に満しむる者の満る所なり 三四 神ハ惡と罪に死し所の爾曹をも生し給へり 爾曹會て斯世の風俗に循ひ彼の惡と罪を行ひて日を送り亦空中にある諸權を總宰とる者すなごち信し従はざる者の中に今はたらく所の靈に循へり 我儕もみな會てその中に在り肉の慾に循ひて日を送り肉と心の慾を任をなし他人の如く本性にして怒の子なりき 然るに矜恤に富る神われらを受する所の大なる愛に縁 罪に死し時にすら我儕をキリストと偕に生しなんぢら恩に由て救れし也 又イエスキリストに在われらを被さ偕に甦らせ共に天の處に坐せしめ給へり 七 これ今より後の世キリストイエスの中に我儕に施す所の仁慈をもて其恩の勝て豐なることを願さん爲なり 八 なんぢら恩に

九	由て救を得これ信仰に由てなり己に由に非ず神の賜なり 行に由に非ず
十	此の如なるハ誇る者なからん爲なり 我儕ハ神の造り給へる者なり即ち
十一	我儕をして善事を行はしめん爲にキリストイエスの中に造り給へり此事
十二	ハ神われらに行はせんさて預じめ備へ給ひし所なり○ 是故に爾曹心に
十三	憶よ肉に由て異邦人なる爾曹手を以て肉に行へる割禮の者に不割禮と稱
十四	られし者なれば 其時ハ爾曹キリスト無イスラエルの籍に非ざる異邦人
十五	にして夫の約束について結び給ひし契約に與りなく望なく又世に在て神
十六	なき者なりき 然も今ハキリストイエスに在ハ義に遠かりし爾曹イエ
十七	スの血に由て近けり十五彼ハ我儕の和なり二者を一さなし冤仇となる隔の
十八	隔を毀ち律法の中に命する所の法を其肉體にて廢せり蓋一二者を己に聯
十九	れ之を一の新しき人に造りて和がしめ 又十字架を以て冤仇を滅し又
二十	これを以て一二者を一體となして神と和がしめん爲なり 又かれ來りて
二十一	音を傳へ爾曹遠かりし者および近き者にも和平を宣たり され彼に由て我

十九	儕二者一の靈に在て父に近く事を得なり 是故に爾曹今より貧族に非ず
二十	亦寄寓者に非ず聖徒と同じ邦また神の家に屬する者なり 且なんぢら使
二十一	徒と預言者の基の上に建らるイエスキリスト自ら其隅の首石となれり
二十二	全屋みな構合て彼の中に在やうに増て聖殿主の中に成なり 爾曹も偕に
二十三	彼の中に建られたり是靈に由て神の居給ふ處となるべき爲なり
二十四	是故に爾曹異邦人の爲にキリストイエスの囚人となれる我パウロ
二十五	爾曹の爲に祈る 爾曹の爲に神の我に賜ひし恩ハ爾曹すでに聞きならん
二十六	三すば 即ち黙示をして典義を我に示せるなり我はと前に録せる如し 爾曹こ
二十七	れを讀む之に由て我キリストの典義を曉れることを知べし 前代に之を
二十八	人に知しめし今靈を以て聖使徒と預言者に示すが如ならざりき 今の
二十九	典義ハ即ち異邦人福音に由キリストイエスに在て共に嗣子となり同に
三十	赤きなり共に約束に與る事を得こと也 われ神の恩賜すなはち其能の感
三十一	動を以て我に賜ひし恩によりて此福音の役者となれり 諸の聖徒の中に

十三	服役の事を行ひキリストの體の徳を建 我儕をして皆おなじく神の子を
十四	信じ之を知り全 入すなへちキリストの満足るほご成までに至り 今
十五	よりのち嬰兒ならず人の詭譎の術と誘惑の巧に蕩漾さるることなく各様
十六	の教の風に搖動されず 愛をもて真理を行ひ長て凡のこ首なるキリス
十七	トに效しめん爲なり 彼を本とし全體すべての百節の助によりて聯絡堅固
十八	の肢體のく 分量に循ひ方行て其體を育みづから愛に由て徳を建る
十九	なり ○ 是故に我これを言ひ主に在て爾曹を戒む爾曹今よりのち異邦人
二十	の如く其心の邪曲なるに任せて行ふべからず 心昏き者なり又知
二十一	るところ無により頑なるに因て神の生に遠かれり 彼等ハ恥を知す好て凡
二十二	の汚を行へん爲に己を放蕩に付せり 然る爾曹ハ此の如く行へん爲にキ
二十三	リストを學べるに非ず 爾曹ハこれに聞かれの教を受けてイエスにある真理
二十四	を知しならん なんぢら夙に習る舊人すなへち人を惑はす慾の爲に壞ら
二十五	るものも服 爾曹の心の靈を新にし 神に象りて真理の義と潔に

二五	て造れる新人を衣るべし 斯て謊言を去むのく 其隣に眞を言へし蓋わ
二六	れら互に肢なれば也 怒て罪を犯すこと勿れ 怒て日の入までに至ること
二七	勿れ 怒覺に處を得ること勿れ 竊をする者復ぬすみを爲なけれ寧
二八	る貧 者に施さんために勵て手づから善工を作べし 凡て汚たる言を爾
二九	曹の口より出すこと勿れ 惟時に從ひて人の徳を建べき善事をいひ聽者を
三十	して益あらしむべし 神の聖靈をして愛しむること勿れ 爾曹救を得る日
三一	の爲に彼の印を受し者なり 爾曹すべてのの恨毒 悲憾 怒 喧嘩 誘 騙 また
三二	諸の惡を己より去べし 互に仁慈と憐恤あるべし 爾曹に在て神なん
三三	ぢらを救し給へる如く爾曹も互に救すべし
三四	なんぢら愛せらるる兒女の如く神に效ふべし 二 また愛を以て行ひ
三五	キリストの我儕を愛し我儕に代て己を禮物となし犠牲となして神の前に
三六	馨 香 あらしめんとて 獻給ひしが如すべし 聖徒たるに符ふことく 奸淫
三七	あよび凡の汚穢たる事また貪婪 ことを互に言ことたに爲勿れ 淫辭と淫

ラ西三〇十五節	五	言と戯 謔を言なれば是宜からざる事なり寧ろ謝することをすべし 蓋す
ム前六〇九	六	べて姦淫するもの汚穢たる者よび貪婪者すなはち偶儀を拜む者のキリ
ウ西三〇五	七	ストと神との國を嗣を得ざることをハ爾曹知ばなり 六 なんぢら人の虚言に
非耶廿九〇八	八	欺かるることを勿れ 神の怒これらの事に因て背逆者に至るなり 七 是故に彼
ノ前二〇一八	九	等に與するに勿れ 爾曹も暗かりしが今主に在て光れり光の子輩の
才徒廿六〇一八	十	如く行ふべし 蓋光の結ぶ所の果ハ諸の仁にこそ義こそと誠實の内にあ
夕哥後四〇六	十一	ればなり 主の悦ぶ所を辨へて之を行ふべし 十一 なんぢら果を結ばざる暗
ヤ前五〇五	十二	行に與することなく反て之を責べし 彼等が陰にて行ふ所の事ハ之を言
マ前二〇二	十三	だにも醜べき事なり 凡て責を受べきことハ光に由て顯るるなり蓋すべ
夕哥前五〇九	十四	てを顯す者の光なれば也 是故に云る言あり 眠たる者よ目を醒し死より
フ前三〇廿	十五	起ふキリスト爾を照さん 然ハ爾曹つとしてみて行を堅くすべし 智らざる
エ前八〇十二	十六	者の如くせず智者の如くし 機を窺ふべし 是時惡ければ也 是故に愚
チ前四〇廿三	十七	る者よ爲ることなく主の旨ハ如何と識るべし 十八 また酒に酔ふこと勿れ之をな
ア前四十七〇九	十八	

キ西三〇十六	十九	すハ放蕩なり宜しく靈に滅さるべし 互に詩と歌と靈に感て作れる賦
ユ前四〇一	二十	とを以て語りあひ又うたひて爾曹の心に主を讚美すべし 凡の事につき
ミ前十三〇十七	二十一	て恒に我等の主イエスキリストの名に託て神即ち父に謝すべし 二
彼前五〇五	二十二	トを畏るる心を以て互に服ふべし 〇 婦なる者よ主に服ふが如く己の夫
シ前三〇十六	二十三	に服ふべし 蓋キリスト教會の首なる如く夫ハ婦の首なれば也キリスト
エ前一〇廿二	二十四	ハ身の救主なり 然ハ教會のキリストに服ふ如く婦も凡のことに夫に服ふ
ヒ前十一〇三	二十五	べし 夫なる者よキリストの教會を愛し其爲に己を捨給ひし如く爾曹も
毛徒廿〇廿八	二十六	婦を愛すべし 己を捨給ひし水の洗を以て道に因て教會を潔め之を聖
セ西三〇十九	二十七	なる者とせんが爲なり 又また點汚なく戀なく凡て此の如き類なく聖にし
ス前三〇五	二十八	て瑕なき樂なる教會を自ら己の前に建ん爲なり 此の如く夫の婦を己
イ前十五〇三	二十九	の身となして愛すべし 婦を愛する者ハ己を愛する也 己の身を愛む者ハ
ロ多二〇十四	三十	會て有ることなし之を保養ふことキリストの教會を保養ふが如し 我儕ハ
ハ前二〇十四	三十一	彼が身の肢なり 彼が肉より出かれが骨より出たり 是故に人ハ父と母を

ト	四十五〇九
至十七	四六
一〇三	四六
六	三〇五
一	三〇五
二	三〇五
三	三〇五
四	三〇五
五	三〇五
六	三〇五
七	三〇五
八	三〇五
九	三〇五
十	三〇五

三三 離れ其婦に配ひ二のもの一昧になるべし 三三 この奥義の大なり我いふ所ハ
 キリストと教會を指なり 三三 爾曹も各々の婦を己の身となして愛すべし
 婦も其夫を敬ふべし
 三二 子なる者よ爾曹主に在て爾親にあたがふべし是合宜なれば也 爾
 の父母を敬ふべし約束を加へたる誠ハ之を首とす 三三 これ爾が福を得また
 地上に裔長からん爲なり 父なる者よ爾曹の子を怒すること勿れ主の言
 戒と教訓を以て養育べし 僕なる者よキリストに服ふが如く畏懼戰慄ま
 ことの心をもて肉體に屬する主人に服ふべし 人を悦ぶする者の如く只眼
 前の事を務ると勿れキリストの僕の如く心より神の旨を行ふべし 人に
 事するが如せず主事するが如く甘心つかふべし 主の僕なる者にもあれ自
 主なる者にもあれ各行ふ所の善に循て主より報を受んことを爾曹知べし
 主人なる者よ爾曹も亦かくの如く彼等に行ひて厲言を止よ蓋かれら
 と爾曹の主天に在かれハ偏る所なしと爾曹知べなり ○ 此他なほ言ん我

ソ	四一〇九
至十七	四六
一〇三	四六
六	三〇五
一	三〇五
二	三〇五
三	三〇五
四	三〇五
五	三〇五
六	三〇五
七	三〇五
八	三〇五
九	三〇五
十	三〇五

三二 兄弟よ主よ其大なる能に頼て剛健なるべし 三二 なんぢら惡魔の奸計を
 禦え爲に神の武具を以て裝ふべし 我儕ハ血肉と戦ふに非ず政また權威
 また斯世の幽暗を穿ざる者また天の處にある惡の靈と戦ふなり 是故に
 神の武具を取べし是あしき日に遇て敵を禦ぎ凡の事を成就して立ん爲な
 り 三二 なんぢら立に誠を帯として腰に結び義を護胸として胸に當 和平な
 る福音の備を鞋として足に穿 此はハ信仰の盾を取べし此盾をもて悉く
 惡者の火箭を滅こすを得ん 三二 また救の胃ちよび聖靈の劍すなハち神の道
 を取 恒に各様の禱告と祈求を以て靈に由て求かつ諸の聖徒の爲にも慎
 みて此事をなす祈りて倦ざるべし 三二 且わが口を啓とき言を賜へり侃々し
 て福音の奥義を示し 又わが言べき所の如く之を侃々して言得やう我た
 めにも祈るべし我この福音の爲に使者となりて鍵に繫れたり ○ 愛する
 兄弟主に忠心にて事するテキコわが如何して在ハ我事を爾曹に告知せん 三三
 我かれを特に爾曹に遺すハ爾曹に我事を知せ又彼をして爾曹の心を慰ま

イ 提十六〇十二
ロ 提十六〇二
ハ 提十六〇二
ニ 提十六〇二
三 提十六〇二
四 提十六〇二
五 提十六〇二
六 提十六〇二
七 提十六〇二
八 提十六〇二
九 提十六〇二
十 提十六〇二
十一 提十六〇二
十二 提十六〇二
十三 提十六〇二
十四 提十六〇二
十五 提十六〇二
十六 提十六〇二
十七 提十六〇二
十八 提十六〇二
十九 提十六〇二
二十 提十六〇二

二二 三三
めん爲なり 願くハ兄弟父なる神と主イエスキリストより信仰に加て平
二四 康と愛を得んことを 願くハ我儕の主イエスキリストを認らすして愛す
る凡の者に恩あらんことをアメン

新約全書以弗所書終

新約全書使徒パウロビビ人に贈れる書

イ 提十六〇十二
ロ 提十六〇二
ハ 提十六〇二
ニ 提十六〇二
三 提十六〇二
四 提十六〇二
五 提十六〇二
六 提十六〇二
七 提十六〇二
八 提十六〇二
九 提十六〇二
十 提十六〇二
十一 提十六〇二
十二 提十六〇二
十三 提十六〇二
十四 提十六〇二
十五 提十六〇二
十六 提十六〇二
十七 提十六〇二
十八 提十六〇二
十九 提十六〇二
二十 提十六〇二

一 新約全書使徒パウロビビ人に贈れる書
二 イエスに在すすべての聖徒および總の監督執事に書を達る 願くハ爾曹われ
三 らの父なる神および主イエスキリストより恩寵と平康を受よ 〇 なんぢら
四 はじめの日より今に至るまで常に福音に與るに 練 われ爾曹を思ふに我神
五 に謝す また恒に爾曹衆の爲に祈求ごに欣びて求ふ 爾曹の心の中に
六 善工を始めし者これを主イエスキリストの日までに全うすべし我ふかく信
七 す 此の如く我が思ふハ宜なり爾曹つねに我心に在に 練うハ我が總練に
八 在るとき及び福音を辨明し之を堅固する時も 爾曹ハ皆われと偕に我が受る
九 恩に與れバ也 我キリストイエスの心を以て 爾曹衆を懇慕ふごに就て
十 ハ其證なす者ハ神なり 九 また爾曹の愛智識と諸の智慧の中に益 大に
十一 爲て最も勝たる所を辨へ知り十二 イエスキリストに由る義の果を滿せて神
十二 の榮光と讚美を願ハキリストの日の爲に潔して過なからんことを祈る 〇

十二 兄弟願くハ爾曹わが身に在し所のこを反て福音の進行く助となりし
十三 を知れ 斯て我が細綫に縋しハキリストの爲なること既に王を護る所の
十四 陣營よび他の人々にも凡て明に知れたり わが細綫に因て兄弟等もほ
十五 くハ主を信するの心を篤くし益 勇て懼るることなく道を傳ふ また猜
十六 忌分争に因てキリストを宣る者あり又善 意心に因て之をなす者あり
十七 彼ハ我が細綫の苦を増加んことを欲ひ誠の心なく黨を結ぶ心よりキリ
十八 ストを宣 此ハ我が福音を辨明する爲に立られしことを知り愛心よりキ
十九 リストを宣 然らバ如何執にもあれ或ハ偽あるハハ誠さにも宣る所ハキ
二十 ストなれば我これを喜ぶ且つれに喜ばん 蓋この事の爾曹の新譯さハ
二十一 エスキリストの靈の助に因て終に我が救となる可を知りなり 是わが
二十二 切に願ふところ望まざる即ち我が凡の事に愧ることなく今も常の如く臆せ
二十三 す生るにも死るにもキリストをして我が身に因て奪められしめんと思ふ
二十四 に應へり わが生るハキリストの爲また死るも我が益なり 然と肉體に

在て生ること若わが工の果を結ぶ根本となるべくハ何を撰ぶべきか我こ
れを知ず 我この二の間に介れたり我が願ハ世を逝てキリストと共に在
んこと也これ最も美事なり 然と我が肉體に居るハ爾曹の爲更に必要な
り われ深く此事を信するが故に存へて爾曹衆の人と共に世に住爾曹を
して信仰を益しめ信仰より出る喜びを得むるに至らんことを知 われ
再び爾曹と共に居バ爾曹の喜びわれに因てイエスキリストの中に益 大
ならん 我た爾曹ハキリストの福音に符ふ行をせんことを願む是わが
往て爾曹を見るときも離て爾曹の事を聞ときも爾曹が愛を一にして堅く立
福音の道の爲に心を同うして力を協せ 凡の事につき敵に驚かされざら
んことを知ん爲なり凡て敵に驚かざるハ敵にハ亡の徴なんぢらにハ救の
敷なり是神より來るなり 二九 ハ爾曹に賜ふ所の恩ハキリストの爲に第
れを信すること而已ならず亦これが爲に苦を受ることをも賜たれ也
今なんぢらに思難あり即ち總に爾曹が聞ところの我にある思難と同じ

一 哥林多前書一〇九
 二 門二
 三 加六〇四
 四 加六〇四
 五 加六〇四
 六 加六〇四
 七 加六〇四
 八 加六〇四
 九 加六〇四
 一〇 加六〇四
 一一 加六〇四
 一二 加六〇四
 一三 加六〇四
 一四 加六〇四
 一五 加六〇四
 一六 加六〇四
 一七 加六〇四
 一八 加六〇四
 一九 加六〇四
 二〇 加六〇四
 二一 加六〇四
 二二 加六〇四
 二三 加六〇四
 二四 加六〇四
 二五 加六〇四
 二六 加六〇四
 二七 加六〇四
 二八 加六〇四
 二九 加六〇四
 三〇 加六〇四
 三一 加六〇四
 三二 加六〇四
 三三 加六〇四

二四 我を知り直に彼を遣さんと思む亦われも自ら速かに往んことを主に頼
 二五 て堅く信す然ども我がならず先なんぢらの使にて我が乏を補ひ我と同
 二六 に勞き我と共に戰をなせる我が兄弟エパフロデトを爾曹に遣さざる可ら
 二七 すと意へり蓋われ己が曩に病たる事の爾曹に聞えしを以て深く爾曹衆
 二八 の人を懸慕かつ憂悶をれば也實に彼病に遇て殆んど死に近けり然ど
 二九 神これを憐み給へり惟われを憐むのみならず我をも憐み我をして我が憂
 三〇 に憂を重ざらしむ是故に我いよく速かに彼を遣さん是爾曹をして再
 三一 び彼を見て喜ばしめ且わが憂を減さんが爲なり然ば爾曹主により喜び
 三二 て彼を迎かつ此の如き人を奪ふべし蓋われ己が命を顧す死んとする
 三三 ばかりキリストの爲に働き爾曹が我を助る所の缺を補ひたれば也
 一 終に我これを言ん我が兄弟よ爾曹主に在て喜べ我この事を爾曹に
 二 書あくるに我に煩勞なく爾曹に益あり爾曹大を慎め惡を行ふ者を慎め
 三 割を行ふ者を慎め爾曹の靈に由て役事をなしキリストイエスに由て

一 哥林多前書一〇九
 二 門二
 三 加六〇四
 四 加六〇四
 五 加六〇四
 六 加六〇四
 七 加六〇四
 八 加六〇四
 九 加六〇四
 一〇 加六〇四
 一一 加六〇四
 一二 加六〇四
 一三 加六〇四
 一四 加六〇四
 一五 加六〇四
 一六 加六〇四
 一七 加六〇四
 一八 加六〇四
 一九 加六〇四
 二〇 加六〇四
 二一 加六〇四
 二二 加六〇四
 二三 加六〇四
 二四 加六〇四
 二五 加六〇四
 二六 加六〇四
 二七 加六〇四
 二八 加六〇四
 二九 加六〇四
 三〇 加六〇四
 三一 加六〇四
 三二 加六〇四
 三三 加六〇四

四 誇り肉體に恃ざる我儕の眞の割禮を受たる者なれば也然ど我また肉體
 五 に恃んことを得なり若し人肉體に恃んことを得さざれば我に更に恃ん
 六 たり我第八日に割禮を受たる者にしてイスラエルの族ベニヤミンの
 七 支派へブル人より生れたるへブル人なり律法に由りパリサイの人熱心
 八 に由り教會を窘迫もの律法に在る所の義に由り玷なき者なり然ど我
 九 さきに我が益となりし所の事のキリストに由り損ありと意へり然のみ
 一〇 ならず我わが主キリストイエスを識を以て最も益れる事となすが故に凡
 一一 のものを損となす我われの爲に既に此等の凡のものを損せしかば之を我
 一二 士の如く意へり是キリストを獲かつ信仰に基きて神より出る義すなは
 一三 ち律法に由る己が義に非ずキリストを信するに由る所の義を有てキリス
 一四 トの中に居りまた彼其復生の能力を知り死の狀に備ひて彼の苦に與
 一五 り兎にも角にも死たる者の甦んことを得んが爲なり我これらの望を既
 一六 に得たりと言に非ず亦すでに全せられたりと言に非ず或は取ことあらんこと

新約全書
 一 新約九〇廿四
 二 至七 六六
 三 〇一
 四 來三〇一
 五 卷五〇十
 六 卷四〇七
 七 八 卷十二〇
 八 約七〇七

十三 我たど之を追求めキリスト之を得させん我を執へ給へる也 兄弟よ
 我みづから之を取りこ懲らす惟この一事を務む即ち後に在しものを忘れ前
 に在しものを望み 神キリストイエスに由て上へ召て賜ふ所の褒美を得ん
 べし 標幟に向ひて進なり 是故に我儕の中すべて全者ハ此の如き意を懐
 べし 爾曹もし何事に由す異なる意を懐かば之をも神なんぢらに示し給へ
 ん 然ぞ我儕すでに到れる所にありて同法に遵ひて行ふべし 兄弟よ爾
 曹みな我に效ふ者となれ且なんぢらの模楷となる我儕に循ひて行をなす
 者を觀よ 蓋われ屢々なんぢらに告げ今また涙を流して爾曹に告る如く
 キリストの十字架に敵して行ふ者多けれバ也 彼等の終ハ滅亡なり己が
 腹を其神となし己が羞辱を其榮となす彼等ハ惟世の事をのみ念へり 我
 儕の國ハ天に在われらハ救主 即ちイエスキリストの其處より來るを待
 二 彼ハ萬物を己に服へせうる能に由て我儕が卑き體を化て其榮光の體に
 象らしむべし

一 新約二〇十
 九 九

一 是故に我が愛するところ慕ふ所の兄弟われの喜われの異たる我が
 愛する者よ今わが勤る所に從ひて爾曹堅く主に立べし 我ニウオデヤに
 勤めストクに勤む彼等が主にありて心を同うせんことを わが眞の侶
 よ請なんぢ此二人の婦等を助けよ 彼等クレメンヌ及び他の我が勞苦の侶
 なる人々よ力を協せ我儕と共に勤て福音を傳播たり 彼等の名ハ生命の根
 に録されある也 なんぢら常に主に在て喜べ我また言なんぢら喜ぶべし
 五 なんぢら衆の人をして其寛容なることを知しめよ 主ハ近し 何事をも
 思ひ煩ふ勿れ 唯毎事に祈禱をし懇求をし且感謝して己が求る所を神に告
 げ 神より出て人の凡て思ふ所に過る平安ハ爾曹の心と意をキリストイ
 エスに因て守らん 〇 兄弟よ終に我これを言ん凡ち眞實なること凡ち敵
 ふべき事およう公議こそ凡ち清潔こそ凡ち愛すべき事およう善稱ある事
 すべて何なる徳いかなる譽にても爾曹これを念ふべし 九 なんぢら我より
 學しどころ受しどころ聞しどころ見し所を皆おこなへ 然バ平安の神爾曹

カ	十五	十
カ	十六	十一
カ	十七	十二
カ	十八	十三
カ	十九	十四
カ	二十	十五
カ	二十一	十六
カ	二十二	十七
カ	二十三	十八
カ	二十四	十九
カ	二十五	二十
カ	二十六	二十一
カ	二十七	二十二
カ	二十八	二十三
カ	二十九	二十四
カ	三十	二十五

十 借ならん〇 われ爾曹が我を思ふ心の今また漸く萌しを主に因て甚
 だ喜べり爾曹の素より我を念むたれども機を得ざりし也 われ乏に因て之
 を言に非ず蓋われ何なる状に居しうれを以て足りとする事を學べ也
 われ貧賤に居の道を知また富厚に居の道をしり飽こさとも飢こさとも豊こさ
 も欲こさとも諸の事に於て我これを熟練せり 我に我に力を了るキリスト
 に因て諸の事を爲得るなり 然ども我が艱難の際に我が助を爲しに誠に
 善 比リビ人よ爾曹もまた知わが福音を傳る始めマクドニヤを離れ去る
 べき授受をなして我を助けし者ハ唯爾曹のみにして他の教會ハ此事な
 りき 爾曹ハ我テサロニクに在しき一度ならず二度までも人を遣はし
 我が乏を助けたり われ餽贈を求るに非ず唯なんぢらが益になる果の繁
 からんことを求るなり 我に諸物ろなはりて餘あり我すでにエパフロ
 デトの手より馨 香にして神の享給ふところ悦給ふ所の祭物なる爾曹の
 餽贈を受けて足り 夫わが神ハ己の宮に從ひてキリストイエスにより榮光

ラ	十四	二十
ラ	十五	二十一
ラ	十六	二十二
ラ	十七	二十三
ラ	十八	二十四
ラ	十九	二十五
ラ	二十	二十六
ラ	二十一	二十七
ラ	二十二	二十八
ラ	二十三	二十九
ラ	二十四	三十
ラ	二十五	三十一
ラ	二十六	三十二
ラ	二十七	三十三
ラ	二十八	三十四
ラ	二十九	三十五
ラ	三十	三十六
ラ	三十一	三十七
ラ	三十二	三十八
ラ	三十三	三十九
ラ	三十四	四十
ラ	三十五	四十一
ラ	三十六	四十二
ラ	三十七	四十三
ラ	三十八	四十四
ラ	三十九	四十五
ラ	四十	四十六
ラ	四十一	四十七
ラ	四十二	四十八
ラ	四十三	四十九
ラ	四十四	五十
ラ	四十五	五十一
ラ	四十六	五十二
ラ	四十七	五十三
ラ	四十八	五十四
ラ	四十九	五十五
ラ	五十	五十六
ラ	五十一	五十七
ラ	五十二	五十八
ラ	五十三	五十九
ラ	五十四	六十
ラ	五十五	六十一
ラ	五十六	六十二
ラ	五十七	六十三
ラ	五十八	六十四
ラ	五十九	六十五
ラ	六十	六十六
ラ	六十一	六十七
ラ	六十二	六十八
ラ	六十三	六十九
ラ	六十四	七十
ラ	六十五	七十一
ラ	六十六	七十二
ラ	六十七	七十三
ラ	六十八	七十四
ラ	六十九	七十五
ラ	七十	七十六
ラ	七十一	七十七
ラ	七十二	七十八
ラ	七十三	七十九
ラ	七十四	八十
ラ	七十五	八十一
ラ	七十六	八十二
ラ	七十七	八十三
ラ	七十八	八十四
ラ	七十九	八十五
ラ	八十	八十六
ラ	八十一	八十七
ラ	八十二	八十八
ラ	八十三	八十九
ラ	八十四	九十
ラ	八十五	九十一
ラ	八十六	九十二
ラ	八十七	九十三
ラ	八十八	九十四
ラ	八十九	九十五
ラ	九十	九十六
ラ	九十一	九十七
ラ	九十二	九十八
ラ	九十三	九十九
ラ	九十四	百
ラ	九十五	百一
ラ	九十六	百二
ラ	九十七	百三
ラ	九十八	百四
ラ	九十九	百五
ラ	百	百六
ラ	百一	百七
ラ	百二	百八
ラ	百三	百九
ラ	百四	百十
ラ	百五	百十一
ラ	百六	百十二
ラ	百七	百十三
ラ	百八	百十四
ラ	百九	百十五
ラ	百十	百十六
ラ	百十一	百十七
ラ	百十二	百十八
ラ	百十三	百十九
ラ	百十四	百二十
ラ	百十五	百二十一
ラ	百十六	百二十二
ラ	百十七	百二十三
ラ	百十八	百二十四
ラ	百十九	百二十五
ラ	百二十	百二十六
ラ	百二十一	百二十七
ラ	百二十二	百二十八
ラ	百二十三	百二十九
ラ	百二十四	百三十
ラ	百二十五	百三十一
ラ	百二十六	百三十二
ラ	百二十七	百三十三
ラ	百二十八	百三十四
ラ	百二十九	百三十五
ラ	百三十	百三十六
ラ	百三十一	百三十七
ラ	百三十二	百三十八
ラ	百三十三	百三十九
ラ	百三十四	百四十
ラ	百三十五	百四十一
ラ	百三十六	百四十二
ラ	百三十七	百四十三
ラ	百三十八	百四十四
ラ	百三十九	百四十五
ラ	百四十	百四十六
ラ	百四十一	百四十七
ラ	百四十二	百四十八
ラ	百四十三	百四十九
ラ	百四十四	百五十
ラ	百四十五	百五十一
ラ	百四十六	百五十二
ラ	百四十七	百五十三
ラ	百四十八	百五十四
ラ	百四十九	百五十五
ラ	百五十	百五十六
ラ	百五十一	百五十七
ラ	百五十二	百五十八
ラ	百五十三	百五十九
ラ	百五十四	百六十
ラ	百五十五	百六十一
ラ	百五十六	百六十二
ラ	百五十七	百六十三
ラ	百五十八	百六十四
ラ	百五十九	百六十五
ラ	百六十	百六十六
ラ	百六十一	百六十七
ラ	百六十二	百六十八
ラ	百六十三	百六十九
ラ	百六十四	百七十
ラ	百六十五	百七十一
ラ	百六十六	百七十二
ラ	百六十七	百七十三
ラ	百六十八	百七十四
ラ	百六十九	百七十五
ラ	百七十	百七十六
ラ	百七十一	百七十七
ラ	百七十二	百七十八
ラ	百七十三	百七十九
ラ	百七十四	百八十
ラ	百七十五	百八十一
ラ	百七十六	百八十二
ラ	百七十七	百八十三
ラ	百七十八	百八十四
ラ	百七十九	百八十五
ラ	百八十	百八十六
ラ	百八十一	百八十七
ラ	百八十二	百八十八
ラ	百八十三	百八十九
ラ	百八十四	百九十
ラ	百八十五	百九十一
ラ	百八十六	百九十二
ラ	百八十七	百九十三
ラ	百八十八	百九十四
ラ	百八十九	百九十五
ラ	百九十	百九十六
ラ	百九十一	百九十七
ラ	百九十二	百九十八
ラ	百九十三	百九十九
ラ	百九十四	百
ラ	百九十五	百一
ラ	百九十六	百二
ラ	百九十七	百三
ラ	百九十八	百四
ラ	百九十九	百五
ラ	百	百六
ラ	百一	百七
ラ	百二	百八
ラ	百三	百九
ラ	百四	百十
ラ	百五	百十一
ラ	百六	百十二
ラ	百七	百十三
ラ	百八	百十四
ラ	百九	百十五
ラ	百十	百十六
ラ	百十一	百十七
ラ	百十二	百十八
ラ	百十三	百十九
ラ	百十四	百二十
ラ	百十五	百二十一
ラ	百十六	百二十二
ラ	百十七	百二十三
ラ	百十八	百二十四
ラ	百十九	百二十五
ラ	百二十	百二十六
ラ	百二十一	百二十七
ラ	百二十二	百二十八
ラ	百二十三	百二十九
ラ	百二十四	百三十
ラ	百二十五	百三十一
ラ	百二十六	百三十二
ラ	百二十七	百三十三
ラ	百二十八	百三十四
ラ	百二十九	百三十五
ラ	百三十	百三十六
ラ	百三十一	百三十七
ラ	百三十二	百三十八
ラ	百三十三	百三十九
ラ	百三十四	百四十
ラ	百三十五	百四十一
ラ	百三十六	百四十二
ラ	百三十七	百四十三
ラ	百三十八	百四十四
ラ	百三十九	百四十五
ラ	百四十	百四十六
ラ	百四十一	百四十七
ラ	百四十二	百四十八
ラ	百四十三	百四十九
ラ	百四十四	百五十
ラ	百四十五	百五十一
ラ	百四十六	百五十二
ラ	百四十七	百五十三
ラ	百四十八	百五十四
ラ	百四十九	百五十五
ラ	百五十	百五十六
ラ	百五十一	百五十七
ラ	百五十二	百五十八
ラ	百五十三	百五十九
ラ	百五十四	百六十
ラ	百五十五	百六十一
ラ	百五十六	百六十二
ラ	百五十七	百六十三
ラ	百五十八	百六十四
ラ	百五十九	百六十五
ラ	百六十	百六十六
ラ	百六十一	百六十七
ラ	百六十二	百六十八
ラ	百六十三	百六十九
ラ	百六十四	百七十
ラ	百六十五	百七十一
ラ	百六十六	百七十二
ラ	百六十七	百七十三
ラ	百六十八	百七十四
ラ	百六十九	百七十五
ラ	百七十	百七十六
ラ	百七十一	百七十七
ラ	百七十二	百七十八
ラ	百七十三	百七十九
ラ	百七十四	百八十
ラ	百七十五	百八十一
ラ	百七十六	百八十二
ラ	百七十七	百八十三
ラ	百七十八	百八十四
ラ	百七十九	百八十五
ラ	百八十	百八十六
ラ	百八十一	百八十七
ラ	百八十二	百八十八
ラ	百八十三	百八十九
ラ	百八十四	百九十
ラ	百八十五	百九十一
ラ	百八十六	百九十二
ラ	百八十七	百九十三
ラ	百八十八	百九十四
ラ	百八十九	百九十五
ラ	百九十	百九十六
ラ	百九十一	百九十七
ラ	百九十二	百九十八
ラ	百九十三	百九十九
ラ	百九十四	百
ラ	百九十五	百一
ラ	百九十六	百二
ラ	百九十七	百三
ラ	百九十八	百四
ラ	百九十九	百五
ラ	百	百六
ラ	百一	百七
ラ	百二	百八
ラ	百三	百九
ラ	百四	百十
ラ	百五	百十一
ラ	百六	百十二
ラ	百七	百十三
ラ	百八	百十四
ラ	百九	百十五
ラ	百十	百十六
ラ	百十一	百十七
ラ	百十二	百十八
ラ	百十三	百十九
ラ	百十四	百二十
ラ	百十五	百二十一
ラ	百十六	百二十二
ラ	百十七	百二十三
ラ	百十八	百二十四
ラ	百十九	百二十五
ラ	百二十	百二十六
ラ	百二十一	百二十七
ラ	百二十二	百二十八
ラ	百二十三	百二十九
ラ	百二十四	百三十
ラ	百二十五	百三十一
ラ	百二十六	百三十二
ラ	百二十七	百三十三
ラ	百二十八	百三十四
ラ	百二十九	百三十五
ラ	百三十	百三十六
ラ	百三十一	百三十七
ラ	百三十二	百三十八
ラ	百三十三	百三十九
ラ	百三十四	百四十
ラ	百三十五	百四十一
ラ	百三十六	百四十二
ラ	百三十七	百四十三
ラ	百三十八	百四十四
ラ	百三十九	百四十五
ラ	百四十	百四十六
ラ	百四十一	百四十七
ラ	百四十二	百四十八
ラ	百四十三	百四十九
ラ	百四十四	百五十
ラ	百四十五	百五十一
ラ	百四十六	百五十二
ラ	百四十七	百五十三
ラ	百四十八	百五十四
ラ	百四十九	百五十五
ラ	百五十	百五十六
ラ	百五十一	百五十七
ラ	百五十二	百五十八
ラ	百五十三	百五十九
ラ	百五十四	百六十
ラ	百五十五	百六十一
ラ	百五十六	百六十二
ラ	百五十七	百六十三
ラ	百五十八	百六十四
ラ	百五十九	百六十五
ラ	百六十	百六十六
ラ	百六十一	百六十七
ラ	百六十二	百六十八
ラ	百六十三	百六十九
ラ	百六十四	百七十
ラ	百六十五	百七十一
ラ	百六十六	百七十二
ラ	百六十七	百七十三
ラ	百六十八	百七十四
ラ	百六十九	百七十五
ラ	百七十	百七十六
ラ	百七十一	百七十七
ラ	百七十二	百七十八
ラ	百七十三	百七十九
ラ	百七十四	百八十
ラ	百七十五	百八十一
ラ	百七十六	百八十二
ラ	百七十七	百八十三
ラ	百七十八	百八十四
ラ	百七十九	百八十五
ラ	百八十	百八十六
ラ	百八十一	百八十七
ラ	百八十二	百八十八
ラ		

新約全書 腓立比書 終

新約全書使徒パウロ、コロサイ人に贈れる書

イ 節一〇一
 二 節一〇二
 三 節一〇三
 四 節一〇四
 五 節一〇五
 六 節一〇六
 七 節一〇七
 八 節一〇八
 九 節一〇九
 十 節一〇一〇
 十一 節一〇一一
 十二 節一〇一二
 十三 節一〇一三
 十四 節一〇一四
 十五 節一〇一五
 十六 節一〇一六

一 神の旨に由てイエスキリストの使徒となれるパウロ及び兄弟テモ
 テニ書を送るに在りてコロサイに在る所の使徒と忠信の兄弟等に贈る願
 くハ爾曹われらの父なる神および主イエスキリストより恩寵と平康を受
 けよ。三 われら爾曹がキリストイエスを信する事と諸の使徒を愛する事と
 を聞て爾曹の爲に祈るとき恒に我儕の主イエスキリストの父なる神に感
 謝す。爾曹が如此聖徒を愛するハ爾曹の爲に天に著へある所のもの即ち
 聖に福音の真理の道の中にて聞き所のものを望むが故なり。六 この福音ハ
 世界に遍が如く爾曹にも來れり且なんぢらが之を聞て神の恩を眞實に曉
 べ日より爾曹の中に果を結び益大になれる如く世界にも果を結びて大
 になれり。七 かく福音ハ我儕の愛する同じ役者エパfrasより爾曹が學ぶ
 所のもの也。エパfrasハ爾曹の爲にキリストの忠信ある僕なり。彼なき
 に爾曹が靈に感じて懷る愛を我儕に告。是故に我儕この事を聞き日より

十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八
ルカ三〇四	マテ二〇一	マテ二〇二	マテ二〇三	マテ二〇四	マテ二〇五	マテ二〇六	マテ二〇七	マテ二〇八	マテ二〇九
ルカ三〇四	マテ二〇一	マテ二〇二	マテ二〇三	マテ二〇四	マテ二〇五	マテ二〇六	マテ二〇七	マテ二〇八	マテ二〇九

爾曹の爲に斷す祈禱をし且求む願くハ爾曹靈の予ふる諸の智慧と頓悟と
 を以て悉く神旨を知 凡の事主を悦ぶせんが爲その意に循ひて口を送り
 凡の善事に因て果を結び且神を知に因て漸に徳を増 また神の榮の權威
 に循ひて賜ふ諸の能力を得て強なり凡の事よるこびて恒忍かつ久耐
 た我儕をして光にある聖徒の業の分を受るに堪る者ならしめ給ふ父の
 恩を感謝せんことを 彼ハ暗の權威より我儕を救出して其愛子の國に遷
 し給へり 我儕その子に由て贖すなハち罪の赦を得たり 彼ハ人の見こ
 さを得ざる神の狀にして萬の造れし物の先に生れし者なり 爾ハ彼に由
 て萬物ハ造れたり天に在もの地上に在もの人の見こさを得もの見こさを
 得ざるもの或ハ位ある者あるハ主たる者あるハハ政を執もの或ハ權威
 あるもの萬物かれに由て造れたり且その造れたるハ彼が爲なり 彼ハ萬
 物より先にあり萬物かれに由て存こさを得たり 教會ハ彼の身體にして
 彼ハ其首なり彼ハ元始にして凡の事につき長ならん爲に死の中より首

十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七
マテ二〇九	マテ二一〇	マテ二一一	マテ二一二	マテ二一三	マテ二一四	マテ二一五	マテ二一六	マテ二一七
マテ二〇九	マテ二一〇	マテ二一一	マテ二一二	マテ二一三	マテ二一四	マテ二一五	マテ二一六	マテ二一七

に生れしものなり十九ハ父すべての徳を以て彼に滿しめ其十字架の血に
 由て平和をなし萬物すなハち地上に在もの天に在る者をして彼に由て己
 と和がしむる事ハ是の聖旨に適ふこさなれば也 夫爾曹ハも惡行を
 行ふに因て神に遠かり心にて其敵となれる者なりしが 神今キリストの
 肉の身體をして其死により爾曹をして己と和がせ潔く玷なく咎なくして
 己の前に立しめんとす 若なんぢら信仰に止り其基を定めかつ堅して福
 音の望より移すバ如此せらるることを得べし此福音ハ即ち爾曹の聞き所
 なり且すでに天下の萬人に傳れり我パウロの役者を作たり○ 今われ
 爾曹の爲に受る苦を喜び又わが肉體をしてキリストの體すなハち教會の
 ために其思難の缺たる所を補ふ われ爾曹の爲に神の賜ふ所の職に循ひ
 此教會の役者となりて徧く神の道を傳んす 此の道ハ歴世歴代隠れた
 る奧義なりしが今この聖徒に顯れたり 神聖徒をして異邦人の中に顯れ
 し奧義の榮のいかに豊なるを知しめんとし給へり此奧義ハ爾曹の中に傳

一 西四〇三三
二 西四〇三四
三 加四〇三九
四 西三〇三九
五 西三〇四〇
六 西三〇四一
七 西三〇四二
八 西三〇四三
九 西三〇四四
一〇 西三〇四五
一一 西三〇四六
一二 西三〇四七
一三 西三〇四八
一四 西三〇四九
一五 西三〇五〇
一六 西三〇五一
一七 西三〇五二
一八 西三〇五三
一九 西三〇五四
二〇 西三〇五五
二一 西三〇五六
二二 西三〇五七
二三 西三〇五八
二四 西三〇五九
二五 西三〇六〇
二六 西三〇六一
二七 西三〇六二
二八 西三〇六三
二九 西三〇六四
三〇 西三〇六五
三一 西三〇六六
三二 西三〇六七
三三 西三〇六八
三四 西三〇六九
三五 西三〇七〇
三六 西三〇七一
三七 西三〇七二
三八 西三〇七三
三九 西三〇七四
四〇 西三〇七五
四一 西三〇七六
四二 西三〇七七
四三 西三〇七八
四四 西三〇七九
四五 西三〇八〇
四六 西三〇八一
四七 西三〇八二
四八 西三〇八三
四九 西三〇八四
五〇 西三〇八五
五一 西三〇八六
五二 西三〇八七
五三 西三〇八八
五四 西三〇八九
五五 西三〇九〇
五六 西三〇九一
五七 西三〇九二
五八 西三〇九三
五九 西三〇九四
六〇 西三〇九五
六一 西三〇九六
六二 西三〇九七
六三 西三〇九八
六四 西三〇九九
六五 西三〇一〇〇
六六 西三〇一〇一
六七 西三〇一〇二
六八 西三〇一〇三
六九 西三〇一〇四
七〇 西三〇一〇五
七一 西三〇一〇六
七二 西三〇一〇七
七三 西三〇一〇八
七四 西三〇一〇九
七五 西三〇一〇一〇
七六 西三〇一〇一
七七 西三〇一〇二
七八 西三〇一〇三
七九 西三〇一〇四
八〇 西三〇一〇五
八一 西三〇一〇六
八二 西三〇一〇七
八三 西三〇一〇八
八四 西三〇一〇九
八五 西三〇一〇一〇
八六 西三〇一〇一
八七 西三〇一〇二
八八 西三〇一〇三
八九 西三〇一〇四
九〇 西三〇一〇五
九一 西三〇一〇六
九二 西三〇一〇七
九三 西三〇一〇八
九四 西三〇一〇九
九五 西三〇一〇一〇
九六 西三〇一〇一
九七 西三〇一〇二
九八 西三〇一〇三
九九 西三〇一〇四
一〇〇 西三〇一〇五

二八 へしキリストなり彼ハ爾曹の望む所の榮の望なり 我儕かれを傳へ諸人を
 二九 勸め諸般の智慧をもて諸人を教へ諸人をしてキリストの中に完全を得
 一 用ひ力竭して勞する也 我これが爲に大能をもて我が裏に働く者の運
 二 用ひ力竭して勞する也 我これが爲に大能をもて我が裏に働く者の運
 三 用ひ力竭して勞する也 我これが爲に大能をもて我が裏に働く者の運
 四 用ひ力竭して勞する也 我これが爲に大能をもて我が裏に働く者の運
 五 用ひ力竭して勞する也 我これが爲に大能をもて我が裏に働く者の運
 六 用ひ力竭して勞する也 我これが爲に大能をもて我が裏に働く者の運
 七 用ひ力竭して勞する也 我これが爲に大能をもて我が裏に働く者の運

一 西四〇三三
二 西四〇三四
三 加四〇三九
四 西三〇三九
五 西三〇四〇
六 西三〇四一
七 西三〇四二
八 西三〇四三
九 西三〇四四
一〇 西三〇四五
一一 西三〇四六
一二 西三〇四七
一三 西三〇四八
一四 西三〇四九
一五 西三〇五〇
一六 西三〇五一
一七 西三〇五二
一八 西三〇五三
一九 西三〇五四
二〇 西三〇五五
二一 西三〇五六
二二 西三〇五七
二三 西三〇五八
二四 西三〇五九
二五 西三〇六〇
二六 西三〇六一
二七 西三〇六二
二八 西三〇六三
二九 西三〇六四
三〇 西三〇六五
三一 西三〇六六
三二 西三〇六七
三三 西三〇六八
三四 西三〇六九
三五 西三〇七〇
三六 西三〇七一
三七 西三〇七二
三八 西三〇七三
三九 西三〇七四
四〇 西三〇七五
四一 西三〇七六
四二 西三〇七七
四三 西三〇七八
四四 西三〇七九
四五 西三〇八〇
四六 西三〇八一
四七 西三〇八二
四八 西三〇八三
四九 西三〇八四
五〇 西三〇八五
五一 西三〇八六
五二 西三〇八七
五三 西三〇八八
五四 西三〇八九
五五 西三〇九〇
五六 西三〇九一
五七 西三〇九二
五八 西三〇九三
五九 西三〇九四
六〇 西三〇九五
六一 西三〇九六
六二 西三〇九七
六三 西三〇九八
六四 西三〇九九
六五 西三〇一〇〇
六六 西三〇一〇一
六七 西三〇一〇二
六八 西三〇一〇三
六九 西三〇一〇四
七〇 西三〇一〇五
七一 西三〇一〇六
七二 西三〇一〇七
七三 西三〇一〇八
七四 西三〇一〇九
七五 西三〇一〇一〇
七六 西三〇一〇一
七七 西三〇一〇二
七八 西三〇一〇三
七九 西三〇一〇四
八〇 西三〇一〇五
八一 西三〇一〇六
八二 西三〇一〇七
八三 西三〇一〇八
八四 西三〇一〇九
八五 西三〇一〇一〇
八六 西三〇一〇一
八七 西三〇一〇二
八八 西三〇一〇三
八九 西三〇一〇四
九〇 西三〇一〇五
九一 西三〇一〇六
九二 西三〇一〇七
九三 西三〇一〇八
九四 西三〇一〇九
九五 西三〇一〇一〇
九六 西三〇一〇一
九七 西三〇一〇二
九八 西三〇一〇三
九九 西三〇一〇四
一〇〇 西三〇一〇五

八 信仰を堅くし此を益大にして感謝せよ ○ なんぢら慎むべし恐くハキリ
 九 ストに循ハす人の遺傳世の小學に循ひ空言なる理學をもて爾曹の心を
 一〇 奪ん 爾神の充足る徳ハ悉く形體をなしてキリストに住リ 彼ハ諸の
 一一 政々權威の首なり爾曹かれに在て全備する事を得なり なんぢら彼に在
 一二 て手をもて爲ざる刑體をうく即ち肉の體を脱去せざるのキリストの刑體
 一三 なリ 爾曹バプテスマを受けて彼に葬られ亦死より彼を起らし神の
 一四 大能を信するに因て彼に隨はされたり なんぢら前にハ諸の罪と身
 一五 に割禮なきに因て死たる者なり然レ神爾曹をして凡の罪を赦し彼に隨
 一六 に生しめ かつ手にて録し了所の我儕を攻る規條の書すなハち我儕に逆
 一七 ふものを塗抹これを中間より取去り釘を以て其十字架に釘たまへり
 一八 た政事を執者々權威ある者を滅し彼等を衆人に示しキリストに因て勝
 一九 れり ○ 是故に或ハ飲ハ食ハ節期あるハ月朔あるハ安息
 二〇 日の事により人をして爾曹を議せしむること勿れ 此等ハ皆來らん

イ 徒十七〇四、十四 徒前五〇十二、十六〇二、二
 ハ 一〇七五九
 ニ 六〇十
 ホ 八〇廿五
 ヘ 徒二〇三三
 ト 徒一〇四、五
 チ 徒一〇三二、二〇三
 ツ 徒二〇二五
 リ 徒一〇四一、五、十六〇廿四
 カ 徒一〇八、二〇四

一
二
三
四
五
六
七
八

新約全書使徒パウロ、テサロニク人に贈れる前書
 パウロとシムロンとテモテ書を父なる神およびイエスキリストに在
 テサロニク人の教會に贈る願くは我儕の父なる神および主イエスキリス
 トより爾曹恩寵と平康を受よ 二 われら新譯の中に爾曹の事を陳て常に爾
 曹衆人の爲に神に感謝す 三 これ爾曹が信仰に由て行ひ愛に由て勞し我儕
 の主イエスキリストを望むに因て忍んことを我儕の父なる神の前にて斷す
 念ふが故なり 四 神に愛せらるる兄弟よ又これ爾曹の誤れたる事を知に録て
 なり 五 我儕の福音なんぢらに來りしは只言に由てのみならず能により聖
 靈に由りまた篤き信仰に由てなり即ち我儕なんぢらの中に在て爾曹の爲に
 如何にもこなひし乎を爾曹の知ごこし 六 且なんぢら大なる難の中に聖靈
 の喜樂をもて道を受われら及び主に效ひ 七 マクドニヤミアカヤに在すべて
 の信者の模楷となれり 八 主の道爾曹より響しは第にマクドニヤアカヤの
 みならず而して亦なんぢらが神に向る信仰すべての處に廣れり是故に我

一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

九 儕何事も言に及ばず 蓋かれら我儕の事を語りて我儕いかなる状にて爾
曹の中にいり且なんぢら偶像をすて神に歸して活る眞神に事へ 十
の天より臨るを待と言べ也 子の子ハ即ち神の死より甦らし所のイエス
にして我儕を來らんとする怒より拯ふ者なり
一 兄弟よ我儕が爾曹の中に入しことの徒然ならざるを爾曹みづから
二 知 なんぢら知る如く我儕さきにビリビにて苦を受また辱を受たり然と
尙なんぢらに至り我儕が神に頼て憚る所なく神の福音を大なる紛争の中
にて爾曹を語れり 我儕の勸へ感より出るに非ず汚より出るに非ず亦 詐
を以てせず われら神の撰をえ福音を傳ることを託られたるに因て歸るな
り此ハ人を悦ばするに非ず我が心を察し給ふ神を悦ばする也 なんぢら
知が如く我儕いつも詔ふ言を用すまた事に藉て食ることをせず神これが
證をなす 我儕キリストの使徒にて人に重ぜらるべしと雖も或ハ爾曹に
も或ハ他人にも人に榮耀を求す 乳母の赤子を育ふ如く我儕なんぢら

一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

八 の中に在て柔和にせり 如此なんぢらを慕ひて第に神の福音のみならず
己の生命をも爾曹に予んことを喜べり是なんぢらハ我が愛する者なれば
九 也 兄弟よ爾曹われらの勞と苦をまゐる爾曹のうち一人をも累へせざる爲
に夜晝工を作て神の福音を爾曹に宣傳へたり 我儕なんぢら信する者に
對て何等かり深く義く缺ること無して行へるを爾曹も神も證をなす十二 爾
曹知われら父が其子を待ふ如して爾曹のくに對ひ其國と其榮に召し給
ふ神に合て行しことを勸また慰め亦教たり 是故に我儕神に向ひ爾曹が我
儕より神の道を聞きしとき之を人の道とせず神の道として受たるを斷す感
謝す此道の誠に神の道にして爾曹信する者の中に働くなり 兄弟よ爾曹
一 ユダヤの中なるキリストイエスにある神の教會に效る者となせり蓋かれ
二 らユダヤ人に苦められし如く爾曹も己が國の人々に苦められたれば也
三 ユダヤ人の主イエスと己が預言者たちを殺じまた我儕を着て逐出せり彼
等ハ神の心に合はず且すべての人に逆へり 十六 また我儕が異邦人に救を得

一 本廿三〇廿二
 二 哥前五〇三
 三 西二〇五
 四 羅一〇十三
 五 羅前二〇十三
 六 羅一〇七廿
 七 二〇十二
 八 羅十廿〇十
 九 羅十廿
 十 羅十廿
 十一 羅十廿
 十二 羅十廿
 十三 羅十廿
 十四 羅十廿
 十五 羅十廿
 十六 羅十廿
 十七 羅十廿
 十八 羅十廿
 十九 羅十廿
 二十 羅十廿
 二十一 羅十廿
 二十二 羅十廿
 二十三 羅十廿
 二十四 羅十廿
 二十五 羅十廿
 二十六 羅十廿
 二十七 羅十廿
 二十八 羅十廿
 二十九 羅十廿
 三十 羅十廿
 三十一 羅十廿
 三十二 羅十廿
 三十三 羅十廿
 三十四 羅十廿
 三十五 羅十廿
 三十六 羅十廿
 三十七 羅十廿
 三十八 羅十廿
 三十九 羅十廿
 四十 羅十廿
 四十一 羅十廿
 四十二 羅十廿
 四十三 羅十廿
 四十四 羅十廿
 四十五 羅十廿
 四十六 羅十廿
 四十七 羅十廿
 四十八 羅十廿
 四十九 羅十廿
 五十 羅十廿

一 是を以て我忍ぶこと能はず故に獨アテニスに留ることな意に定め
 二 キリストの福音を傳へ神と偕に働く我儕の兄弟テモテを爾曹に遣し
 也これ爾曹を固し又爾曹の信仰の爲に爾曹を慰め一人もこの患難に搦
 されざらむめんため也うれ患難ハ我儕に定れることなるを爾曹自ら知り
 われら爾曹と偕に在し時われら患難に遣んことを預じの爾曹に
 告たり今果て其如く成り爾曹知さころの如し 是故に我忍ぶこと能はず

一 哥後十一〇
 二 三十三重十
 三 羅四〇十一
 四 羅二〇十六
 五 徒十八〇一
 六 二一〇八
 七 哥後七〇六
 八 七十三
 九 羅四〇一
 十 羅前二〇十九
 十一 羅一〇十五十
 十二 羅一〇十三〇
 十三 羅一〇九
 十四 羅一〇
 十五 羅二〇八
 十六 羅二〇七
 十七 羅二〇七
 十八 羅一〇七
 十九 羅一〇七
 二十 羅一〇七
 二十一 羅一〇七
 二十二 羅一〇七
 二十三 羅一〇七
 二十四 羅一〇七
 二十五 羅一〇七
 二十六 羅一〇七
 二十七 羅一〇七
 二十八 羅一〇七
 二十九 羅一〇七
 三十 羅一〇七
 三十一 羅一〇七
 三十二 羅一〇七
 三十三 羅一〇七
 三十四 羅一〇七
 三十五 羅一〇七
 三十六 羅一〇七
 三十七 羅一〇七
 三十八 羅一〇七
 三十九 羅一〇七
 四十 羅一〇七
 四十一 羅一〇七
 四十二 羅一〇七
 四十三 羅一〇七
 四十四 羅一〇七
 四十五 羅一〇七
 四十六 羅一〇七
 四十七 羅一〇七
 四十八 羅一〇七
 四十九 羅一〇七
 五十 羅一〇七

爾曹の信仰を知ん爲に人を遣しとなり試る者の爾曹を試みて我儕の勞の
 徒然ならんことを恐れたる也 今テモテ爾曹より我儕に來りて爾曹の信
 仰と愛との福音を聞せ又なんぢら常に我儕を切々に念われらに遇ことを
 欲ひ我儕が爾曹に遇ことを欲ふが如しと告たり 是故に兄弟よ我儕さま
 さまの禍害と思難さの中に爾曹の信仰に因て安慰を得たり うれ爾曹も
 し堅く主に屬バ我儕これに因て生べけれ也 われら爾曹の事に就て我
 儕の神の前に歎ぶ所の大なる喜により爾曹の爲に如何なる感謝を以て神
 に報んや 夜晝切に願ふハ爾曹の面を見んとと爾曹の信仰の足ざる所を
 補はんこと也 願くハ神すなとち我儕の父みづから我儕の主イエスキリ
 ストと偕に我儕を導きて爾曹に至らしめ給せんことを また願ふ主爾曹
 の愛を増かつ満しめ爾曹をして互に愛し衆の人に愛すること我儕が爾曹
 を愛する如ならしめて 爾曹の心を堅くし我儕の主イエスらの諸の聖徒
 と偕に來らんことと爾曹をして我儕の神なる父の前に潔くして責べき所な